



浜松市

# 子ども・若者支援プラン

平成 27 年度～平成 31 年度(平成31年度改訂版)





ごあいさつ

子どもは、浜松市の宝であり、明日への活力の源です。

子どもたちが健やかに成長できるよう、安心して子育てができる環境を整えることは、これからの浜松を支える基盤となります。

結婚・出産に対する個人の意識が多様化し、未婚化、晩婚化等による少子化の進行に歯止めがかかる気配は感じられません。一方で、家庭における養育力・教育力の低下や児童虐待の増加、地域社会における人間関係や社会意識の希薄化等、子どもを取り巻く環境は変化し続けています。また、経済・雇用情勢に回復の兆しが見えるものの、ひとり親家庭においては「子育て」と「生計」の二つの役割を担うため、子どもの養育や教育、経済的なこと等、依然としてさまざまな困難に直面しています。

子どもを取り巻く社会や家庭の環境が子どもの育ちに大きく影響し、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者となってしまうことも考えられます。

これまで浜松市では、「浜松市次世代育成支援(後期)行動計画」(平成22年度～平成26年度)をはじめ、「浜松市ひとり親家庭等自立促進計画(平成23年度～平成27年度)」「浜松市若者支援計画(平成25年度～平成26年度)」を策定し、地域社会における子育て支援やひとり親家庭等に対する総合的な支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援に取り組んできたところです。

このたび、国の「子ども・子育て支援新制度」が施行されるにあたり「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これとひとり親家庭、若者支援の施策を一体的に取りまとめ、すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支え、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための総合的なプランとして「浜松市子ども・若者支援プラン」を策定いたしました。これにより、子どもの成長に応じたきめ細かな施策を展開いたします。

今後、浜松市は、このプランに基づき、「子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松」の実現を目指してまいります。

結びにあたり、プランの策定にご尽力・ご協力いただきました「浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の委員をはじめ、パブリック・コメントにおいて貴重なご意見をくださいました市民の皆様から感謝申し上げます。



平成27年3月

浜松市長 鈴木康友

# 目 次

## 第1部 総論

1	策定にあたって	3
2	基本理念	3
3	根拠法令	3
4	策定の時期と計画期間	3
5	策定の方法	4
6	位置づけ	4
7	前計画の取組み状況と成果	5
8	施策体系	7
9	推進体制	13
10	点検及び評価	13

## 第2部 子ども・子育て支援 (浜松市子ども・子育て支援事業計画)

第1章	はじめに	
1	趣旨	17
2	経緯	17
3	用語の定義	17
第2章	子ども・子育てをめぐる現状と課題	
1	人口に関すること	19
2	少子化に関すること	23
3	認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用に関すること	25
4	産業構造や女性労働力に関すること	28
5	子育て支援に関するニーズ調査結果	30
6	施策体系	32
第3章	事業計画	
1	就学前における質の高い教育・保育の提供	33
2	提供区域の設定	34
3	各年度の就学前における教育・保育の量の見込み、実施しようとする就学前における教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	40
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	48
5	保育利用率の目標数値	62
6	認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	62
7	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	62

8	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な静岡県との連携に関する事項	63
9	子どもの貧困対策の充実に関する事項	64
10	職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	65
11	総合的な放課後児童対策に関する事項	66
12	結婚の希望を実現するための支援	67
13	家族を形成する意識の育成	67
14	企業主導型保育事業の周知と活用の促進	67
15	子ども・子育て支援の成果(アウトカム)	67

## 第3部 ひとり親家庭等自立促進

第1章	はじめに	
1	趣旨	71
2	経緯	71
3	用語の定義	71
第2章	ひとり親家庭等をめぐる現状と課題	
1	ひとり親家庭等の現状	72
2	ひとり親家庭等自立促進の課題	76
3	施策体系	77
第3章	具体的な支援施策	
1	子育て・生活支援	78
2	就業支援	79
3	養育費確保支援	80
4	経済的支援	80

## 第4部 若者支援

第1章	はじめに	
1	趣旨	85
2	経緯	85
3	用語の定義	85
第2章	若者をめぐる現状と課題	
1	若者の現状	86
2	若者支援の課題	89
3	施策体系	90
第3章	具体的な支援施策	
1	就労支援	91
2	社会生活支援	91
3	支援のための連携	92

【参考1】策定経過等	・・・・・・・・	94
【参考2】浜松市次世代育成支援(後期)行動計画事業一覧	・・・・・・・・	96
【参考3】児童人口推計	・・・・・・・・	100
【参考4】パブリック・コメント実施結果	・・・・・・・・	104

# 第 1 部

## 総論



## 1 策定にあたって

この浜松市子ども・若者支援プラン<sup>1</sup>(以下「子ども・若者支援プラン」という)は、平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るための浜松市子ども・子育て支援事業計画と、現行の浜松市ひとり親家庭等自立促進計画、浜松市若者支援計画を一体化し、子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

なお、浜松市子ども・子育て支援事業計画については、これまでの浜松市次世代育成支援(後期)行動計画による施策を継承するため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の内容も盛り込むこととします。

## 2 基本理念

浜松市は、すべての市民が生涯にわたりいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

そのためには、浜松市のすべての子どもを社会全体で健全に育成し、社会生活を送るうえで困難を感じることはない自立した若者になるよう支援するとともに、すべての家庭において安心して子育て・生活ができるような取組みが求められます。

こうしたことから、子ども・若者支援プランの基本理念を次のように定めます。

**子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松**

## 3 根拠法令

項目	根拠法令
子ども・子育て支援に関する事	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項
ひとり親家庭等自立促進に関する事	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
若者支援に関する事	子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項

## 4 策定の時期と計画期間

計画策定の時期は平成 27 年 3 月とします。また、計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に対応するため、柔軟な見直しを行います。

区分	H17~H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27~H31
子ども・子育て支援に関する事	浜松市次世代育成支援(前期)行動計画	浜松市次世代育成支援(後期)行動計画				浜松市 子ども・若者 支援プラン	
ひとり親家庭等自立促進に関する事	浜松市ひとり親家庭等自立促進計画						
若者支援に関する事	浜松市若者支援計画						

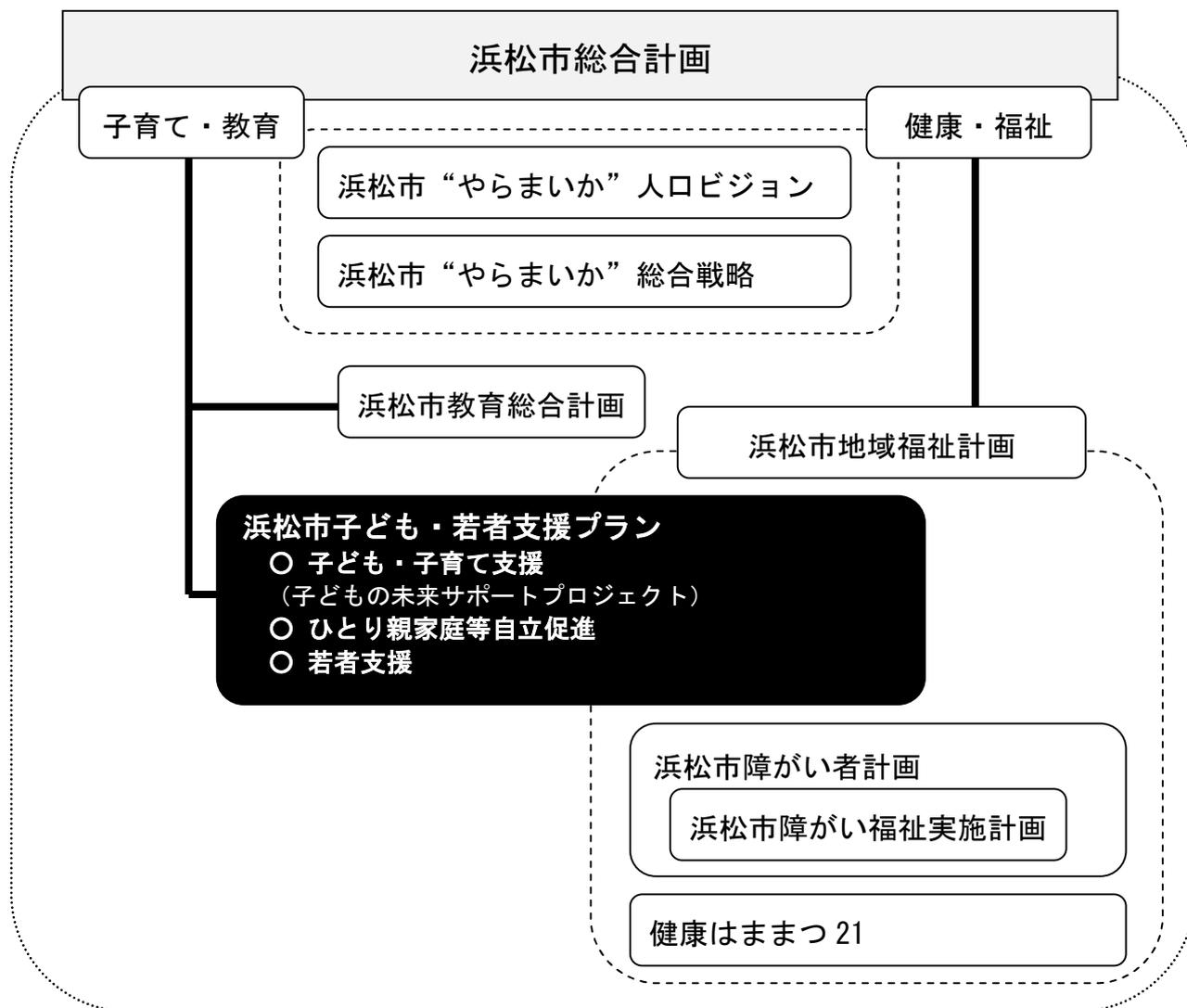
<sup>1</sup> 子ども・若者支援プランは、浜松市子ども育成条例第 11 条に基づき市長が策定する計画である。

## 5 策定の方法

子ども・若者支援プランは、関係法令、基本指針、市民意識調査、合議制の機関<sup>2</sup>や子育て当事者からの意見、パブリック・コメント等を基に策定しました。

## 6 位置づけ

浜松市総合計画を上位計画とし、「子育て・教育」分野の個別計画に位置づけられます。また、浜松市教育総合計画等の各個別計画と連携を図ります。



【参考】浜松市総合計画では「10年後の目標(政策の柱)」及び「基本政策」を定めます。

### 10年後の目標(政策の柱)

- (ア) 子どもたちの成長を第一に考えた地域社会のサポートにより、仕事と子育てが両立できる環境が整っている。
- (イ) すべての子どもたちは、互いの個性を認め合い、夢と希望を持って学び、生きる力を身に付けている。

### 基本政策

- (ア) 子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり
- (イ) 市民協働による未来創造へのひとつづくり

<sup>2</sup> 本市における合議制の機関は、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を指す。

## 7 前計画の取組み状況と成果

### (1) 次世代育成支援(後期)行動計画における成果

成果指標(アウトカム指標)		H22	H23	H24	H25	H26
子育てがしやすくなっていると感じる人の割合(%)	目標値	21.0	22.0	28.0	29.0	30.0
	実績値	25.2	27.3	27.6	38.6	36.3

【評価】平成24年度以前と平成25年度以降では、設問の表記に変更があるため単純な比較はできないが、子育てがしやすくなっていると感じる人の割合が高まったことは一定の成果と考えます。

### (2) 次世代育成支援(後期)行動計画における施策・事業の成果

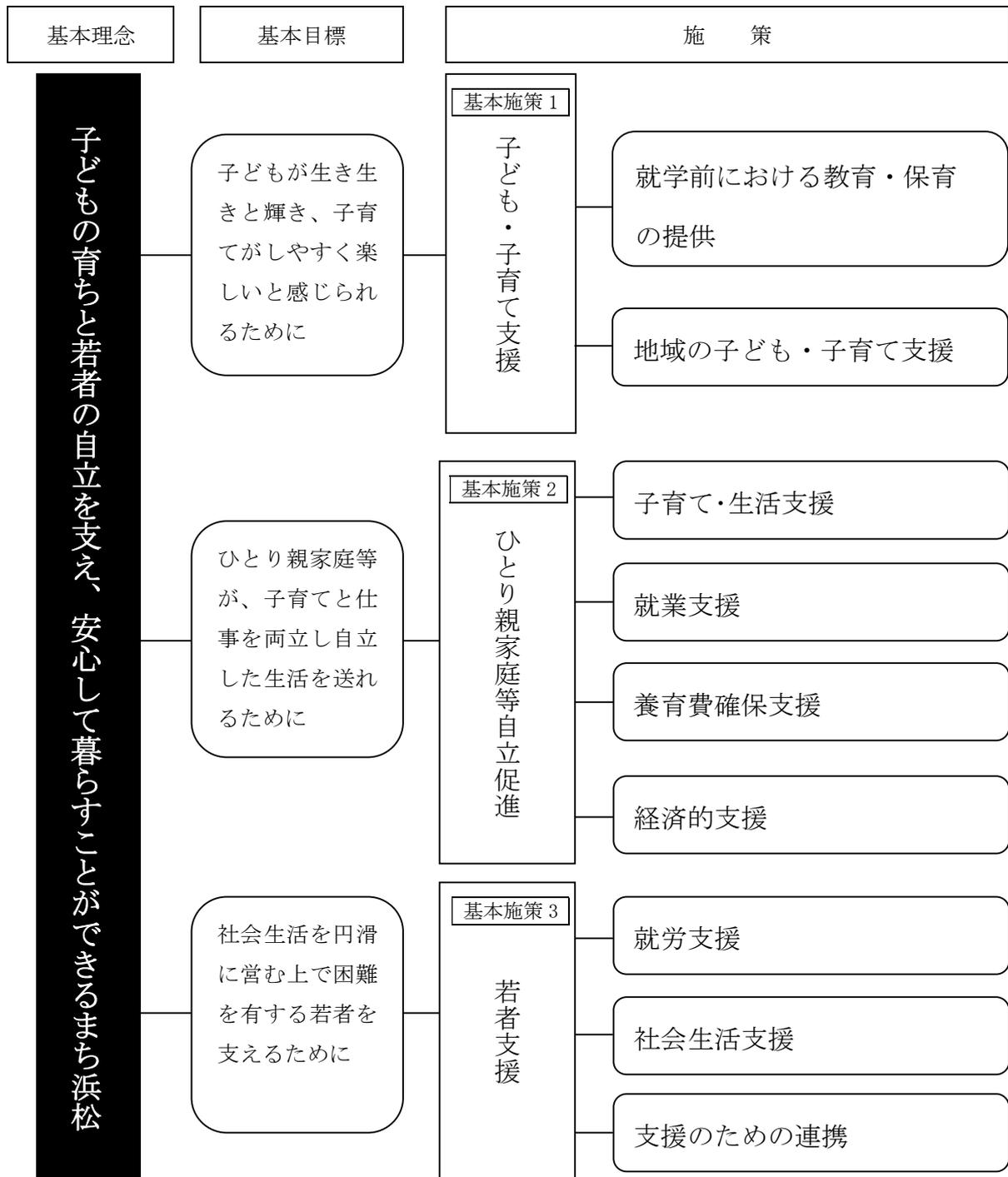
基本施策	主な取組みの状況	主な成果(見込み)
1 地域社会における子育て支援	「保育サービスの充実」として、通常保育や延長保育等の多様な保育事業を実施。また、保育所や放課後児童会の定員拡大のため施設整備を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所定員 H22(8,230人)→H26(9,210人)</li> <li>・放課後児童会定員 H22(3,895人)→H26(4,810人)</li> <li>・H25から中山間地等で放課後の子どもたちの居場所づくり事業を実施。</li> </ul>
2 子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	「子どもや母親の健康の確保」として、乳児家庭全戸訪問事業を実施。「思春期保健対策の充実」として、ひきこもり家族教室やひきこもり相談を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問事業実施率 H23 97.0% H24 96.5% H25 97.4%</li> <li>・H24からひきこもりの子ども・若者の「居場所」や、「地域若者サポートステーション」等を設置。</li> </ul>
3 心身の健やかな成長を願う教育環境の整備	「次代の親の育成」として赤ちゃんとのふれあい体験事業を実施。「生きる力の育成に向けた教育環境等の整備」や「家庭や地域の教育力の向上」に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22～H25 赤ちゃんとのふれあい体験事業 延べ実施中学校数 36校 延べ参加生徒数 6,392人</li> <li>・H23年6月からいじめホットラインの24時間体制を開始。</li> </ul>
4 子育てを支援する生活環境の整備	「良好な住宅・居住環境の確保」として、子育て環境に配慮した市営住宅の整備や、「安全・安心なまちづくりの推進」に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22～H26の子育て環境に配慮した市営住宅整備戸数 全82戸</li> </ul>

基本施策	主な取組みの状況	主な成果(見込み)
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	「仕事と生活の調和の実現」や「仕事と子育ての両立」に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センター事業における活動件数の増加。</li> <li>H23 8,626件 H24 10,073件</li> <li>H25 10,655件</li> </ul>
6 子どもの安全の確保	通学路の安全対策・整備事業や、地域ぐるみの学校安全体制整備のためスクールガードリーダーを配置した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22～H25の通学路の整備箇所数 268箇所</li> </ul>
7 保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応	「児童虐待防止対策の充実」として、要保護児童対策地域協議会による検討や「障がいのある子どもに対する施策の充実」として発達障害に対する体制の整備に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25から要保護児童対策地域協議会に、産婦人科医師や警察職員等を配置し構成メンバーの拡充を図った。</li> <li>・発達相談支援センター(ルピロ)の開設により相談体制が充実し、関係機関との連携が円滑に行われ相談件数が年々増加している。</li> </ul>

## 8 施策体系

### (1) 基本施策と実施事業

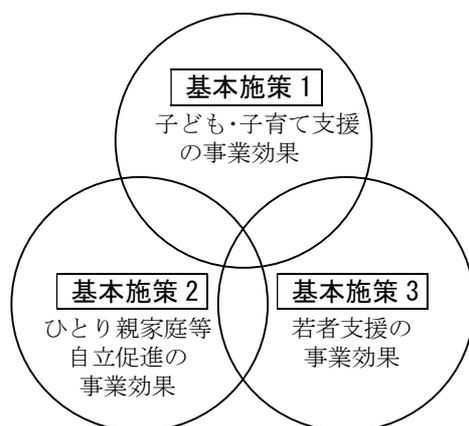
子ども・若者支援プランにおける基本施策の体系を次のように定め、基本施策毎に事業を実施します。



### (2) 基本施策と事業

基本施策 1～3 ごとに様々な事業を実施します。また、基本施策 1 の子ども・子育て支援の事業の中には、基本施策 2 や基本施策 3 に関連する事業があり、実施事業の効果を幅広い支援につなげます。

## 事業効果の相関図



## 基本施策1 子ども・子育て支援

### ア 重点的に取り組む事業

#### (ア) 就学前における教育・保育の提供

(詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。)

No.	事業名
1	認定こども園、幼稚園、保育所
2	地域型保育事業 <sup>3</sup> (家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)

#### (イ) 地域の子ども・子育て支援 (詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。)

No.	事業名
1	(1) 特定型利用者支援事業
	(2) 母子保健型利用者支援事業
2	時間外保育事業(延長保育事業等)
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	(1) 養育支援訪問事業
	(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	(1) 一般型一時預かり事業
	(2) 幼稚園型一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※上記の(ア)、(イ)は、子ども・子育て支援法で定められた事業

<sup>3</sup> 地域型保育事業とは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業があり、原則として0歳児～2歳児を対象とした少人数できめ細かな保育を行う事業である。本市では、小規模保育事業及び事業所内保育事業を重点的に進めていく。

イ その他事業(子ども・子育て支援法に定めがない事業等)

No.	事業名
地域社会における子育て支援サービスの充実	
1	保育ママ事業
2	子育て情報センター管理運営事業
3	児童手当支給事業
4	すこやかキッズフェスティバル
5	放課後子供教室 <sup>4</sup>
6	放課後の子どもたちの居場所づくり
7	類似放課後児童クラブ助成事業
8	市立保育所特別保育推進事業(世代間交流)
9	市立保育所施設整備事業
10	市立幼稚園施設整備事業
11	私立保育所等事業費助成事業(障害児保育、食物アレルギー児調理業務、食育の推進、外国人児童保育)
12	私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業(低年齢児保育、予備保育士雇上、産休等代替職員雇上)
13	私立保育所等施設整備費助成事業
14	私立保育所施設整備償還費助成事業
15	認証保育所助成事業
16	認証保育所利用者助成事業
17	保育士等確保対策費助成事業
18	サテライト型小規模保育事業費助成事業
19	移動児童館事業
20	浜松こども館運営事業
21	青少年の家管理運営事業
22	天竜自然体験センター運営・整備事業
23	青少年団体等活動助成事業
24	地域(中学校区)青少年健全育成会事業
25	児童遊園等整備支援事業
26	地域子育て推進事業
27	はますくヘルパー利用事業
子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	
28	妊娠期健康講座事業
29	母子相談事業
30	乳幼児健康診査事業
31	妊産婦乳幼児訪問事業

<sup>4</sup> 小学生を対象として、文化活動や交流活動等を行い、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行う事業。本市では、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童健全育成事業と一体的、または、連携による実施を推進する。新たに開設する放課後児童会、放課後子供教室は、余裕教室等小学校内の施設で実施することを基本とし、学校施設の一層の活用を進めていく。

No.	事業名
32	母子予防接種事業
33	食育推進事業
34	思春期性教育事業
35	ひきこもり家族教室
36	子ども医療費助成事業
37	不妊治療費等支援事業
38	小児慢性特定疾病対策事業
39	自立支援育成医療費支援事業
40	未熟児養育医療費支援事業
41	結核児童医療費等支援事業
42	産後ケア事業
43	産婦健康診査事業
心身の健やかな成長を願う教育環境の整備	
44	赤ちゃんとのふれあい体験事業
45	私立学校教育振興助成事業
46	ジュニアスポーツ育成事業
47	就学相談・就学支援業務
48	私立幼稚園子育て支援事業
49	私立幼稚園教育振興助成事業
50	外国人学校等への支援
51	市立幼稚園の通常学級における特別な支援を要する園児への個別支援
52	遠距離通園費援助事業
53	市立幼稚園教育指導支援員配置事業
54	市立幼稚園教育研究・指導事業
55	市立幼稚園特色化推進事業
56	浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動助成事業
57	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業
58	家庭教育推進事業
59	私立学校施設整備助成事業
60	私立幼稚園就園奨励助成事業
61	子ども講座事業
62	子育て講座事業
63	地区社会福祉協議会活動支援事業
64	地域ふれあい事業
65	いじめ問題再調査委員会
66	いじめ問題対策連絡協議会事業
67	教育・保育施設等重大事故再発防止検証会議
68	青少年育成センター事業(補導・環境浄化事業)

No.	事業名
子育てを支援する生活環境の整備	
69	安全で安心なまちづくり支援事業
70	多世帯住まい支えあい事業
職業生活と家庭生活の両立の推進	
71	事業所向け男女共同参画の視点からの意識啓発事業
72	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業
73	女性就労支援事業
74	マザーズサロン連携事業
子どもの安全の確保	
75	通学路の安全対策
76	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応	
77	児童相談・児童保護事業
78	里親支援事業
79	児童福祉施設運営助成事業
80	児童福祉施設整備助成事業
81	母子生活支援・助産施設保護事業
82	社会的養護体制整備事業
83	児童家庭相談事業
84	一時保護所運営事業
85	児童家庭支援センター設置運営事業
86	未成年後見人支援事業
87	発達医療総合福祉センター運営事業
88	障害児地域生活支援事業
89	発達支援広場事業
90	児童発達支援センター運営事業
91	発達相談支援センター事業
92	障害者相談支援事業
93	発達障害者支援人材育成事業
94	発達障害者支援体制整備事業
95	女性相談保護事業
96	精神保健福祉相談
結婚・妊娠に対する前向きな機運の醸成	
97	結婚の希望を実現するための支援
98	家族を形成する意識の育成
経済的に困窮状態にある子どもへの支援	
99	学習支援事業
100	子どもの貧困対策コーディネーター事業

## 基本施策 2

ひとり親家庭等自立促進（詳細は第3部「ひとり親家庭等自立促進」で定めます。）

No.	事業名
1	ひとり親家庭等日常生活支援事業
2	子育てに関する相談
3	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
4	市営住宅
5	母子生活支援施設
6	ひとり親家庭等生活向上事業
7	ひとり親家庭の交流支援
8	母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化
9	自立支援プログラム策定事業
10	各就業支援事業の活用促進
11	自立支援教育訓練給付金事業
12	高等職業訓練促進給付金等事業
13	資格取得のための講習会
14	ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発・優遇制度の周知
15	養育費相談
16	養育費セミナー
17	児童扶養手当
18	ひとり親家庭等自立支援手当
19	遺児等福祉手当
20	交通遺児等福祉手当
21	母子父子寡婦福祉資金
22	生活・生計の維持に関する相談
23	経済的支援にかかる各種支援制度の周知
24	母子家庭等医療費助成

## 基本施策 3

若者支援（詳細は第4部「若者支援」で定めます。）

No.	事業名
1	地域若者サポートステーションはままつ事業
2	若者相談支援窓口「わかば」
3	ひきこもり相談
4	青少年支援体験活動事業
5	若者サポートネット(若者支援地域協議会)
6	支援者支援事業

## 9 推進体制

### (1) 子ども・子育て支援、ひとり親家庭等自立促進の推進体制

#### ア 庁内体制

##### 浜松市子ども・若者支援推進会議

関係部長等を委員とする浜松市子ども・若者支援推進会議を設置し、子ども・子育て支援の総合的な施策展開の検討・調整等を行います。

#### イ 諮問機関としての合議体

##### 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

浜松市社会福祉審議会条例に基づき、学識経験者や児童に関する事業に従事する者等から組織する浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、子ども・若者支援プランの推進等について審議を行います。

### (2) 若者支援の推進体制

#### ア 若者サポートネット(若者支援地域協議会)

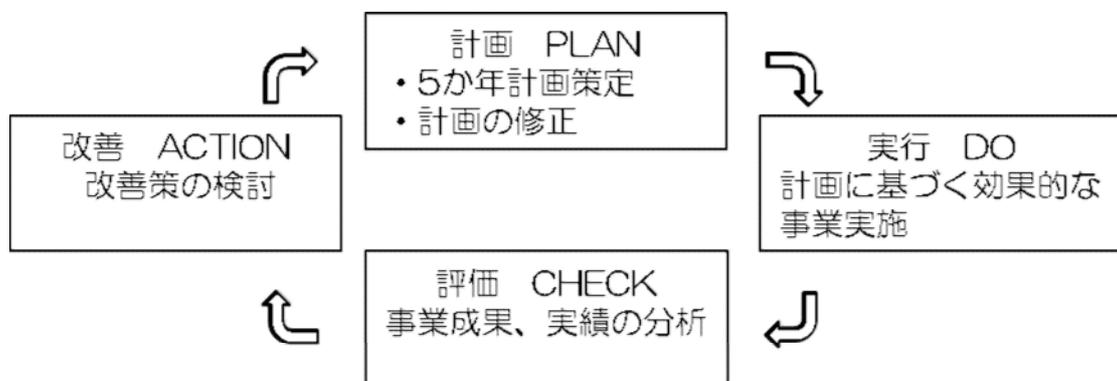
国、静岡県、市の関係機関及び民間支援団体からなる「若者サポートネット」が主体となり、若者支援を推進します。

#### イ その他関係機関との連携等

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立を見通し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、若者サポートネットと要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携し、子ども・若者支援を推進します。また、支援の状況について社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告することで、その他の関係機関や団体と情報を共有します。

## 10 点検及び評価

子ども・若者支援プランの進捗については、浜松市こども家庭部が進捗管理を行い、実績や課題の整理を行うとともに、浜松市子ども・若者支援推進会議、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び若者サポートネットに意見を求め、子ども・若者支援プランの見直しに反映することで、PDCAサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。





## 第2部

# 子ども・子育て支援

(浜松市子ども・子育て支援事業計画)



# 第1章 はじめに

---

## 1 趣旨

子ども・子育て関連三法及び基本指針<sup>5</sup>に基づき、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を目的とします。

## 2 経緯

これまで本市の子ども・子育て支援は、次世代育成支援対策推進法に基づき浜松市次世代育成支援(後期)行動計画を策定し、7つの基本施策のもと様々な事業を実施してきました。

平成24年8月の子ども・子育て関連三法の成立に伴い、新たに子ども・子育て支援事業計画を策定することとなり、平成25年10月の子育て支援に関するニーズ調査結果を踏まえ、平成27年度からの5年間の就学前の教育・保育や地域における子ども・子育て支援の確保策等を定め、施策・事業を実施します。

## 3 用語の定義

### (1) 子ども

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

### (2) 子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子ども及び子どもの保護者に対する支援

### (3) 認定区分

ア 1号認定子ども…満3歳以上の就学前の子ども(2号認定子どもを除く)

イ 2号認定子ども…満3歳以上の就学前の子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども

ウ 3号認定子ども…満3歳未満の子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども

### (4) 地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業があり、原則として0歳児～2歳児を対象とした少人数できめ細かな保育を行う事業

### (5) 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業の3号認定子どもの利用定員数(事業所内保育事業所の労働者枠を除く)の割合

---

<sup>5</sup> 平成26年7月に内閣府・文部科学省・厚生労働省から公布されたもの。

(6) 特定教育・保育施設

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設

(7) 特定地域型保育事業

市長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業

(8) 待機児童

ア 保育所等利用待機児童…国の定義に基づき、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みをしているが、定員超過等の理由により利用できなかった児童数から、浜松市認証保育所利用者、特定の保育所等の利用を希望している者、求職活動を理由に利用を希望しているが求職活動を休止している者等を除いた人数。

イ 放課後児童会待機児童…保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生で放課後児童健全育成事業の利用の申込をしたが、定員超過等の理由により利用できなかった児童のうち待機の申込をした者。

## 第2章 子ども・子育てをめぐる現状と課題

### 1 人口に関すること

本市の人口は減少傾向であり、今後、年少人口及び生産年齢人口が減少するのに対し、老年人口は増加すると予測されます。行政区別で見ると、天竜区における人口の減少が目立ち、過疎化が見られます。出生数は減少傾向ですが、合計特殊出生率はこの10年間ほぼ同じです。

#### (1) 国勢調査に見る人口の推移

ア 人口の増減率 (単位：人、%)

区分	H17	H22	増減率
国	127,767,994	128,057,352	0.23
静岡県	3,792,377	3,765,007	△ 0.72
浜松市	804,032	800,866	△ 0.39

イ 行政区別人口の増減<sup>6</sup> (単位：人、%)

区名	H17	H22	増減率
中区	244,953	238,477	△ 2.64
東区	125,743	126,609	0.69
西区	109,906	113,654	3.41
南区	103,242	102,381	△ 0.83
北区	95,830	94,680	△ 1.20
浜北区	86,838	91,108	4.92
天竜区	37,520	33,957	△ 9.50
計	804,032	800,866	△ 0.39

ウ 行政区別の人口比率 (単位：人、%)

区名	H22	比率
中区	238,477	29.8
東区	126,609	15.8
西区	113,654	14.2
南区	102,381	12.8
北区	94,680	11.8
浜北区	91,108	11.4
天竜区	33,957	4.2
計	800,866	100.0



<sup>6</sup> 平成17年は当時の結果を政令指定都市移行後の行政区に置き換えたもの。

エ 年少(15歳未満) 人口の増減 (単位：人、%)

区分	H17	H22	増減率
国	24,089,614	22,932,181	△ 4.80
静岡県	536,799	511,575	△ 4.70
浜松市	116,137	112,093	△ 3.48

オ 行政区別の年少(15歳未満) 人口の増減<sup>7</sup>  
(単位：人、%)

区名	H17	H22	増減率
中区	34,272	31,490	△ 8.12
東区	19,318	18,921	△ 2.06
西区	16,775	17,373	3.56
南区	15,469	14,764	△ 4.56
北区	13,831	12,826	△ 7.27
浜北区	12,488	13,635	9.18
天竜区	3,984	3,084	△ 22.59
計	116,137	112,093	△ 3.48

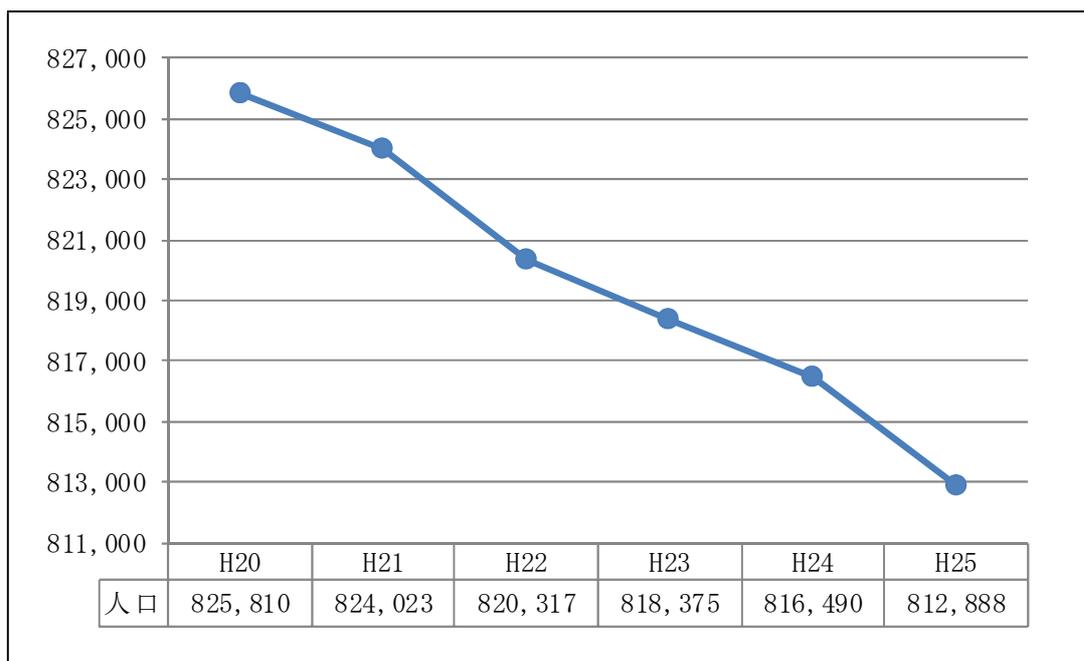
カ 行政区別の年少(15歳未満) 人口の比率  
(単位：人、%)

区名	H22	比率
中区	31,490	28.1
東区	18,921	16.9
西区	17,373	15.5
南区	14,764	13.2
北区	12,826	11.4
浜北区	13,635	12.1
天竜区	3,084	2.8
計	112,093	100.0

<sup>7</sup> 平成17年は当時の結果を政令指定都市移行後の行政区に置き換えたもの。

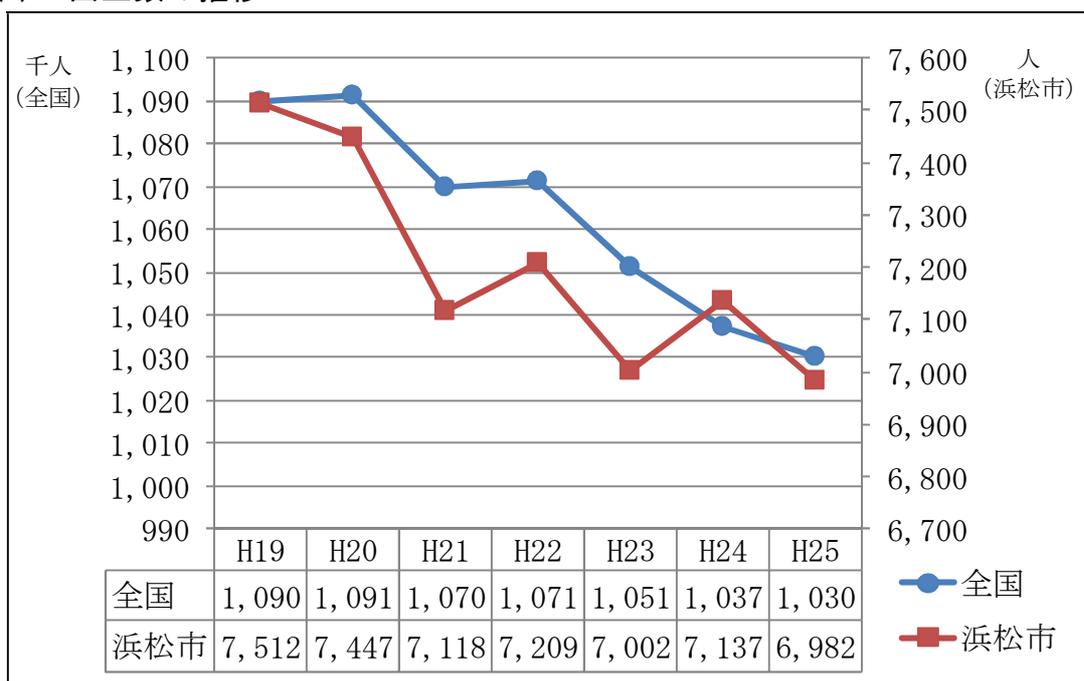
(2) 浜松市の人口推移

(単位：人)



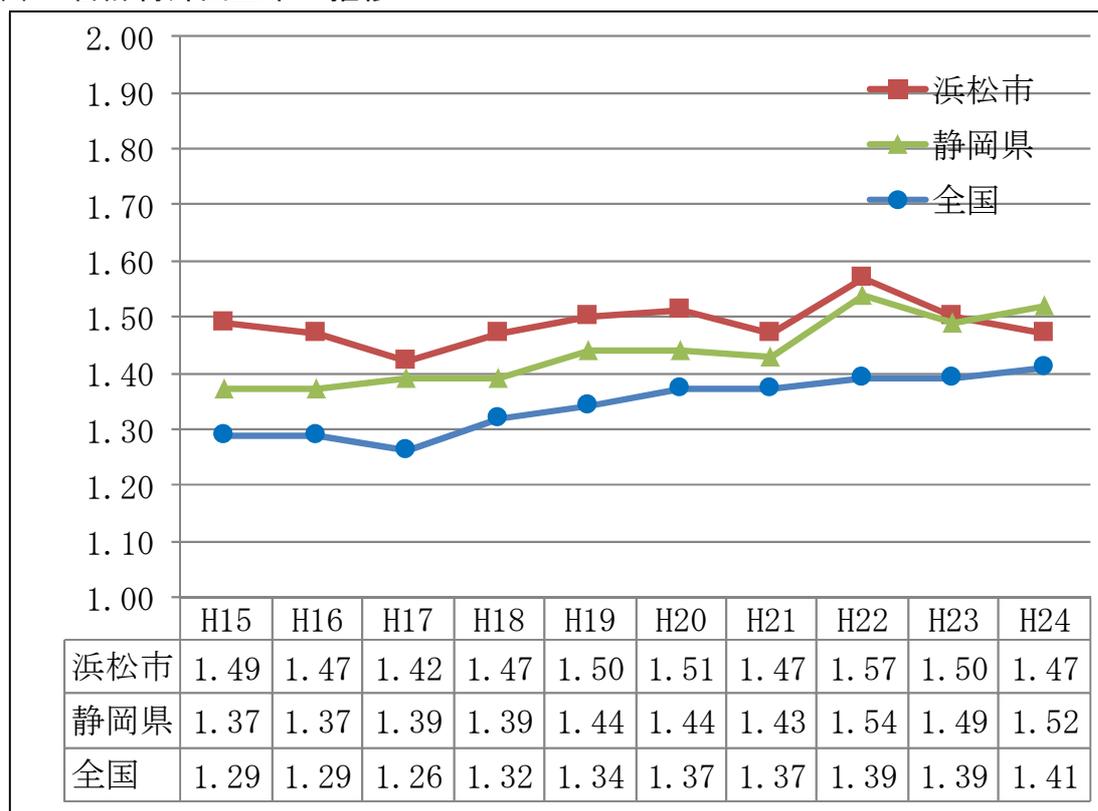
(浜松市の人口)

(3) 出生数の推移



(全国：人口動態統計、市：浜松市保健衛生年報)

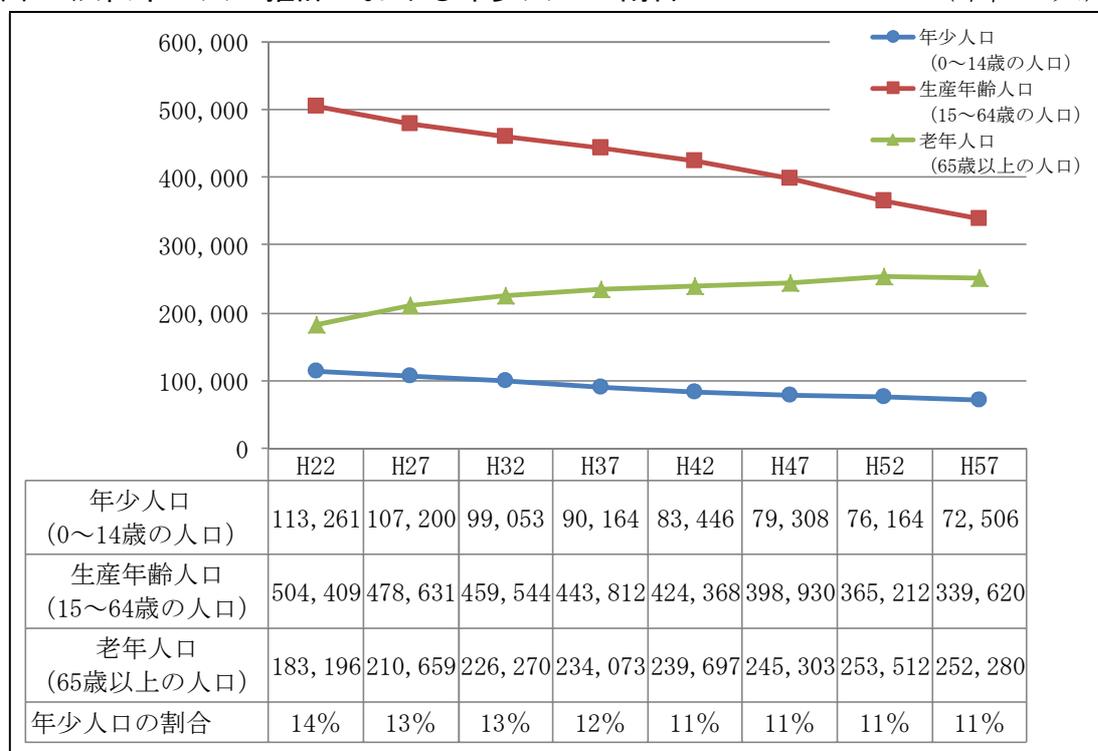
(4) 合計特殊出生率の推移<sup>8</sup>



(浜松市保健衛生年報)

(5) 浜松市の人口推計における年少人口の割合

(単位：人)



(浜松市の将来推計人口(平成25年3月推計))

<sup>8</sup> 合計特殊出生率は、15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人出産するかを表す。

## 2 少子化に関すること

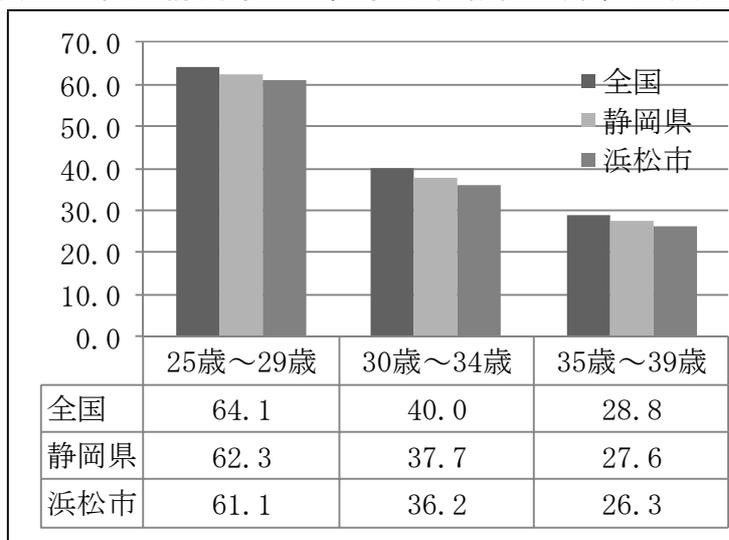
本市の未婚率は、年々高くなっています。35歳～39歳における未婚率は、平成2年と平成22年を比較した場合、13.31%から26.28%へ倍増しています。

初婚年齢は、平成20年から平成24年の5年間で夫が0.6歳、妻が0.7歳高年齢化しています。

初産年齢は、平成20年から平成24年の5年間で0.7歳高年齢化しています。

未婚率、初婚年齢、初産年齢はいずれも上昇しており、本市における少子化の原因になっています。

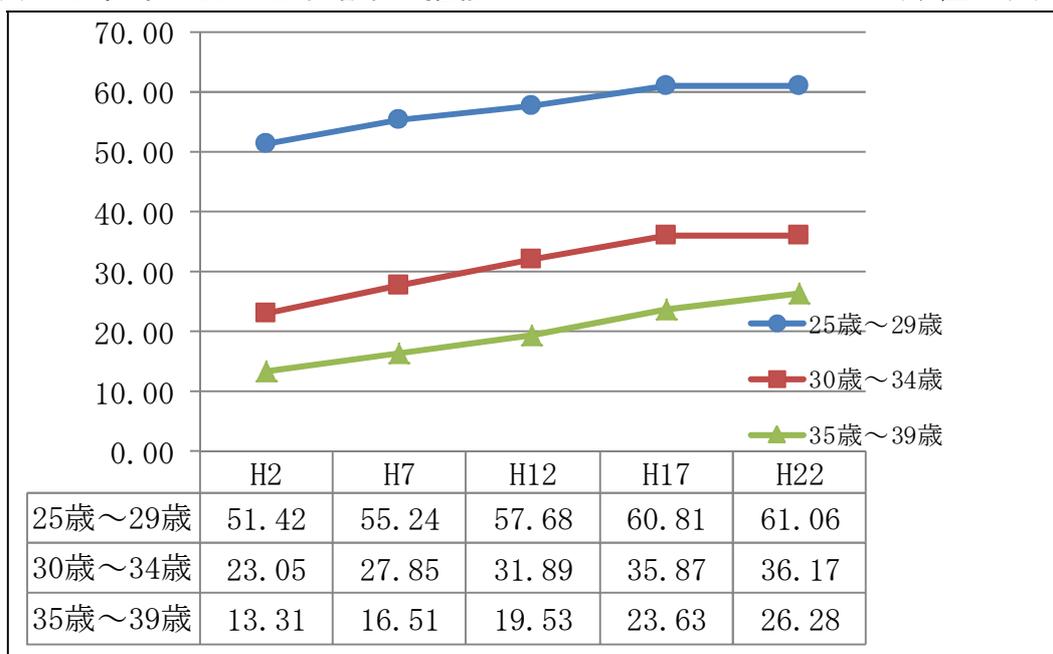
### (1) 全国・静岡県・浜松市の未婚率 (単位：%)



(平成22年国勢調査)

### (2) 浜松市における未婚率の推移 (単位：%)

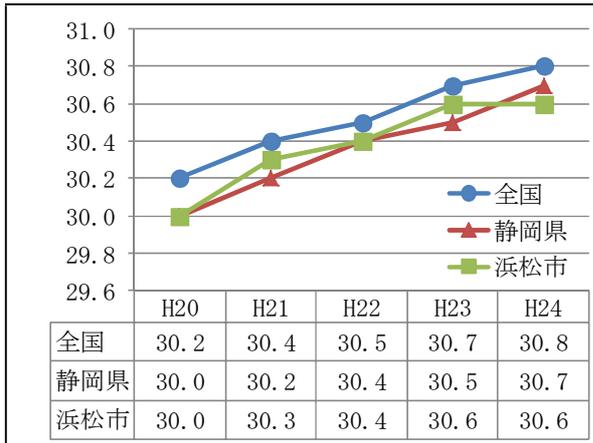
(単位：%)



(国勢調査)

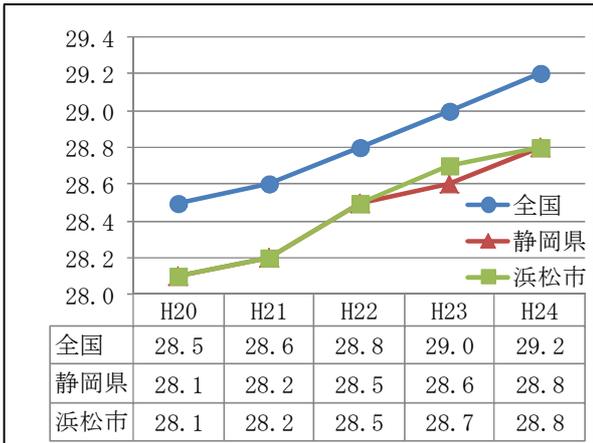
### (3) 初婚年齢

夫



妻

(単位：歳)

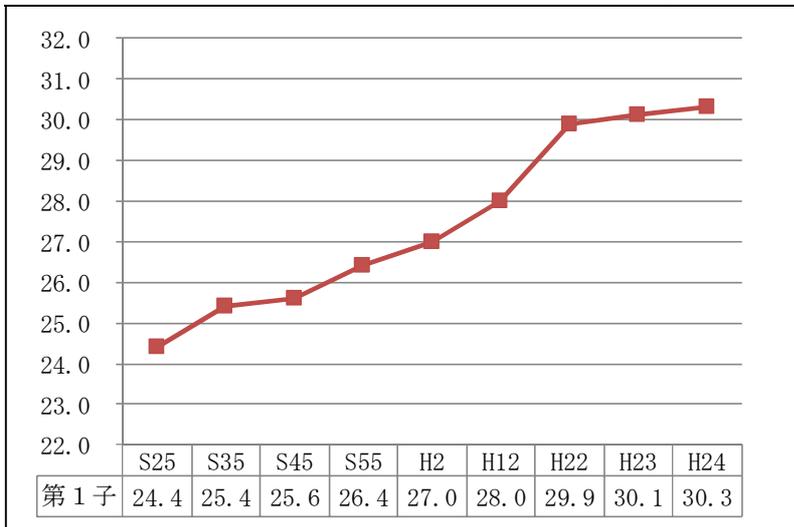


(人口動態統計)

### (4) 女性の初産年齢

ア 全国

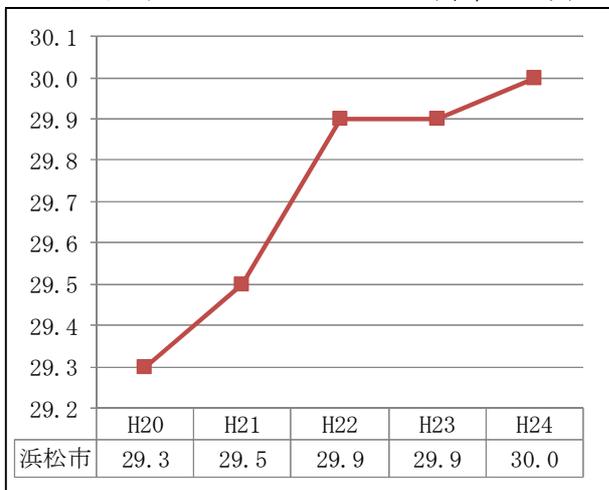
(単位：歳)



(人口動態統計)

イ 浜松市

(単位：歳)



(人口動態統計)

### 3 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用に関すること

本市の保育所は、弾力的運用により定員を超えて児童を受け入れています。待機児童は解消されていない状況です。待機児童の多くは3歳未満の児童であり、市の中心部である中区や、大規模な宅地造成等が行われた浜北区、また、その周辺部の東区・北区で待機児童が多い状況です。

3歳～5歳児の幼稚園利用率は約70%で、他政令指定都市と比べ高い利用率となっています。

放課後児童会の利用も、保育所同様に利用者数は年々増加しており、待機児童が解消されていない状況です。

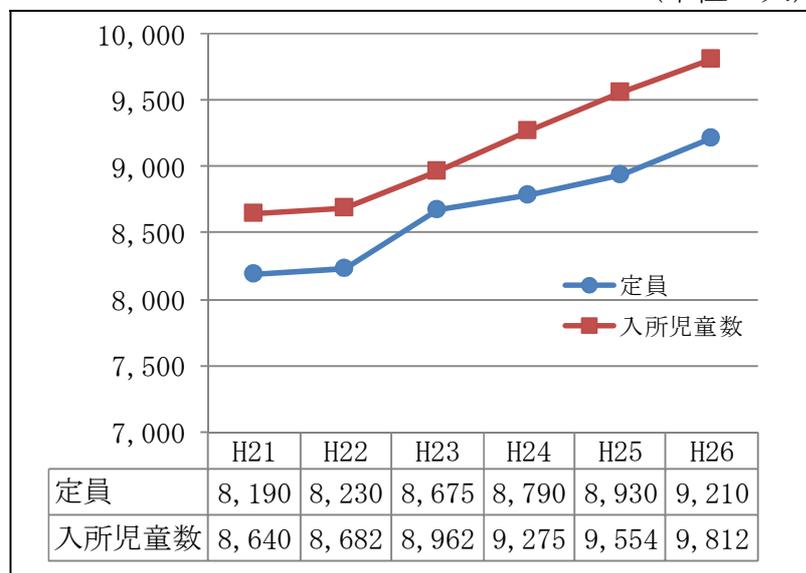
#### (1) 浜松市における幼稚園・保育所・認証保育所<sup>9</sup>利用状況<sup>10</sup> (単位：人、%)

児童の年齢	住民登録数	幼稚園		保育所		認証保育所		就園児童数		その他	
		利用者	利用率	利用者	利用率	利用者	利用率	合計	率	合計	率
0歳児	7,045			544	7.7	53	0.8	597	8.5	6,448	91.5
1歳児	7,274			1,633	22.4	269	3.7	1,902	26.1	5,372	73.9
2歳児	7,377			1,813	24.6	279	3.8	2,092	28.4	5,285	71.6
3歳児	7,187	4,838	66.7	1,837	25.6	114	1.6	6,789	94.5	442	6.1
4歳児	7,559	5,217	68.9	1,864	24.7	120	1.6	7,201	95.3	368	4.9
5歳児	7,642	5,385	70.3	1,863	24.4	107	1.4	7,355	96.2	296	3.9

(浜松市こども家庭部保育課、学校教育部教育総務課調べ)

#### (2) 浜松市における保育所の定員・利用児童数の推移

(単位：人)



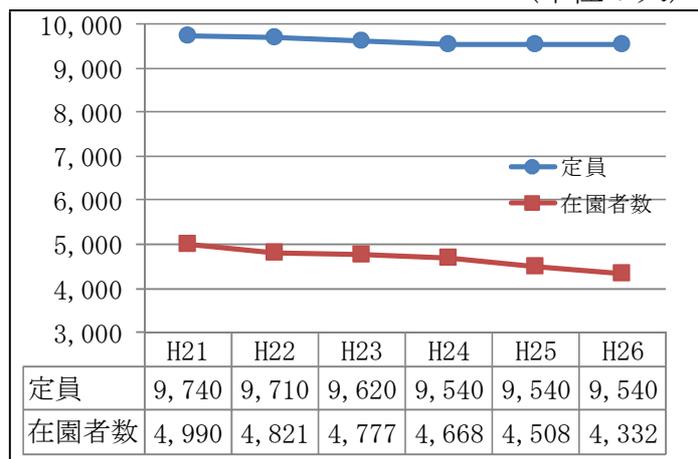
(各年4月1日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ)

<sup>9</sup> 認可外保育施設のうち、本市が定める基準を満たし、認証した施設。

<sup>10</sup> 幼稚園利用者数は平成25年5月1日現在、保育所と認証保育所利用者数は平成25年4月1日現在。

(3) 浜松市における市立幼稚園の定員・在園者数の推移

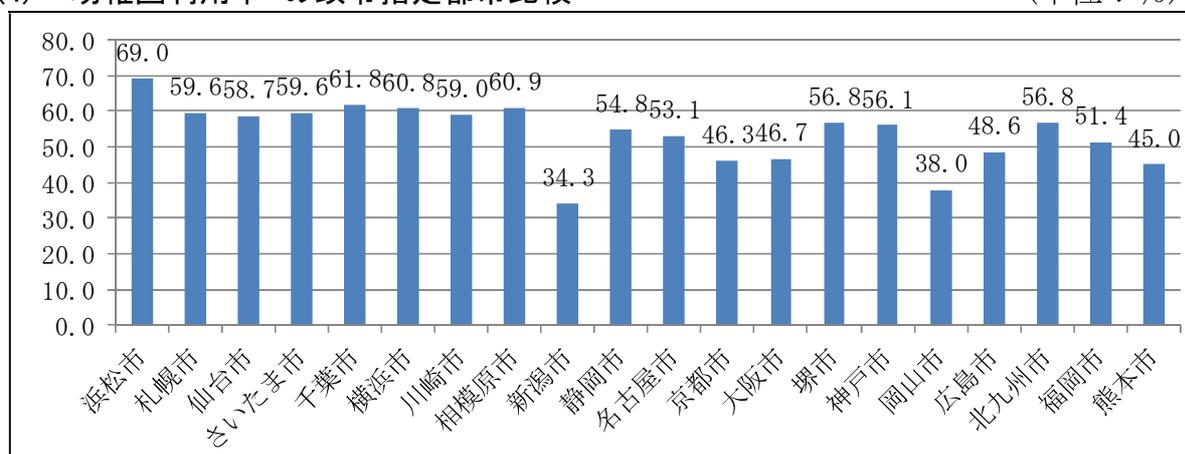
(単位：人)



(各年5月1日現在・学校基本調査、浜松市立幼稚園園則)

(4) 幼稚園利用率<sup>11</sup>の政令指定都市比較

(単位：%)

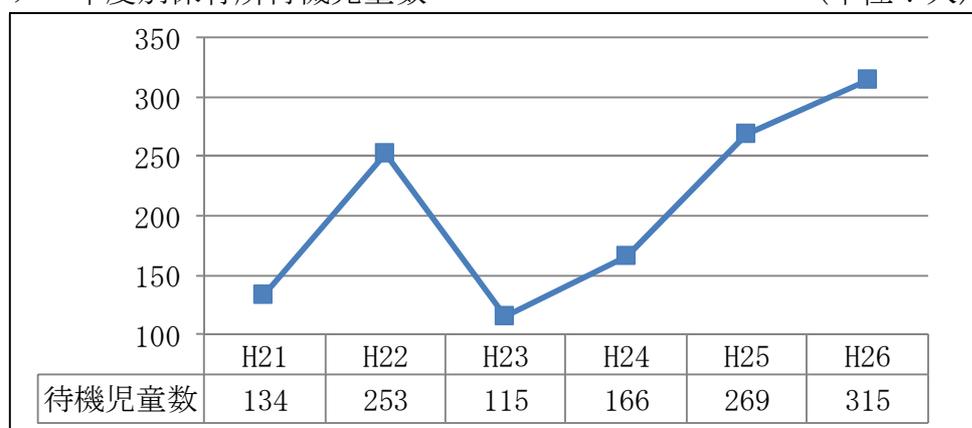


(平成25年度・浜松市こども家庭部保育課調べ)

(5) 浜松市における保育所待機児童の状況<sup>12</sup>

ア 年度別保育所待機児童数

(単位：人)



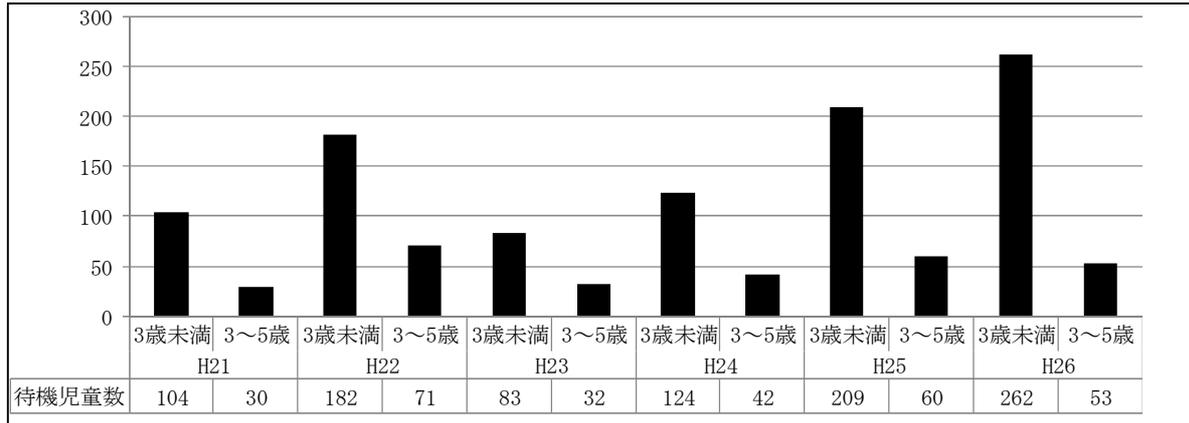
(各年4月1日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ)

<sup>11</sup> 3歳児～5歳児の住民登録者数のうち、幼稚園を利用している割合。

<sup>12</sup> 待機児童とは、国の定義により、調査日時において入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者。

イ 歳児別保育所待機児童数 内訳

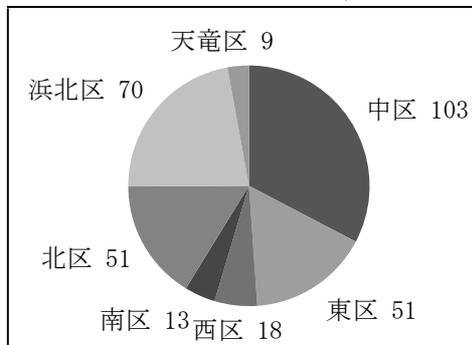
(単位：人)



(各年 4 月 1 日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ)

ウ 行政区別保育所待機児童数

(単位：人)

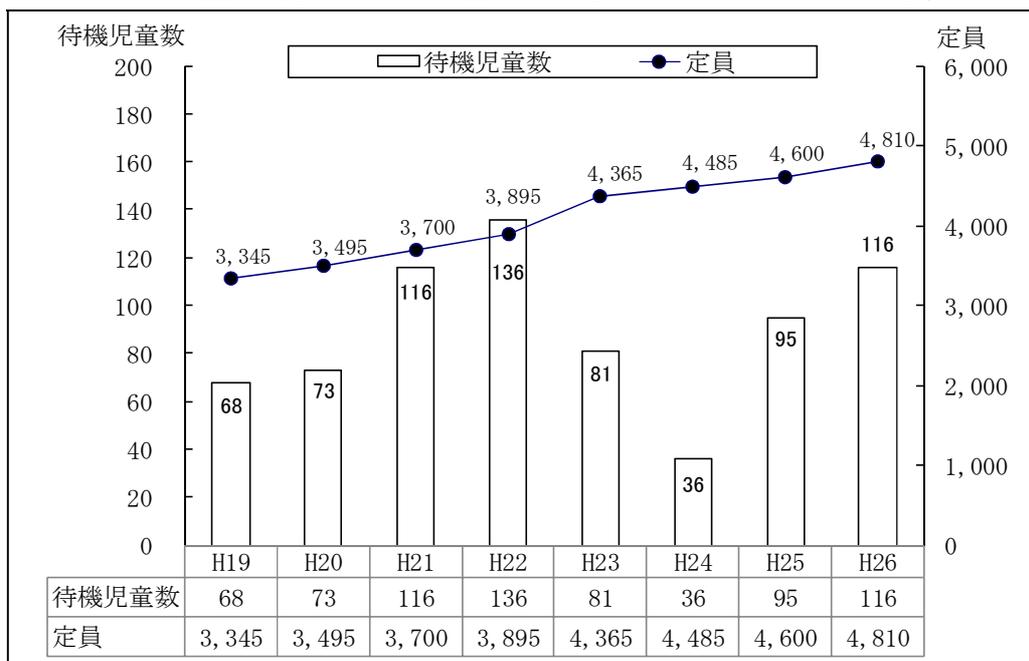


(平成 26 年 4 月 1 日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ)

(6) 浜松市における放課後児童会の状況

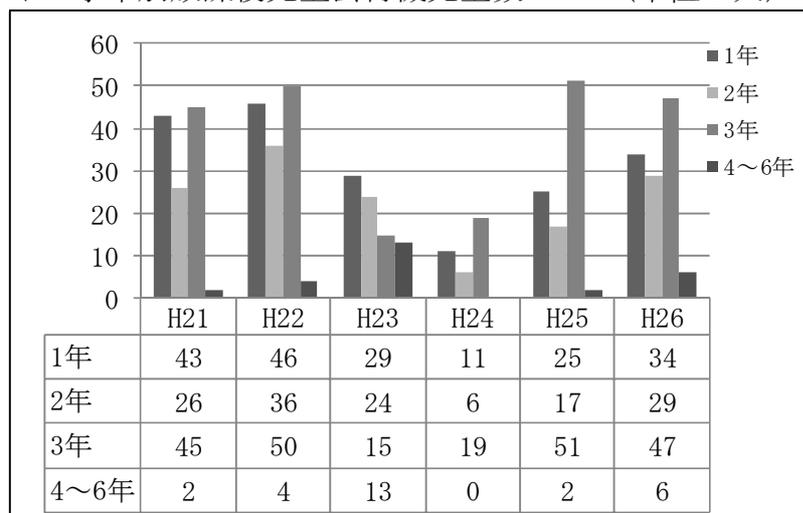
ア 放課後児童会定員と待機児童数の推移

(単位：人)



(各年 5 月 1 日現在・浜松市こども家庭部次世代育成課調べ)

イ 学年別放課後児童会待機児童数 (単位：人)



(各年 5 月 1 日現在・浜松市こども家庭部次世代育成課調べ)

#### 4 産業構造や女性労働力に関すること

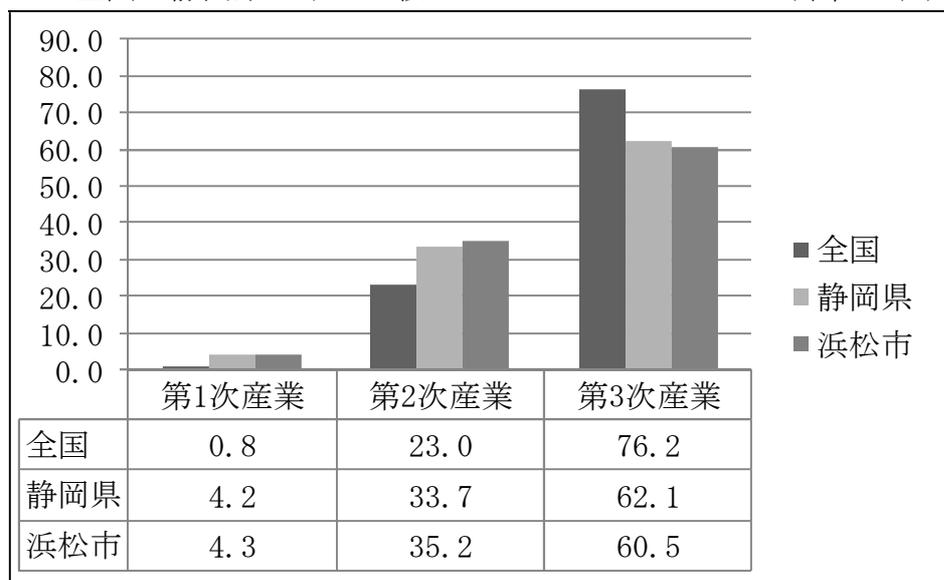
本市の産業別の従事者比率は、第二次産業への従事比率が国・静岡県を上回っています。これは輸送機器等を中心とした製造業への従事者が多いためと思われます。

本市の女性労働力率は、20 代前半にピークを迎え、その後結婚・出産を機に低下し、40 代後半にもう一度ピークを迎えるM字カーブを描いています。平成 17 年～平成 22 年にかけて女性労働力率が上昇しているのは、共働き世帯が増えたためと考えられます。

保育所や放課後児童会における待機児童を解消することで、女性労働力率はさらに上昇し、M字カーブの谷は緩やかになると考えられます。また、M字カーブの谷が徐々に右へスライドしていることから、晩婚化や出産の高年齢化が見受けられます(次頁(2)アのグラフ参照)。

##### (1) 産業別の従事者比率

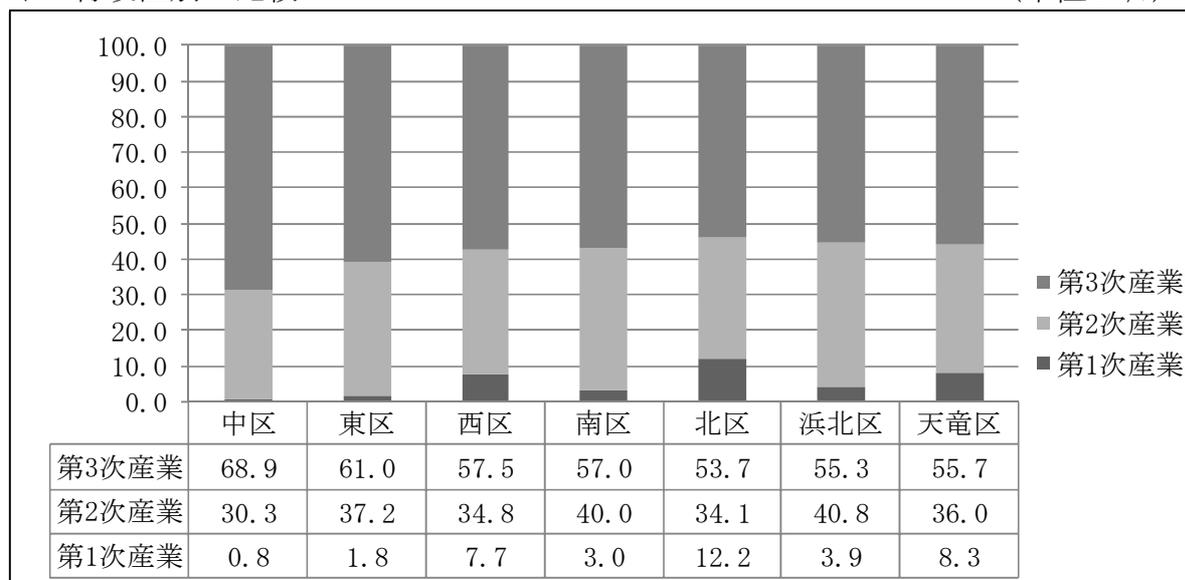
ア 全国・静岡県・市の比較 (単位：%)



(平成 22 年国勢調査)

イ 行政区別の比較

(単位：%)

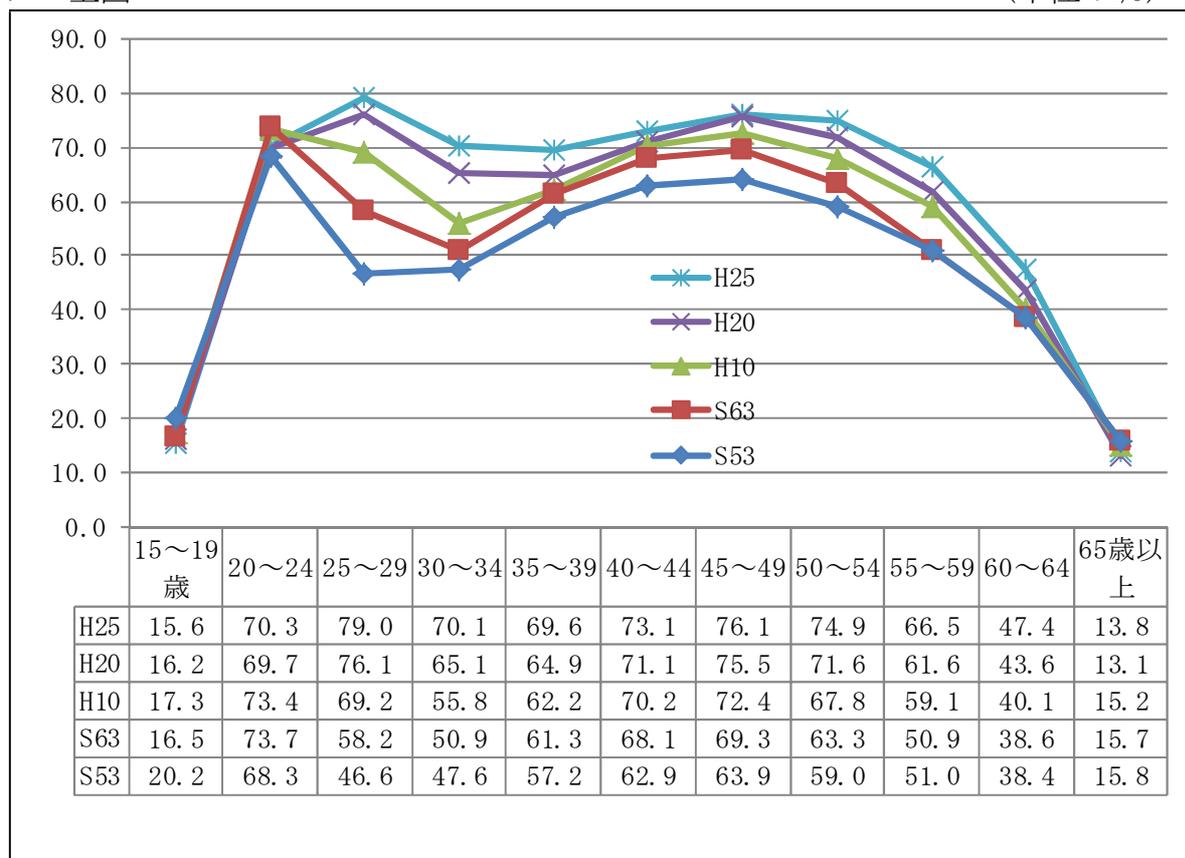


(平成 22 年国勢調査)

(2) 女性労働力率<sup>13</sup>

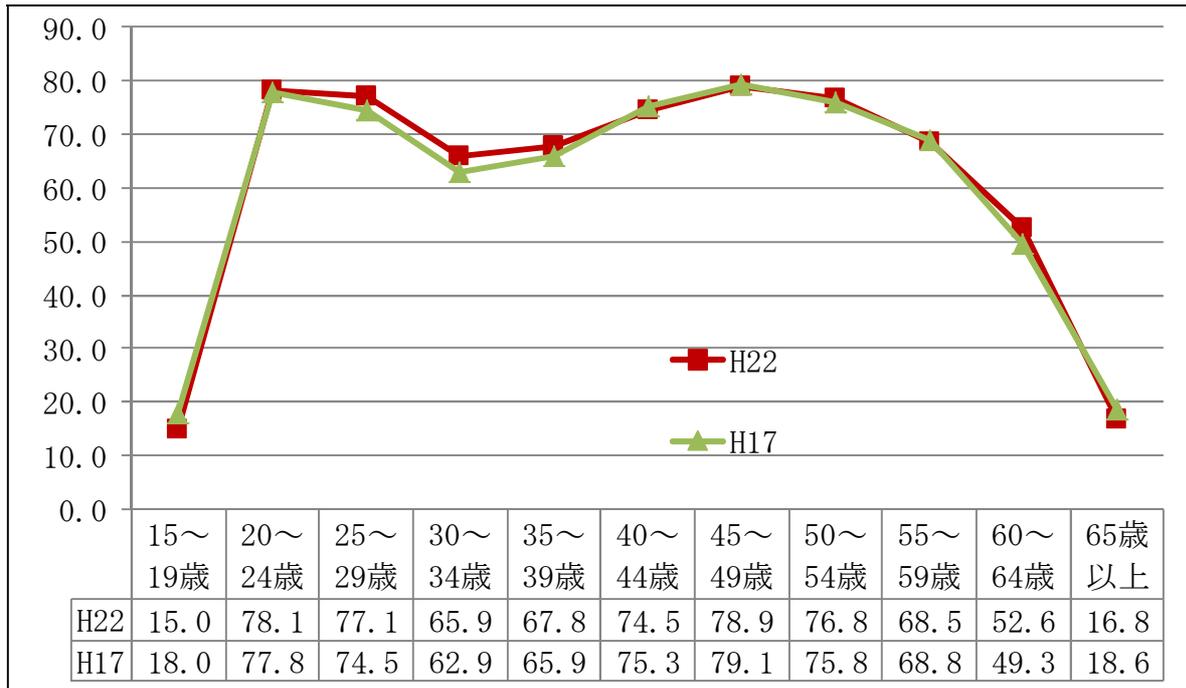
ア 全国

(単位：%)



(労働力調査)

<sup>13</sup> 女性労働力率とは、15歳以上の女性人口に占める労働力人口の比率。



(平成 17、22 年国勢調査)

## 5 子育て支援に関するニーズ調査結果

### (1) 調査の概要

目的	浜松市子ども・子育て支援事業計画の基礎資料として、子育て世帯の現状や各種子育て支援サービスの利用意向を把握する。
実施期間	平成 25 年 10 月 3 日(木)～平成 25 年 10 月 16 日(水)
調査対象	就学前児童の保護者 3,000 件 就学児童の保護者 2,000 件
抽出方法	無作為抽出
有効回答率	就学前児童の保護者 51.33%(1,540 件) 就学児童の保護者 51.55%(1,031 件) 合計 51.42%(2,571 件)

### (2) 調査結果の概要

#### ア 子どもの育ちをめぐる環境について

日頃、子どもをみてもらえる祖父母等の親族や友人がいない保護者が約 1 割程度 (9.0%) いる一方で、子どもをみてもらえる保護者のうち 3 割～4 割程度 (最大 37.2%) は、祖父母等の親族や友人にかかる負担を心配し、心苦しく思っていて、子どもを気兼ねなくみてもらえる場やサービスに対するニーズが見込まれます。

また、子育てについて気軽に相談できる先は、「配偶者」に次いで、「祖父母等の親族」と「友人や知人」が同程度に高い割合を示している、核家族化が進行する中で、

子育ての相談相手として、友人や知人の重要性が高まっています。

#### イ 保護者の就労状況について

就学前児童の母親の約5割(49.6%)が就労しています。また、現在未就労の母親が、今後の就労を希望する割合は5割を超えています(53.9%)。今後、保育環境の整備が進めば、就労を希望する母親がさらに増えることも考えられます。

#### ウ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業を利用している割合は約6割(56.8%)で、そのうち約5割(53.8%)が幼稚園を、約4割(41.4%)が認可保育所を利用しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望では、複数回答で「幼稚園」が約7割(68.9%)、「保育園」が約4割(41.6%)、「認定こども園」が約1割(14.5%)となっています。

また、幼稚園の利用においては、通常の教育時間以外に、定期的に預かり保育を利用する希望が3割(30.0%)となっています。

#### エ 地域の子育て支援事業の利用状況について

「子育て支援ひろば、こども館」の利用は約2割(20.6%)、「保育園親子ひろば、なかよし館」の利用が約1割(13.0%)ですが、「利用していない」が約7割(71.8%)という状況です。今後、さらに利用向上のための啓発が必要となります。

#### オ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

土曜日に「定期的」な教育・保育事業を利用したい割合は約3割(26.0%)、日曜・祝日では約1割(13.9%)となっています。

長期休暇中に幼稚園を利用したい割合は、「ほぼ毎日」と「週に数日」を合わせると約6割(57.6%)になり半数を超えています。

#### カ 子どもが病気の際の対応について

子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない」と考える保護者の割合は約6割(61.3%)であり、その理由としては「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」と「親が仕事を休んで対応する」がそれぞれ約6割(61.1%、55.5%)です。子どもが病気の場合は、できるだけ保護者自身で子どもを看たいという保護者の考えが見られます。

#### キ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

この1年の利用状況を見ると「利用していない」が約8割(81.6%)を超えているが、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければなかったときには、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が約9割(87.9%)となっていて、公的なサービスに依存せずに親族、知人に預けることで対応している現状が見られます。

#### ク 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について

育児休業を取得した母親の割合は約3割(29.3%)であり、そのうち7割は、育児休業後職場復帰しています。

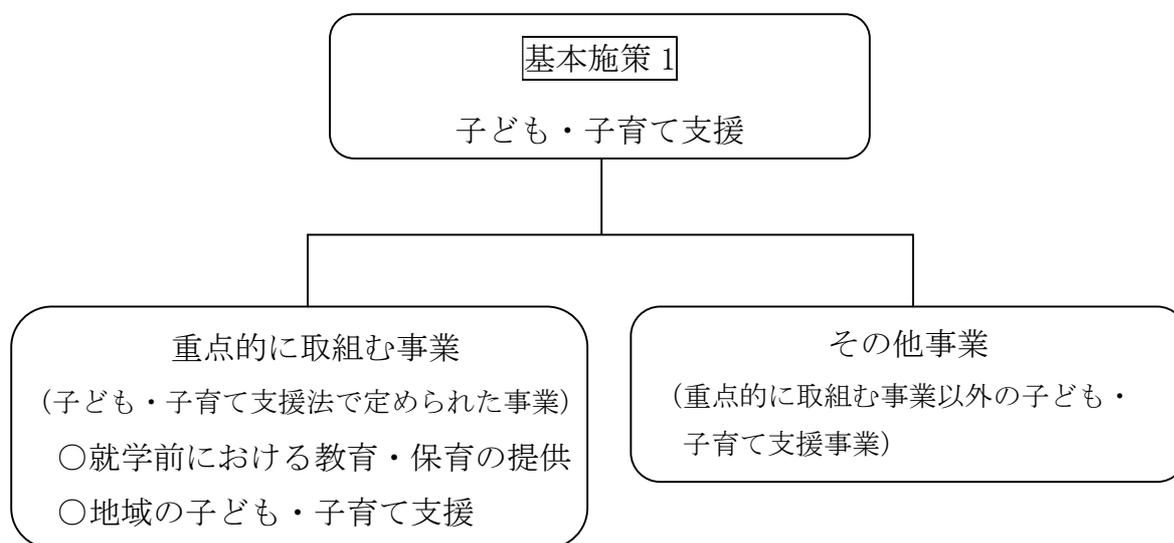
育児休業を取得していない理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が約5割(45.0%)、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」と「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が、それぞれ約2割(21.4%、15.9%)となっています。

#### ケ 放課後の過ごし方について

小学生保護者の調査では、現在放課後児童会を利用している児童の割合は約2割(17.3%)です。また、現在の利用の有無に関係なく、平日の放課後児童会の今後の利用を希望する割合は約4割(35.0%)程度となっています。

## 6 施策体系

就学前における教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を実施するにあたり、「重点的に取り組む事業」(子ども・子育て支援法に定められた事業)と「その他の事業」(重点的に取り組む事業以外の子ども・子育て支援事業)の2つの施策を柱とした事業を展開していきます。



## 第3章 事業計画

---

### 1 就学前における質の高い教育・保育の提供

#### (1) 基本的な考え方

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こうしたことから、本市が目指す「人づくり」の取組みの中で、就学前における質の高い教育・保育のさらなる充実を図ります。

#### 【参考】第3次浜松市教育総合計画における教育理念

市民総がかりで「人づくり」に取り組んでいく「市民協働による人づくり」と、「未来へかがやく創造都市」を目指し、創造的に考え、行動できる「未来創造への人づくり」を教育理念とします。

#### (2) 就学前における教育・保育の提供のための取組み

##### ア 発達段階や一人一人のニーズに応じた就学前における教育・保育の提供

- (ア) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、「幼児期に育てたい力」<sup>14</sup>指導資料を活用し、それぞれの施設の特色や地域の実状に応じて、「自分のことを自分でする力」「人とかかわる力」「身近なものや出来事とかかわる力」を育てます。
- (イ) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、地域の人材・環境等の資源を活用し、多様な体験ができるようにします。
- (ウ) 市は、子どもの可能性を最大限に伸ばすため、障がいのある子どもや外国人の子ども等、発達に合わせた適切な支援体制の整備に努めます。

##### イ 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校の連携・接続の体制づくりの推進

- (ア) 市は、認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携体制を整え、円滑な接続に努めます。
- (イ) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、職員間の交流を図ります。
- (ウ) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、幼児と児童の交流を図ります。

##### ウ 保育教諭、保育士の確保

- (ア) 認定こども園、保育所等は、大学等の教員養成機関や指定保育士養成施設の保育実習の受入等に協力し、就学前における教育・保育施設等の情報提供を積極的に行い、新規卒業者の確保に努めます。
- (イ) 市は、保育士等が継続して働き続けられるよう、処遇を始めとする労働環境等の向上を図るための支援を行います。
- (ウ) 市は、潜在保育士<sup>15</sup>等の再就職の支援を行うため、職場復帰に必要な研修等の実施体制の充実に努めます。

---

<sup>14</sup> 本市に生まれ育つ子どもの、よりよく生きる意欲や学ぶ意欲が高まるよう、人格形成の基礎を培う就学前の子どもに、適切に身に付けたい基礎的な力を示す項目を記したもの。

<sup>15</sup> 保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していない者。

## エ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上

- (ア) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、職場における研修の充実に努めます。
- (イ) 市は、経験年数や課題等に応じた研修体系を整備し、研修を計画的に実施します。
- (ウ) 市は、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等による合同研修を実施します。

## オ 子育て支援の充実、家庭の教育力の向上

- (ア) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対する相談体制の整備や保護者の学びを支援する学習機会の提供を推進し、子育ての不安、孤立感の解消に努めます。
- (イ) 市は、保護者に子どもの発達に関する理解を促し、子育ての大切なポイントの啓発に努めます。
- (ウ) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対して「幼児期に育てたい力」家庭版や子どもの育ちを記入することができる「はますくファイル」の活用を推進し、家庭との連携を充実させます。
- (エ) 市は、利用者支援事業、子育て支援拠点事業等を行い、保護者への子育て支援に努めます。

## カ 事故発生防止のための取組み

市、認定こども園、幼稚園、保育所等は連携し、事故発生防止に努めます。また、死亡事故等の重大事故が発生した場合、市は事例検証や課題抽出を行い、必要な再発防止策を講じるよう指導します。

## キ 適切な指導監督、評価等の実施

- (ア) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、就学前における教育・保育の質の向上を図るため、自己評価、関係者評価等を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。
- (イ) 市は、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他の規定に基づき、必要な指導・監査を実施します。

### (3) 就学前における質の高い教育・保育の推進についての協議

認定こども園、幼稚園、保育所、学校代表、保護者代表、関係課等は連携し、就学前における質の高い教育・保育の推進について協議します。

## 2 提供区域の設定

就学前における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定は、地域の実状に応じた適切な区域で行うことが重要です。本市では、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に基づき、次のとおり提供区域を設定します。

### (1) 就学前における教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域と提供区域設定の理由

#### 【考察した諸条件】

#### ア 地理的条件・交通事情

本市は、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置しています。天竜川が本

市を縦断し、遠州灘へと注いでいて、西端には浜名湖があります。地形は、天竜川中流域の急しゅんな中山間地、扇状地に広がる下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって構成されます。

本市の交通事情について考察すると、中区・東区・西区・北区の南部・浜北区については鉄道(JR 東海道本線、遠州鉄道、天竜浜名湖鉄道)、バス交通、道路交通網が発達していて、利便性が高いといえます。北区の北部、天竜区については傾斜地の多い中山間地域となっていて、JR 飯田線、遠州鉄道バス等の公共交通機関や新東名等の道路網が整備されてきていますが、利便性がやや低いです。

## イ 人口

平成 22 年国勢調査における本市の総人口は 800,866 人で、交通事情やインフラ整備が進んでいる地域の居住割合が高く、中区 30%、東区 16%、西区 14%になっています。天竜区等の中山間地域は、人口減少による過疎化や高齢化が深刻化しています。

## ウ 就学前における教育・保育の利用状況

- (ア) 0 歳児で 8.5%の就園率が 1 歳児では 26.1%へと急上昇する傾向にあります。
- (イ) 3 歳から 5 歳の園児のうち、約 7 割が幼稚園を利用しています。
- (ウ) 平成 26 年度の市立幼稚園は 65 園(休園 2 園を含む)で、園児数は 4,332 人です。定員に対する園児数の割合は 45.4%となっています。
- (エ) 平成 26 年度の私立幼稚園は 52 園(認定こども園 2 園を含む)、園児数は 10,697 人で、3 歳児からの 3 年保育を実施しています。定員に対する園児数の割合は 72.4%となっています。
- (オ) 保育所の利用児童数は、弾力的運用により、平均 10%~12%程度定員を超えて利用しています。
- (カ) 3 歳未満児を対象としている事業所内保育施設では、児童が 3 歳児となった際、認可保育所への利用移行が困難な場合があります。

## エ 就学前における教育・保育を提供するための施設の整備状況

- (ア) 市立幼稚園は、平成 23 年に南の星幼稚園、内野幼稚園を新築しました。今後の新築予定はありませんが、建築後 30 年以上経過している園が多く、老朽化に伴う施設等の整備を行っています。
- (イ) 私立幼稚園の園舎等の耐震化を目的とする改築や補強に対して補助を行っています。
- (ウ) 平成 27 年 4 月に、認可保育所の創設 4 園(480 人定員増)と増改築 2 園(60 人定員増)により、540 人の定員増を行います。さらに、平成 28 年 4 月に幼保連携型認定こども園と保育所を創設する等 1,000 人程度の定員増を行う予定です。
- (エ) 平成 26 年 4 月時点で、本市は認可外保育施設が 61 施設あります。そのうち、認証保育所は 26 施設、定員は昨年度から 58 人増え 1,394 人となっています。
- (オ) 事業所内保育施設は、約 7 割が病院内に設置された施設であり、平成 26 年 4 月

時点で25施設あります。

オ その他社会的条件(地域との関わり)

- (ア) 子育てや子どもの育ちを支えていくために、認定こども園、幼稚園、保育所及び小中学校は、各地域における自治会、子ども会、スポーツ少年団等の子ども育成団体と協力して、子どもが健やかに育つことができる地域づくりに取り組んでいます。
- (イ) 認定こども園、幼稚園、保育所においては、高齢者とのふれあいの時間や、小中高生による保育体験等、地域の様々な年代の人たちとの関わりを深めています。

本市では、上記諸条件をもとに総合的に考慮した結果、就学前における教育・保育施設の提供区域、地域型保育事業の提供区域について次のとおり定めます。

就学前における教育・保育施設の提供区域

区 分	提供区域
認定こども園、幼稚園、保育所	行政区 <sup>16</sup>

地域型保育事業の提供区域

区 分	提供区域
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業	行政区

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域と提供区域設定の理由

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに提供区域を考慮し設定しました。設定理由は、それぞれ記載のとおりです。

No.	区 分	提供区域
1	利用者支援事業（特定型・母子保健型）	行政区
<p>理由</p> <p>特定型利用者支援事業は、各区役所で保育所等の利用申し込みの際、各家庭の状況を聞き取り、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。</p> <p>また、母子保健型利用者支援事業は、各区役所や保健センター等で保健師・助産師が母子健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</p> <p>それぞれ、地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。</p>		

<sup>16</sup> 提供区域が中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区の各区単位であることを示す。

No.	区 分	提供区域
2	時間外保育事業(延長保育事業等)	行政区
理由 時間外保育事業の提供場所は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施施設であり、その提供区域は行政区であるため、行政区を提供区域と設定します。		
3	放課後児童健全育成事業	行政区
理由 放課後児童健全育成事業は、小学校区ごとに実施しており、地域の実情把握や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。		
4	子育て短期支援事業	浜松市全域
理由 子育て短期支援事業は緊急性を要する事業で、その提供施設は児童養護施設や医療機関等であり、児童の年齢や施設側の状況等により受け入れ施設が決まることから、浜松市全域を提供区域と設定します。		
5	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
理由 乳児家庭全戸訪問事業は、子育てに関する情報の提供及び訪問後のフォロー等を行うことから、各区役所が中心となり情報提供や相談・援助を実施することが望ましいため、行政区を提供区域と設定します。		

No.	区 分	提供区域
6	(1) 養育支援訪問事業 (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	行政区
<p>理由</p> <p>養育支援訪問事業は、支援を必要とする者に、身近で継続的に支援を行っていくことから、行政区を提供区域と設定します。</p> <p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、区ごとに要保護児童対策地域協議会を設けて実施しており、地域の要保護児童等の把握・対応や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。</p> <p>※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。</p>		
7	地域子育て支援拠点事業	行政区
<p>理由</p> <p>地域子育て支援拠点事業は、子育て支援ひろば等の身近な地域の子育て支援拠点での交流等を通じて、子育て力を高めていくものであるため、行政区を提供区域と設定します。</p>		
8	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	行政区
<p>理由</p> <p>一般型一時預かり事業の提供場所である保育所・認定こども園等の提供区域、及び幼稚園の在園児等を対象とする幼稚園型一時預かり事業の提供場所である幼稚園の提供区域は行政区であるため、一時預かり事業においては行政区を提供区域と設定します。</p>		
9	病児保育事業	行政区
<p>理由</p> <p>病児保育事業は、実施園等が利用しやすい距離に在ることが望ましいため、配置バランスが重要となります。</p> <p>各地域の実情に応じた配置を考慮し、行政区を提供区域と設定します。</p>		

No.	区 分	提供区域
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	浜松市全域
理由 ファミリー・サポート・センター事業は、行政区域を越えての相互活動が展開されるため、浜松市全域を提供区域と設定します。		
11	妊婦健康診査事業	浜松市全域
理由 妊婦健康診査事業は、妊婦が望む医療機関での受診を可能とすることが望ましい。また、本事業は県内統一の事業であり、県が指定する医療機関であれば市内全域の医療機関で受診が可能であることから、浜松市全域を提供区域と設定します。		
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	浜松市全域
理由 実費徴収に係る補足給付を行う事業は、市内全域の生活保護世帯等の支給認定保護者を対象とするため、浜松市全域を提供区域と設定します。 ※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外		
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	浜松市全域
理由 多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、市内全域の認定こども園を対象として、特別支援教育・保育経費を補助するため、浜松市全域を提供区域と設定します。 ※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外		

### 3 各年度の就学前における教育・保育の量の見込み<sup>17</sup>、実施しようとする就学前における教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### 【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

#### 【確保の内容の考え方】

認定こども園や保育所の新設等により、2号認定・3号認定の定員を確保します。2号認定の不足分を解消するため、利用者支援事業等で情報提供し、一時預かり事業を実施する幼稚園の利用を促します。

#### 【全市域】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	11,596	11,569	11,450	11,294	11,082	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,667	6,196	6,950	7,697	8,389
		(確認を受けない幼稚園)	9,720	9,151	8,239	7,284	6,309
	②-①	3,791	3,778	3,739	3,687	3,616	
2号	量の見込み①	9,754	9,736	9,635	9,503	9,326	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	3,125	2,994	2,849	2,732	2,650	
		上記以外	6,629	6,742	6,786	6,771	6,676
	確保の内容②	特定教育・保育施設	6,269	6,861	7,336	7,806	8,276
		特定地域型保育事業	45	45	45	45	45
		(認証保育所)	382	382	382	382	382
	②-①	△ 3,058	△ 2,448	△ 1,872	△ 1,270	△ 623	
3号 0歳児	量の見込み①	2,243	2,182	2,128	2,077	2,033	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,190	1,325	1,485	1,645	1,805
		特定地域型保育事業	61	106	136	166	196
		(認証保育所)	71	71	71	71	71
	②-①	△ 921	△ 680	△ 436	△ 195	39	
3号 1、2歳児	量の見込み①	5,588	5,494	5,348	5,216	5,095	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	3,441	3,814	4,129	4,439	4,749
		特定地域型保育事業	185	340	410	480	550
		(認証保育所)	387	387	387	387	387
	②-①	△ 1,575	△ 953	△ 422	90	591	

<sup>17</sup> 量の見込みと確保の内容について、2・3号は定員を表す。1号は確認定員を表す。

## 【中区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	3,170	3,164	3,148	3,108	3,060	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	485	576	992	1,399	1,797
		(確認を受けない幼稚園)	5,041	4,942	4,496	4,018	3,535
	②-①	2,356	2,354	2,340	2,309	2,272	
2号	量の見込み①	2,592	2,590	2,576	2,543	2,503	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	916	885	833	794	761	
		上記以外	1,676	1,705	1,743	1,749	1,742
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,744	1,941	2,016	2,136	2,211
		特定地域型保育事業	45	45	45	45	45
		(認証保育所)	175	175	175	175	175
	②-①	△ 628	△ 429	△ 340	△ 187	△ 72	
3号 0歳児	量の見込み①	691	671	654	635	620	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	315	359	384	424	449
		特定地域型保育事業	33	42	42	42	42
		(認証保育所)	41	41	41	41	41
	②-①	△ 302	△ 229	△ 187	△ 128	△ 88	
3号 1、2歳児	量の見込み①	1,233	1,220	1,185	1,153	1,122	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	971	1,090	1,140	1,220	1,270
		特定地域型保育事業	102	173	173	173	173
		(認証保育所)	212	212	212	212	212
	②-①	52	255	340	452	533	

## 【東区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,839	1,844	1,838	1,818	1,788	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,154	1,157	1,363	1,558	1,532
		(確認を受けない幼稚園)	742	744	531	315	309
	②-①	57	57	56	55	53	
2号	量の見込み①	1,801	1,805	1,800	1,780	1,750	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	748	724	695	679	666	
		上記以外	1,053	1,081	1,105	1,101	1,084
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,241	1,309	1,444	1,579	1,714
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	35	35	35	35	35
	②-①	△ 525	△ 461	△ 321	△ 166	△ 1	
3号 0歳児	量の見込み①	482	471	461	455	447	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	233	245	290	335	380
		特定地域型保育事業	0	12	24	36	48
		(認証保育所)	12	12	12	12	12
	②-①	△ 237	△ 202	△ 135	△ 72	△ 7	
3号 1、2歳児	量の見込み①	1,226	1,208	1,178	1,154	1,134	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	636	676	766	856	946
		特定地域型保育事業	0	28	56	84	112
		(認証保育所)	38	38	38	38	38
	②-①	△ 552	△ 466	△ 318	△ 176	△ 38	

## 【西区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,868	1,848	1,844	1,809	1,758	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	856	846	1,054	1,243	1,207
		(確認を受けない幼稚園)	1,330	1,315	1,102	870	845
	②-①	318	313	312	304	294	
2号	量の見込み①	1,419	1,403	1,401	1,374	1,335	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	379	352	323	307	300	
		上記以外	1,040	1,051	1,078	1,067	1,035
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,042	1,078	1,088	1,158	1,218
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	31	31	31	31	31
	②-①	△ 346	△ 294	△ 282	△ 185	△ 86	
3号 0歳児	量の見込み①	338	327	317	309	302	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	203	223	228	253	273
		特定地域型保育事業	10	16	22	28	28
		(認証保育所)	4	4	4	4	4
	②-①	△ 121	△ 84	△ 63	△ 24	3	
3号 1、2歳児	量の見込み①	870	843	818	794	772	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	595	629	634	679	719
		特定地域型保育事業	25	39	53	67	67
		(認証保育所)	26	26	26	26	26
	②-①	△ 224	△ 149	△ 105	△ 22	40	

## 【南区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,485	1,468	1,415	1,403	1,375	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	646	1,086	1,046	1,037	1,226
		(確認を受けない幼稚園)	904	447	430	426	207
	②-①	65	65	61	60	58	
2号	量の見込み①	1,237	1,225	1,179	1,169	1,145	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	374	362	354	334	323	
		上記以外	863	863	825	835	822
	確保の内容②	特定教育・保育施設	560	650	725	740	810
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	0	0	0	0	0
	②-①	△ 677	△ 575	△ 454	△ 429	△ 335	
3号 0歳児	量の見込み①	220	213	207	201	197	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	126	146	171	176	201
		特定地域型保育事業	9	15	21	27	33
		(認証保育所)	0	0	0	0	0
	②-①	△ 85	△ 52	△ 15	2	37	
3号 1、2歳児	量の見込み①	665	653	634	616	600	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	354	414	464	474	519
		特定地域型保育事業	27	41	55	69	83
		(認証保育所)	0	0	0	0	0
	②-①	△ 284	△ 198	△ 115	△ 73	2	

## 【北区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,339	1,324	1,304	1,295	1,265	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	944	932	917	910	1,099
		(確認を受けない幼稚園)	1,041	1,028	1,012	1,004	771
	②-①	646	636	625	619	605	
2号	量の見込み①	1,148	1,134	1,117	1,109	1,085	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	318	305	292	277	273	
		上記以外	830	829	825	832	812
	確保の内容②	特定教育・保育施設	882	945	1,005	1,075	1,085
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	2	2	2	2	2
	②-①	△ 264	△ 187	△ 110	△ 32	2	
3号 0歳児	量の見込み①	225	219	214	210	205	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	169	184	204	229	234
		特定地域型保育事業	3	9	9	9	9
		(認証保育所)	4	4	4	4	4
	②-①	△ 49	△ 22	3	32	42	
3号 1、2歳児	量の見込み①	697	682	663	647	633	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	489	531	571	616	621
		特定地域型保育事業	6	20	20	20	20
		(認証保育所)	17	17	17	17	17
	②-①	△ 185	△ 114	△ 55	6	25	

## 【浜北区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,637	1,672	1,657	1,613	1,593	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,246	1,273	1,261	1,227	1,211
		(確認を受けない幼稚園)	643	657	651	633	625
	②-①	252	258	255	247	243	
2号	量の見込み①	1,351	1,379	1,367	1,330	1,313	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	338	313	302	299	288	
		上記以外	1,013	1,066	1,065	1,031	1,025
	確保の内容②	特定教育・保育施設	665	803	863	923	1,043
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	115	115	115	115	115
	②-①	△ 571	△ 461	△ 389	△ 292	△ 155	
3号 0歳児	量の見込み①	249	244	240	234	229	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	125	149	169	189	229
		特定地域型保育事業	6	12	18	24	36
		(認証保育所)	8	8	8	8	8
	②-①	△ 110	△ 75	△ 45	△ 13	44	
3号 1、2歳児	量の見込み①	824	816	800	785	770	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	330	408	448	488	568
		特定地域型保育事業	25	39	53	67	95
		(認証保育所)	92	92	92	92	92
	②-①	△ 377	△ 277	△ 207	△ 138	△ 15	

## 【天竜区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	258	249	244	248	243	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	336	326	317	323	317
		(確認を受けない幼稚園)	19	18	17	18	17
	②－①	97	95	90	93	91	
2号	量の見込み①	206	200	195	198	195	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	52	53	50	42	39	
		上記以外	154	147	145	156	156
	確保の内容②	特定教育・保育施設	135	135	195	195	195
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	24	24	24	24	24
	②－①	△ 47	△ 41	24	21	24	
3号 0歳児	量の見込み①	38	37	35	33	33	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	19	19	39	39	39
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	2	2	2	2	2
	②－①	△ 17	△ 16	6	8	8	
3号 1、2歳児	量の見込み①	73	72	70	67	64	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	66	66	106	106	106
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	2	2	2	2	2
	②－①	△ 5	△ 4	38	41	44	

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

##### No.1. 利用者支援事業

###### (1) 特定型利用者支援事業

###### 【事業概要】

認定こども園、保育所、幼稚園等の利用に関することや、地域子育て支援拠点事業、放課後児童会等の地域子育て支援事業の利用に関する相談や情報提供等を行う保育サービス相談員を各区役所に一人ずつ配置します。

###### 【量の見込みの考え方】

各区役所に配置する保育サービス相談員の人数を量の見込みとしました。

###### 【確保の内容の考え方】

各区役所に一人ずつ保育サービス相談員を配置し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保の内容	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

## (2) 母子保健型利用者支援事業

### 【事業概要】

子育て世代包括支援センター<sup>18</sup>の機能として、母子健康手帳交付時に保健師・助産師がすべての妊婦の面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関と連携して行います。

### 【量の見込みの考え方】

「子育て世代包括支援センター」の機能を担う箇所数を量の見込みとしました。

### 【確保の内容の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：箇所)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	—	8	8	8	8
	②確保の内容	—	8	8	8	8
	②-①	—	0	0	0	0
中区	①量の見込み	—	2	2	2	2
	②確保の内容	—	2	2	2	2
	②-①	—	0	0	0	0
東区	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保の内容	—	1	1	1	1
	②-①	—	0	0	0	0
西区	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保の内容	—	1	1	1	1
	②-①	—	0	0	0	0
南区	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保の内容	—	1	1	1	1
	②-①	—	0	0	0	0
北区	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保の内容	—	1	1	1	1
	②-①	—	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保の内容	—	1	1	1	1
	②-①	—	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	—	1	1	1	1
	②確保の内容	—	1	1	1	1
	②-①	—	0	0	0	0

<sup>18</sup>妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点をいう。

## No.2 時間外保育事業(延長保育事業等)

### 【事業概要】

保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所や認定こども園で保育時間を延長し、乳幼児を対象に保育を行います。現在、すべての保育所(87園)や認定こども園(2園)で実施されており、平成25年度は3,256人の利用がありました。

### 【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、国が示した標準的な方法で算出しました。

### 【確保の内容の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：実利用人数/年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	3,787	4,147	4,427	4,707	4,987
	②確保の内容	3,787	4,147	4,427	4,707	4,987
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1,145	1,268	1,302	1,363	1,400
	②確保の内容	1,145	1,268	1,302	1,363	1,400
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	691	733	820	908	995
	②確保の内容	691	733	820	908	995
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	609	636	642	686	717
	②確保の内容	609	636	642	686	717
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	339	394	442	454	499
	②確保の内容	339	394	442	454	499
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	495	533	564	602	603
	②確保の内容	495	533	564	602	603
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	430	506	544	582	662
	②確保の内容	430	506	544	582	662
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	78	77	113	112	111
	②確保の内容	78	77	113	112	111
	②-①	0	0	0	0	0

### No.3 放課後児童健全育成事業

#### 【事業概要】

就労等により昼間に保護者がいない小学生を対象として、放課後や長期休業時等に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供します。平成 26 年度(5 月 1 日現在)は、原則として小学校 1 年生から 3 年生までを対象としており、114 か所の放課後児童会で定員 4,810 人に対して 4,687 人の登録がありました。

#### 【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、受入対象が 6 年生まで拡大されることを考慮して算出しました。

#### 【確保の内容の考え方】<sup>19</sup>

学校の余裕教室の活用や新たな施設整備等により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	6,119	6,067	6,048	6,001	5,994
	②確保の内容	5,380	5,741	6,254	6,514	6,734
	②-①	△ 739	△ 326	206	513	740
中区	①量の見込み	1,395	1,359	1,338	1,307	1,301
	②確保の内容	1,346	1,476	1,576	1,636	1,676
	②-①	△ 49	117	238	329	375
東区	①量の見込み	955	955	955	955	955
	②確保の内容	914	985	1,076	1,086	1,086
	②-①	△ 41	30	121	131	131
西区	①量の見込み	915	915	915	915	915
	②確保の内容	886	926	948	948	948
	②-①	△ 29	11	33	33	33
南区	①量の見込み	992	970	961	941	930
	②確保の内容	694	774	854	854	934
	②-①	△ 298	△ 196	△ 107	△ 87	4
北区	①量の見込み	815	818	818	813	807
	②確保の内容	739	739	839	909	909
	②-①	△ 76	△ 79	21	96	102
浜北区	①量の見込み	937	940	951	960	976
	②確保の内容	672	712	832	952	1,052
	②-①	△ 265	△ 228	△ 119	△ 8	76
天竜区	①量の見込み	110	110	110	110	110
	②確保の内容	129	129	129	129	129
	②-①	19	19	19	19	19

<sup>19</sup> 確保の内容については定員を表す。

## No.4 子育て短期支援事業

### 【事業概要】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。現在、市内 7 施設で実施し、平成 25 年度は延べ 124 人の利用がありました。

### 【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用率を考慮して算出しました。

### 【確保の内容の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	270	270	270	270	270
	②確保の内容	270	270	270	270	270
	②-①	0	0	0	0	0

## No.5 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行います。平成 25 年度は、保健師または助産師が 7,017 人の対象者を訪問しました。

### 【量の見込みの考え方】

計画期間中の 0 歳児の人口推計値を量の見込みとしました。

### 【確保の内容の考え方】

全戸訪問を目標として、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：訪問人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	6,715	6,533	6,369	6,216	6,083
	②確保の内容	6,715	6,533	6,369	6,216	6,083
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1,947	1,891	1,841	1,790	1,746
	②確保の内容	1,947	1,891	1,841	1,790	1,746
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1,246	1,216	1,191	1,176	1,155
	②確保の内容	1,246	1,216	1,191	1,176	1,155
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1,008	976	947	922	902
	②確保の内容	1,008	976	947	922	902
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	841	816	793	771	753
	②確保の内容	841	816	793	771	753
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	708	689	673	658	644
	②確保の内容	708	689	673	658	644
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	833	818	803	784	767
	②確保の内容	833	818	803	784	767
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	132	127	121	115	116
	②確保の内容	132	127	121	115	116
	②-①	0	0	0	0	0

No.6 (1) 養育支援訪問事業

【事業概要】

支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

【量の見込みの考え方】

従来の対象である要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童)数に、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)数の見込みを加えたものを量の見込みとしました。

【確保の内容の考え方】

養育支援訪問員を増員し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用回数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	732	732	732	732	732
	②確保の内容	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242
	②-①	510	510	510	510	510
中区	①量の見込み	204	216	216	204	204
	②確保の内容	346	346	346	346	346
	②-①	142	130	130	142	142
東区	①量の見込み	120	108	108	120	120
	②確保の内容	204	204	204	204	204
	②-①	84	96	96	84	84
西区	①量の見込み	108	108	96	96	108
	②確保の内容	183	183	183	183	183
	②-①	75	75	87	87	75
南区	①量の見込み	108	108	96	96	96
	②確保の内容	183	183	183	183	183
	②-①	75	75	87	87	87
北区	①量の見込み	72	72	84	84	72
	②確保の内容	122	122	122	122	122
	②-①	50	50	38	38	50
浜北区	①量の見込み	96	96	84	96	96
	②確保の内容	163	163	163	163	163
	②-①	67	67	79	67	67
天竜区	①量の見込み	24	24	24	24	24
	②確保の内容	41	41	41	41	41
	②-①	17	17	17	17	17

## No.6 (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 【事業概要】

児童虐待の発生や深刻化・重症化を防ぐため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び調整機関職員、関係機関の専門性の連携強化を図ります。

## No.7 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、妊婦及び児童を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。現在、子育て支援ひろば 19 か所、浜松こども館 1 か所、児童館 4 か所等市内各地で実施しています。平成 25 年度は延べ約 220,000 人の利用がありました。

### 【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

### 【確保の内容の考え方】

実績を踏まえ、子育て支援ひろばの箇所数や開催日を増やす等、利用機会の拡大・拡充をはかり、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	406,692	398,640	388,164	378,588	369,780
	②確保の内容	367,344	383,184	383,184	383,184	383,184
	②-①	△ 39,348	△ 15,456	△ 4,980	4,596	13,404
中区	①量の見込み	112,800	110,940	107,820	104,904	102,156
	②確保の内容	98,208	102,528	102,528	102,528	102,528
	②-①	△ 14,592	△ 8,412	△ 5,292	△ 2,376	372
東区	①量の見込み	71,448	70,188	68,544	67,320	66,132
	②確保の内容	65,616	67,776	67,776	67,776	67,776
	②-①	△ 5,832	△ 2,412	△ 768	456	1,644
西区	①量の見込み	66,312	64,248	62,364	60,600	59,040
	②確保の内容	61,440	63,600	63,600	63,600	63,600
	②-①	△ 4,872	△ 648	1,236	3,000	4,560
南区	①量の見込み	42,156	41,244	40,020	38,904	37,932
	②確保の内容	37,872	40,032	40,032	40,032	40,032
	②-①	△ 4,284	△ 1,212	12	1,128	2,100
北区	①量の見込み	45,396	44,364	43,176	42,180	41,280
	②確保の内容	43,008	43,728	43,728	43,728	43,728
	②-①	△ 2,388	△ 636	552	1,548	2,448
浜北区	①量の見込み	58,848	58,116	57,012	55,872	54,732
	②確保の内容	52,032	56,352	56,352	56,352	56,352
	②-①	△ 6,816	△ 1,764	△ 660	480	1,620
天竜区	①量の見込み	9,732	9,540	9,228	8,808	8,508
	②確保の内容	9,168	9,168	9,168	9,168	9,168
	②-①	△ 564	△ 372	△ 60	360	660

## No.8 一時預かり事業

### (1) 一般型一時預かり事業

#### 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。現在、すべての保育所や認定こども園で実施されており、平成25年度は延べ約42,000人の利用がありました。

#### 【量の見込みの考え方】

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

#### 【確保の内容の考え方】

保育の受入体制の拡充に伴い、確保の内容が増加します。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	38,614	38,180	37,486	36,772	36,003
	②確保の内容	57,027	63,189	68,166	73,096	78,025
	②-①	18,413	25,009	30,680	36,324	42,022
中区	①量の見込み	11,677	11,679	11,022	10,654	10,100
	②確保の内容	17,244	19,329	20,040	21,179	21,889
	②-①	5,567	7,650	9,018	10,525	11,789
東区	①量の見込み	7,045	6,745	6,947	7,094	7,185
	②確保の内容	10,404	11,163	12,632	14,102	15,571
	②-①	3,359	4,418	5,685	7,008	8,386
西区	①量の見込み	6,214	5,860	5,437	5,356	5,175
	②確保の内容	9,177	9,698	9,888	10,646	11,215
	②-①	2,963	3,838	4,451	5,290	6,040
南区	①量の見込み	3,453	3,626	3,743	3,543	3,600
	②確保の内容	5,100	6,001	6,807	7,044	7,802
	②-①	1,647	2,375	3,064	3,501	4,202
北区	①量の見込み	5,045	4,903	4,775	4,702	4,357
	②確保の内容	7,451	8,115	8,684	9,347	9,442
	②-①	2,406	3,212	3,909	4,645	5,085
浜北区	①量の見込み	4,384	4,657	4,603	4,545	4,781
	②確保の内容	6,475	7,707	8,371	9,034	10,362
	②-①	2,091	3,050	3,768	4,489	5,581
天竜区	①量の見込み	796	710	959	878	805
	②確保の内容	1,176	1,176	1,744	1,744	1,744
	②-①	380	466	785	866	939

## (2) 幼稚園型一時預かり事業

### 【事業概要】

幼稚園の通常の教育時間前後や長期休業期間中等に、乳幼児を対象に預かり保育を行います。現在、市立幼稚園 65 園中 19 園、私立幼稚園全 52 園で実施されており、平成 25 年度は、延べ約 170,000 人の利用がありました。

### 【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

### 【確保の内容の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(確保の内容の上段は特定教育・保育施設分、下段は確認を受けない幼稚園分)

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	261,880	261,328	258,629	255,097	250,326
	②確保の内容	120,875	207,585	221,385	221,385	221,385
		合計	395,370	308,660	294,860	294,860
	②-①	516,245	516,245	516,245	516,245	516,245
中区	①量の見込み	254,365	254,917	257,616	261,148	265,919
	②確保の内容	70,677	70,579	70,211	69,315	68,236
		合計	13,800	39,100	46,000	46,000
②-①	179,860	154,560	147,660	147,660	147,660	
東区	①量の見込み	122,983	123,081	123,449	124,345	125,424
	②確保の内容	44,648	44,759	44,624	44,133	43,397
		合計	13,475	13,475	13,475	13,475
②-①	37,950	37,950	37,950	37,950	37,950	
西区	①量の見込み	6,777	6,666	6,801	7,292	8,028
	②確保の内容	40,319	39,877	39,803	39,043	37,939
		合計	22,675	36,475	43,375	43,375
②-①	48,300	34,500	27,600	27,600	27,600	
南区	①量の見込み	30,656	31,098	31,172	31,932	33,036
	②確保の内容	33,388	33,032	31,818	31,548	30,911
		合計	22,675	63,385	63,385	63,385
②-①	49,910	9,200	9,200	9,200	9,200	
北区	①量の見込み	39,197	39,553	40,767	41,037	41,674
	②確保の内容	30,506	30,150	29,696	29,488	28,825
		合計	34,740	41,640	41,640	41,640
②-①	47,150	40,250	40,250	40,250	40,250	
浜北区	①量の見込み	51,384	51,740	52,194	52,402	53,065
	②確保の内容	36,651	37,424	37,092	36,099	35,645
		合計	13,510	13,510	13,510	13,510
②-①	25,300	25,300	25,300	25,300	25,300	
天竜区	①量の見込み	2,159	1,386	1,718	2,711	3,165
	②確保の内容	5,691	5,507	5,385	5,471	5,373
		合計	0	0	0	0
②-①	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	
②-①	1,209	1,393	1,515	1,429	1,527	

## No.9 病児保育事業

### 【事業概要】

乳幼児及び小学生が、病気または病気の回復期にあつて、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に、診療所・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師、保育士等が一時的に児童の保育を行います。現在、市内に病児・病後児保育施設が2か所、病後児保育施設が2か所あり、平成25年度は延べ2,164人の利用がありました。

### 【量の見込みの考え方】

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

### 【確保の考え方】

量の見込みに対する必要な量を確保します。

特定の時期に利用希望者が集中しても全員が利用できるように、1か所あたり1日の定員を4～6人とします。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	2,667	3,275	3,883	3,883	3,883
	②確保の内容	4,320	6,240	7,200	7,200	7,200
	②-①	1,653	2,965	3,317	3,317	3,317
中区	①量の見込み	729	897	1,066	1,066	1,066
	②確保の内容	0	960	1,920	1,920	1,920
	②-①	△729	63	854	854	854
東区	①量の見込み	488	601	717	717	717
	②確保の内容	960	960	960	960	960
	②-①	472	359	243	243	243
西区	①量の見込み	394	479	571	571	571
	②確保の内容	0	960	960	960	960
	②-①	△394	481	389	389	389
南区	①量の見込み	337	411	478	478	478
	②確保の内容	960	960	960	960	960
	②-①	623	549	482	482	482
北区	①量の見込み	305	371	438	438	438
	②確保の内容	960	960	960	960	960
	②-①	655	589	522	522	522
浜北区 天竜区	①量の見込み	414	516	613	613	613
	②確保の内容	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	②-①	1,026	924	827	827	827

## No.10 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 【事業概要】

乳幼児及び小学生の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を組織し、市民による育児の相互援助活動を支援します。現在、約1,700人が会員登録し、平成25年度は10,000件を超える援助活動が行われました。

### 【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

### 【確保の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	7,301	7,145	7,041	6,926	6,926
	②確保の内容	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	②-①	3,099	3,255	3,359	3,474	3,474

## No.11 妊婦健康診査事業

### 【事業概要】

安心・安全な分娩と出産のため、妊婦に対し妊婦健診14回、超音波検査4回、血液検査1回の妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成します。

### 【量の見込みの考え方】

妊娠届出の実績や受診割合の動向を基に、今後の人口推計を考慮して算出しました。

### 【確保の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：実利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	6,766	6,583	6,417	6,264	6,130
	②確保の内容	6,766	6,583	6,417	6,264	6,130
	②-①	0	0	0	0	0

## No.12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

生活保護世帯等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受ける場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具、行事への参加に要する費用等の一部を補助します。

## No.13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【事業概要】

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

## 5 保育利用率の目標数値

3歳未満児の保育所等の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内における本市の保育利用率は次のとおりです。

全体 37.6%

【内訳】満1歳未満児 33.4%、満1歳児及び満2歳児 39.6%

## 6 認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方と必要性

ア 就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に行う認定こども園の設置を推進するため、幼稚園及び保育所の設置者に適宜情報提供等を行います。

イ 認定こども園、幼稚園及び保育所の連携を強化するため、担当部局の一元化を図る等、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

### (2) 就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進方策

ア 発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することで、義務教育及びその後の教育の基礎を培い、子どもを心身ともに健やかに育成します。

イ 乳幼児及びその保護者が相互交流できる場所を開設し、子育てについての情報提供、相談や助言を行う等、子どもの育ちを支援し、子育てをめぐる環境を整備します。

### (3) 就学前における教育・保育の一体的提供の基本的考え方と必要性

ア 乳幼児期の特性及び地域の実態を踏まえ、環境を通して教育・保育を行うことは、子どもの生活全体を豊かにするため、家庭や地域社会と連携し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。

イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成するカリキュラムに沿って、子どもの視点に立った良質かつ適切な教育・保育を提供します。

## 7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

### (1) 定員増による利用の確保

特定教育・保育施設等の創設・増改築等による大幅な定員増を図ることにより、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な利用を確保するよう努めます。

### (2) 保育施設の円滑な利用への調整

育児休業を一定期間以上取得した後、保育施設への利用申込みをする場合に、優先して利用できるように配慮します。

### (3) 情報の提供等

平成26年度から配置した保育サービス相談員により、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の様々な情報提供や保護者の相談に応じます。

## 8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な静岡県との連携に関する事項

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があります。関係機関が連携し、地域全体で子どもを守る体制の充実を図ります。

ア 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、区役所等相談対応機関に専門性を有する職員を配置するほか、地域の関係機関との連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組みを強化します。

イ 児童相談所の人員体制の強化及び保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保に努めます。

ウ 予期しない妊娠、妊娠に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の充実、里親及び養子縁組等の必要な制度の周知等を行います。また、医療機関等との連携により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、適切な支援につなげていきます。

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

### (2) 社会的養護体制の充実<sup>20</sup>

虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等へ支援の充実を図り、社会的養護体制の整備を計画的に推進します。

ア 社会的養護はできる限り家庭的な養護環境で行われることを目指し、里親・ファミリーホームによる養護を増やすとともに、児童養護施設等の小規模化や地域分散化を図ります。具体的には、「施設(児童養護施設、乳児院)入所」が8割、「里親・ファミリーホーム」が2割の現状に対して、今後は、「施設」、「グループホーム」、「里親・ファミリーホーム」を概ね3分の1ずつの割合にしていくことを目指し、静岡県、浜松市及び静岡市が連携・調整をして策定する都道府県推進計画(平成27年度～平成41年度)を基に、必要な人材の確保及び環境の整備等に取り組み、家庭的養護を推進します。

イ 虐待を受けた子ども等は、心理面での支援が必要であるため、専門的な知識や技術を持つ人材による支援体制を充実します。

ウ 児童養護施設等で育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行います。また、施設退所後の自立を支援する自立援助ホームの設置を推進し、地域生活を送るために必要な支援の体制を整備します。

エ 虐待の防止、親子関係の再構築、家庭環境の調整等、家庭支援及び地域支援の充実を図るため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等、施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用します。

<sup>20</sup> 社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監護されることが適当でない児童を、公的責任の下に養護すること。児童養護施設に入所する施設養護と、里親やファミリーホームのように家庭に近い環境で養護される家庭養護の2つに分類される。

さらに、母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

オ 子どもの権利擁護の強化を図るため、入所児童への施設内虐待が発覚した施設に対する行政の指導及びケアの質が向上するための取組みを進めます。また、施設内虐待が発生した際の通告や届出の受付、通告があった場合の対応、発生後の措置等について、ガイドラインを定め、適切に対応できる体制を整えます。

### (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市は、静岡県、静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業に関する総合的な支援を、第3部のひとり親家庭等自立促進に基づき実施します。

### (4) 障がい児施策の充実等

発達に課題のある子どもや保護者が早期に適切な支援を受けられるため、保育所等を巡回し、園の職員等に助言や技術的支援を行う等、関係機関の連携を強化し、一人一人の発達段階に応じた、一貫した支援体制を整備します。

発達障害に関しては、発達相談支援センターと連携をとりながら専門的情報及び関係機関への支援手法の提供を推進します。

なお、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策は、総合的かつ計画的な推進を図るため、浜松市障がい者計画(平成25年度～平成29年度)や第4期浜松市障がい福祉実施計画(平成27年度～平成29年度)により推進します。

## 9 子どもの貧困対策の充実に関する事項

平成25年度国民生活基礎調査(厚生労働省)によれば、平成24年の我が国の子どもの貧困率は16.3%と過去最高を更新しており、6人に1人が貧困状態にある状況です。

このような状況を背景に平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法律」という。)が施行され、平成26年8月には国が「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)を策定しました。

本市においても、法律や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を推進します。

さらに、平成28年度に策定した「子どもの未来サポートプロジェクト」により関係団体と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

### (1) 教育の支援

ア 市立小・中学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・相談体制の充実を図ります。

イ 児童養護施設、ひとり親家庭、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援を実施し学習意欲の喚起を図ります。

- ウ 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。
- エ 奨学金及び母子父子寡婦福祉資金の積極的な活用により高等教育の機会を保障し、意欲と能力のある学生が経済的な理由で就学を断念することがないよう支援します。

## (2) 生活の支援

- ア 児童養護施設等入所児童に対して、入所から退所後の就職・進学に至るまでのきめ細やかな支援を実施し、児童の社会的自立を促す体制を整備します。
- イ 児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援により、施設入所児童の家庭的養護を推進します。

## (3) 保護者に対する就労の支援

- ア ひとり親家庭の保護者に対する資格取得に対する支援や、母子家庭等就業自立支援センターでの就業支援を推進します。
- イ 生活困窮者に対する求職支援を推進します。

## (4) 経済的支援

- ア 幼児教育・保育を提供するにあたり、ひとり親家庭や生活保護世帯等の子どもの経済的負担を軽減します。
- イ 児童手当や児童扶養手当等の支給や子ども医療費等の助成により、経済的に困窮する家庭の負担軽減に努めます。
- ウ ひとり親家庭の親に対する養育費の確保に関する相談事業を実施し、経済的な自立への支援を推進します。

## 10 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### (1) 普及・啓発

浜松市ホームページ、広報はままつ、男女共同参画情報誌等を活用して、職業生活と家庭生活との両立の実現に向けた広報、啓発を行います。各企業(事業主)は、一般事業主行動計画を策定し取組みを推進しているため、好事例の紹介を行います。また、浜松市子ども育成条例の普及・啓発を行います。

#### 「浜松市子ども育成条例」-抜粋-

第7条(事業主の役割) 事業主は、第5条に規定する保護者の役割を十分に認識し、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備や職場における労働者の相互理解の促進に努めるものとする。

### (2) 制度の周知

次世代育成支援対策推進法、育児介護休業法の周知や、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク)を促進すべく制度の周知を行います。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの促進

企業や従業員が主体的に開催する学習会・研修会等に「男女共同参画アドバイザーを派遣し、男女共同参画の視点からの意識啓発を促します。この他に、希望する企業にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣し、企業の実情等に適したワーク・ライフ・バランスに関する支援を行います。また、職業生活と家庭生活その他の生活との両立支援や女性活躍などに関する取組を積極的に推進している事業所を認証・表彰することで、ワーク・ライフ・バランスなどの促進を図ります。

### (4) 相談・啓発・情報事業

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター(男女共同参画推進拠点施設あいホール)において、相談事業や託児付の各種講座を開催するなどの啓発事業・情報事業(男女共同参画施策実施のための幅広い情報収集・市民への情報発信)を実施します。

### (5) 保育サービス等の充実

保育所や放課後児童会の施設整備や、放課後の子どもたちの居場所づくり等の放課後児童対策を推進し、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、まかせて会員の養成に努め、事業を充実させていきます。

## 11 総合的な放課後児童対策に関する事項

放課後児童健全育成事業は、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場を提供するため、放課後子供教室と一体的又は連携による実施を推進します。

### (1) 一体型の放課後児童会及び放課後子供教室の目標事業量

平成31年度までに、64か所整備することを目指します。

対象：市内全小学校のうち、学校敷地内で放課後児童会を実施している小学校

### (2) 放課後子供教室の整備計画

平成31年度までに、市内全小学校区に整備することを目指すため、希望する学校区を調査・把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。

### (3) 放課後児童会及び放課後子供教室の一体的又は連携による実施の推進

共通プログラムの企画段階から、放課後児童会の支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。

### (4) 小学校の余裕教室等の放課後児童会及び放課後子供教室への活用

全小学校の余裕教室等状況を調査し、放課後子ども総合プランに基づく活用の可否、活用する場合の形態(専用区画への転用、一時的な使用)について現状や活用状況を

とりまとめます。調査結果は、運営委員会等に報告し意見を求め、会議記録の公表等により協議の透明化を図ります。

**(5) 放課後児童会及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携**

放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室に関する事業は、教育委員会事務局が所管し、各区における業務は、区役所社会福祉課が担当します。

**(6) 地域の実情に応じた放課後児童会の開所時間の延長**

保護者のニーズに対応するため、開所時間を延長する運営団体について、補助金加算などにより支援します。

**12 結婚の希望を実現するための支援**

若い世代の結婚の希望をかなえられるよう出会いの場の創出や仲介役の養成などの各種サポートを実施します。

**13 家族を形成する意識の育成**

家庭を築くことの意義や妊娠・出産についての正しい知識の普及・啓発を図ることで、人生設計を考える機会を創出します。

**14 企業主導型保育事業の周知と活用の促進**

国が主体となって推進する企業主導型保育事業の設置が促進されるよう、市内の企業等に周知を図るとともに、関心のある企業には個別に相談に応じるなど、積極的な活用を促します。

また、国の基準に基づき指導・監督をするとともに、保育の質を向上するための研修会等により、職員等の資質の向上にも努めます。

**15 子ども・子育て支援の成果(アウトカム)**

子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策・事業の改善につなげていきます。

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	H31
子育てがしやすくなっていると感じる人の割合(%)	目標値	30.0	37.0	38.0	39.0	40.0	41.0
	実績値	36.3	—	—	—	—	—
子育て中であり、かつ、子育てがしやすくなっていると感じる人の割合(%)	目標値	—	—	45.0	47.0	48.0	50.0
	実績値	—	—	—	—	—	—



## 第3部

# ひとり親家庭等 自立促進



# 第1章 はじめに

---

## 1 趣旨

ひとり親家庭の親は、ひとりで子育てをしながら生計を支えなければならない中で、多くの困難や悩みを抱えており、寡婦においては、母子家庭であったときの困難や悩みを引き続き抱えて生活しています。また、父子家庭においては、同様な困難を抱えていても母子家庭に比べ支援できる施策が不足していました。

このようなことを踏まえ、ひとり親家庭等が子育てと仕事を両立し、また、自立した生活を送れるよう総合的な支援を推進します。

また、ひとり親家庭の子どもは厳しい生活状況にあるため、経済的な状況を考慮し「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念に則り各事業に取り組めます。

## 2 経緯

これまで、本市のひとり親家庭への自立支援は、「母子及び寡婦福祉法」第11条に基づき、厚生労働大臣が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年4月1日厚生労働省告示第248号）を受け、ひとり親家庭等自立促進計画（平成23年度～平成27年度の5か年計画）を策定し取り組んできました。

こうしたなか、父子家庭が母子家庭と同様の支援対象に位置づけられ平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」の名称が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。そこで、現在のひとり親家庭等自立促進計画を子ども・若者支援プランの一部に位置づけ、母子及び寡婦への支援と同様に父子への支援を充実させ総合的に実施していきます。

## 3 用語の定義

### (1) 母子家庭

配偶者のない女子が児童(20歳未満の子どもであって、未婚のもの)を扶養している家庭

### (2) 父子家庭

配偶者のない男子が児童(20歳未満の子どもであって、未婚のもの)を扶養している家庭

### (3) 寡婦

かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し現在も配偶者のない状態にあるもの

### (4) ひとり親家庭

母子家庭及び父子家庭

### (5) ひとり親家庭の親

母子家庭の母及び父子家庭の父

### (6) ひとり親家庭等

ひとり親家庭及び寡婦

### (7) ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者等による、殴る蹴る等の身体的暴力等

## 第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題

### 1 ひとり親家庭等の現状

#### (1) 離婚件数とひとり親家庭の世帯数の推移

本市の平成24年の離婚件数は1,356件で、平成22年の1,443件と比べ87件減少していますが、母子家庭の世帯数は増加傾向となっています。

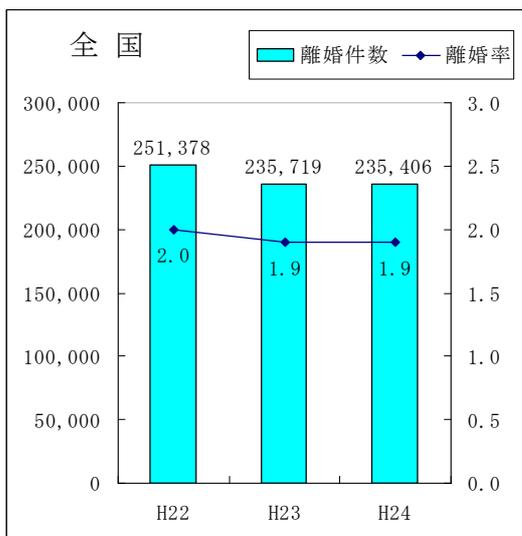
#### ア 離婚件数・離婚率<sup>21</sup>の推移

(単位：件)

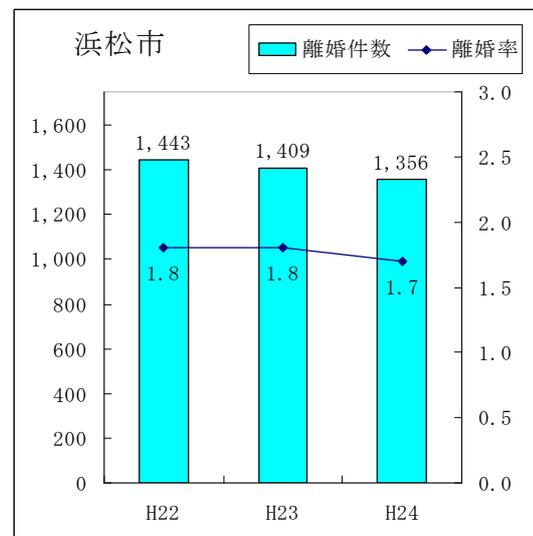
(単位：%)

(単位：件)

(単位：%)



(厚生労働省「人口動態調査」)

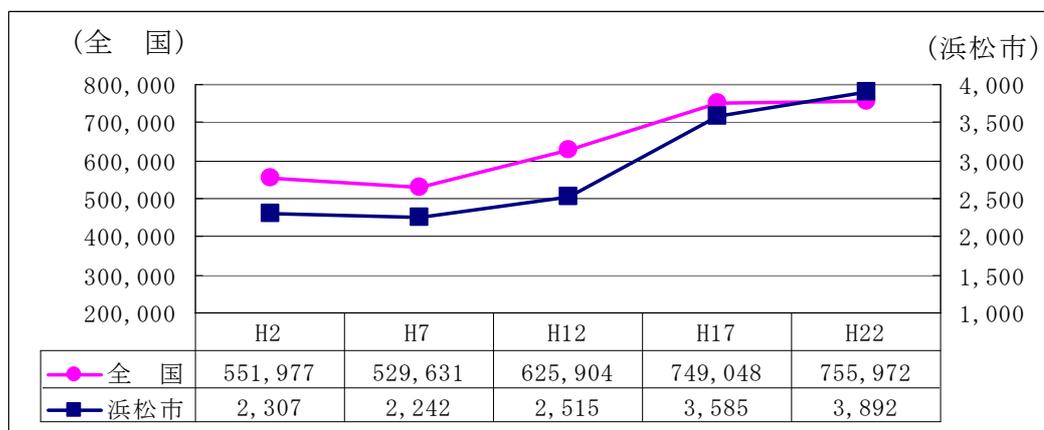


(浜松市統計書)

#### イ ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭<sup>22</sup>)の世帯数<sup>23</sup>

#### (ア) 母子家庭の世帯数

(単位：世帯)



(国勢調査)

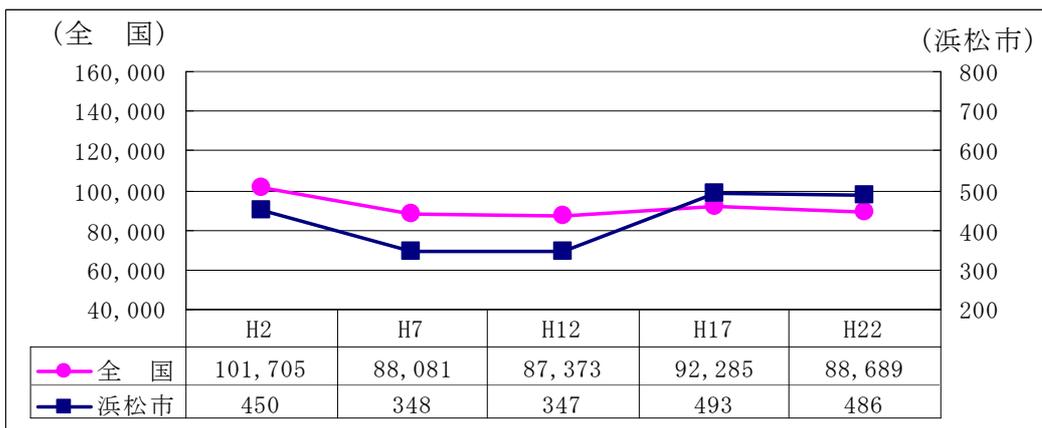
<sup>21</sup> 離婚率は人口1,000人に対する割合。

<sup>22</sup> 母子家庭・父子家庭は、配偶者のない女子または、男子とその20歳未満の子どものみからなる家庭。

<sup>23</sup> 平成12年以前の世帯数は、合併前の旧浜松市の数値。

(1) 父子家庭の世帯数

(単位：世帯)



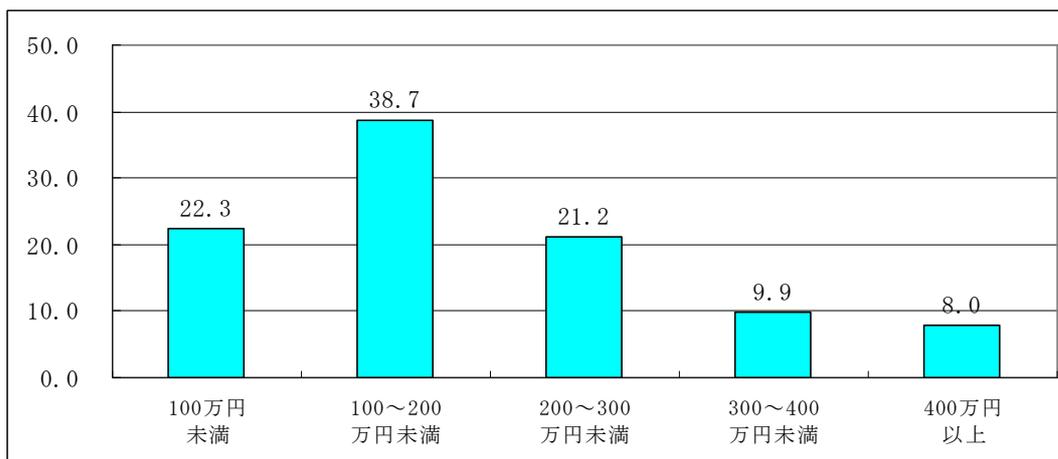
(国勢調査)

(2) 年間就労収入の状況

ひとり親家庭の年間の就労収入は、全国母子家庭等調査によると母子家庭で「100～200万円未満」が最も多く38.7%、父子家庭では「400万円以上」が最も多く39.8%となっています。

ア 母子家庭の年間の就労収入

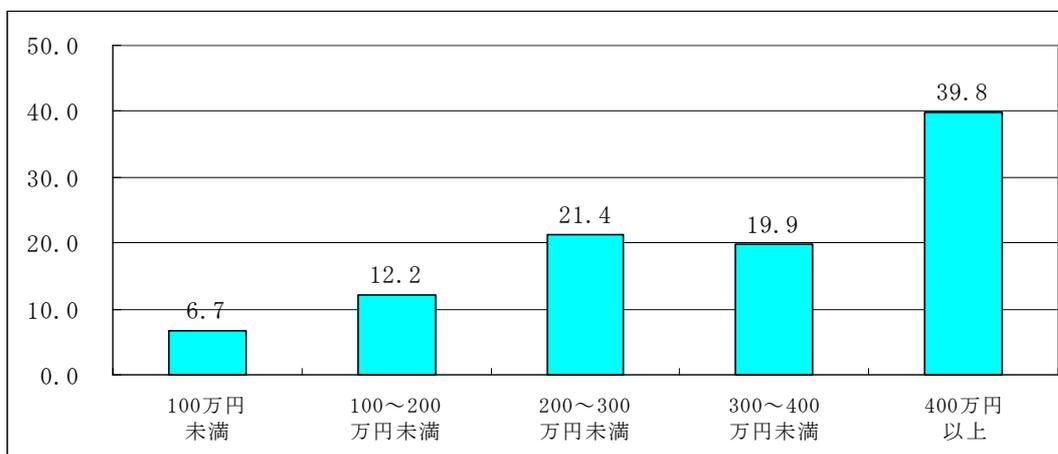
(単位：%)



(平成23年度全国母子家庭等調査)

イ 父子家庭の年間の就労収入

(単位：%)



(平成23年度全国母子家庭等調査)

### (3) 児童扶養手当の支給状況

本市の平成24年度児童扶養手当受給者数は、平成22年度に父子家庭が対象に加わったこともあり、平成21年度と比べ540人増加しています。

児童扶養手当の受給者数

(単位：人)

受給者数 \ 年度	H21	H22	H23	H24
全 国	985,682	1,055,181	1,070,211	1,083,317
浜松市	4,466	4,838	4,886	5,006

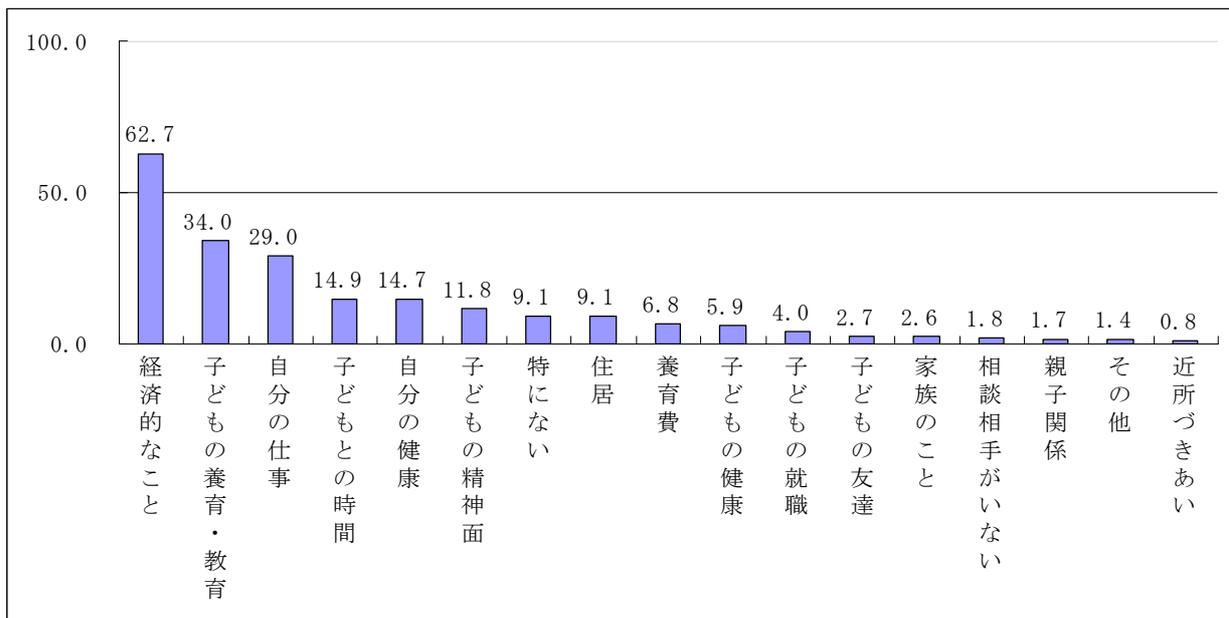
(厚生労働省「福祉行政報告例」)

### (4) ひとり親家庭の悩み

ひとり親家庭が悩んでいることでは、「経済的なこと」が62.7%、「子どもの養育・教育」が34.0%、「自分の仕事」が29.0%となっています。

悩んでいること

(単位：%)



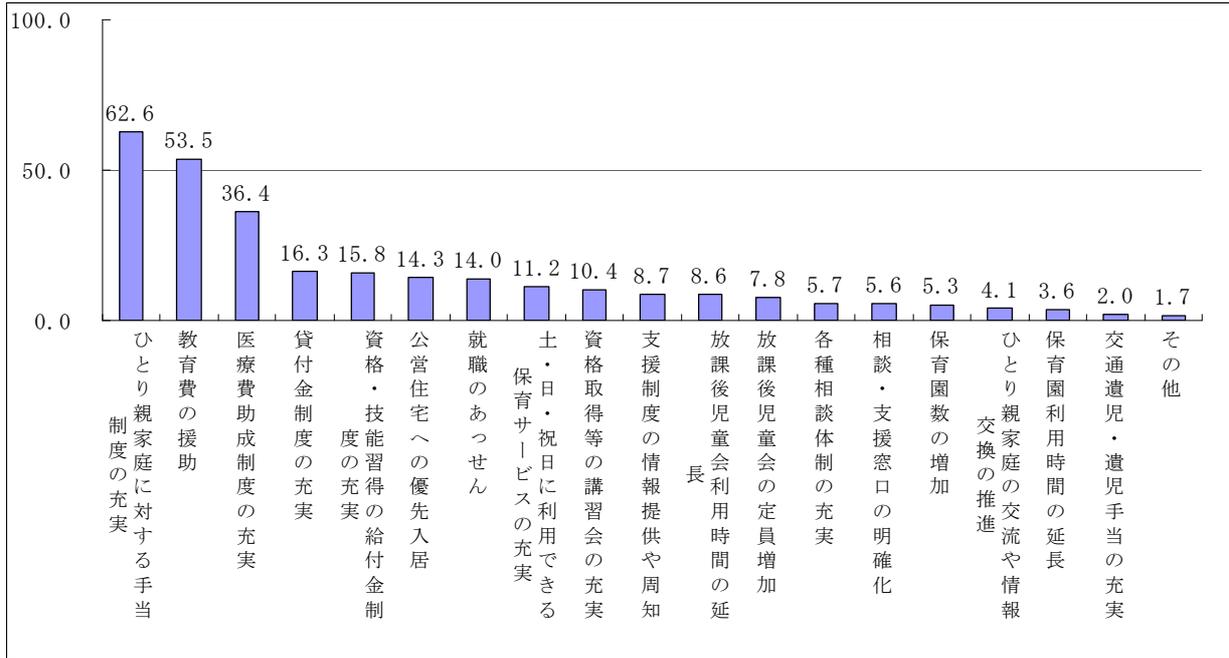
(平成25年度浜松市子育て支援課調べ)

### (5) ひとり親家庭が希望する施策

ひとり親家庭が、市の施策に今後希望することは、「ひとり親家庭に対する手当制度の充実」が62.6%、「教育費の援助」が53.5%、「医療費助成制度の充実」が36.4%となっています。

本市の施策に今後希望すること

(単位：%)



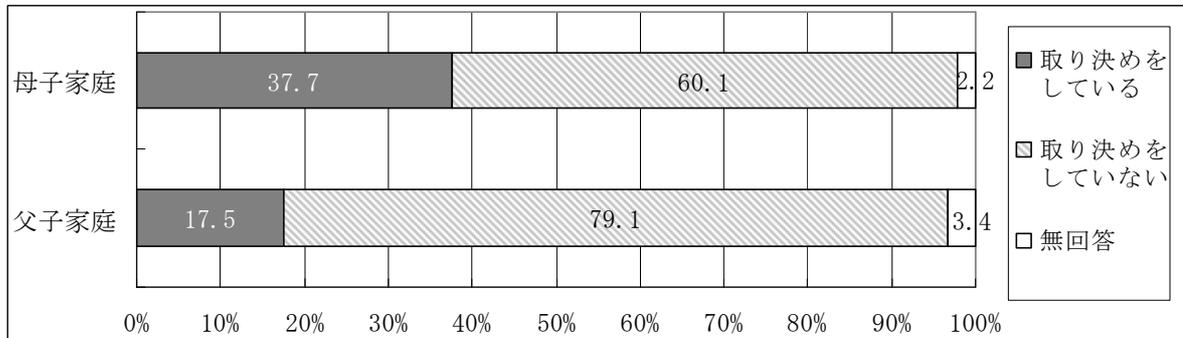
(平成 25 年度浜松市子育て支援課調べ)

(6) 養育費の確保状況

養育費の「取決めをしている」ひとり親家庭は、全国母子家庭等調査によると母子家庭で 37.7%、父子家庭で 17.5%であり、実際に養育費を「現在も受けている」のは、母子家庭で 19.7%、父子家庭で 4.1%となっています。

ア 養育費の取決め状況

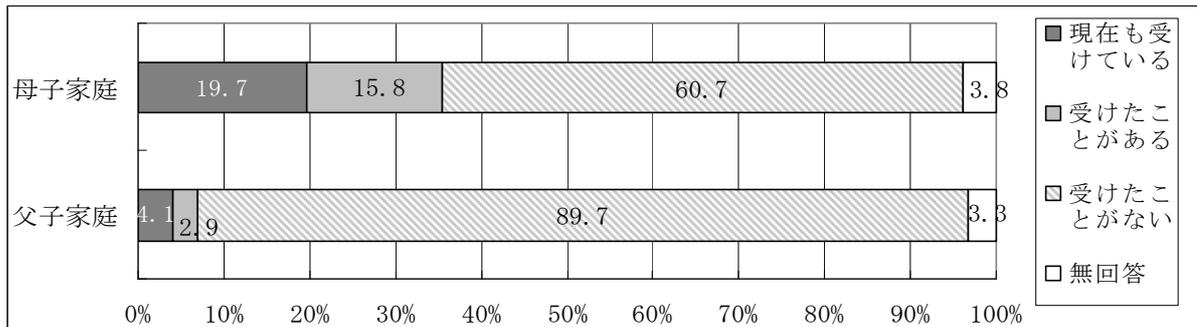
(単位：%)



(平成 23 年度全国母子家庭等調査)

イ 現在の養育費の受け取り状況

(単位：%)

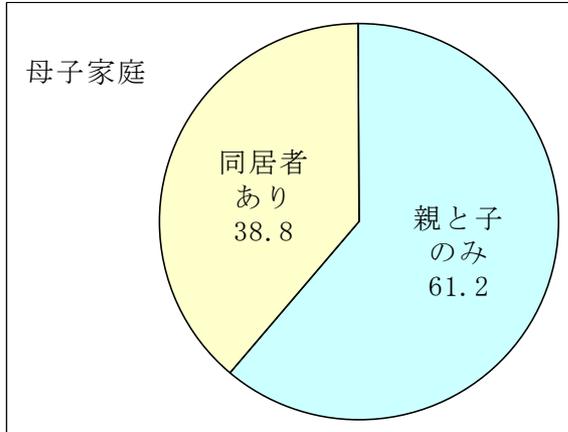


(平成 23 年度全国母子家庭等調査)

## (7) ひとり親家庭の世帯構成割合

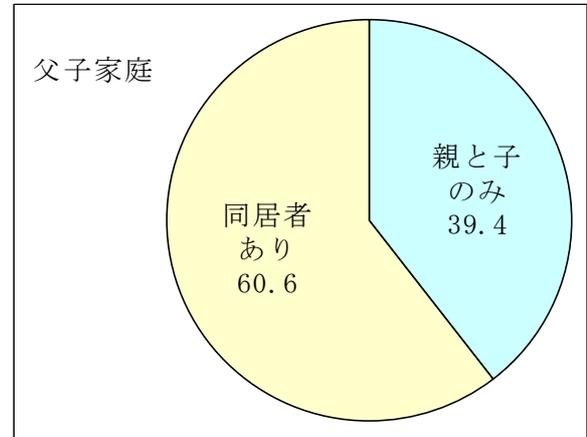
世帯の構成については、母子家庭の 61.2%、父子家庭の 39.4%が「親と子のみ」の世帯となっています。

世帯の構成 (単位：%)



(平成 23 年度全国母子家庭等調査)

(単位：%)



(平成 23 年度全国母子家庭等調査)

## 2 ひとり親家庭等自立促進の課題

### (1) ひとり親家庭の子育て・生活

ア 母子家庭の 61.2%、父子家庭の 39.4%が「親と子のみ」の世帯となっており、ひとり親家庭の多くが子育てを他の家族に頼れない状況にあります。ひとり親家庭の自立した生活のためには、認定こども園、保育所、放課後児童会の入所選考における必要な配慮をはじめとする子育て支援が必要です。

イ 子どもが病気等のときの対応としては、ひとり親家庭の多くが子育てを他の家族に頼ることができないため、企業に理解を求めるとともに、緊急時に対応できる保育サービスの提供を行っていく必要があります。

ウ 全国母子家庭等調査によると、ひとり親家庭の多くが借家に住んでおり家賃の負担が大きい等の理由で、現在の住まいからの転居を希望しています。転居先の希望は、公営の賃貸住宅が多いことから、公営住宅の優先的な入居について配慮が必要とされています。

エ ひとり親家庭が、現在悩んでいることは子どもに関することが多く、子育てについて不安を抱えている状況にありますが、相談相手を得にくい状況にあり相談窓口の利用促進が必要です。

オ ひとり親家庭の支援で目指すところは、子どもが心身ともに健やかに成長することにあります。そのため、子どもの貧困対策として、親の支援だけでなく子どもへの教育の支援や生活の支援等が必要です。

### (2) ひとり親家庭の就業環境

ア ひとり親家庭は、パート・アルバイト等の非正規雇用が多く正社員等と比べ収入額が低いため、安定した収入を得られるための支援が必要です。

イ 母子家庭における母の多くは、就業経験がない場合や、長期間仕事から離れている

場合も多く、採用につながりにくい等、就業に関してさまざまな困難を抱えています。そのため、仕事に必要な知識や資格の取得等、就業に関する支援が必要です。

ウ 父子家庭における父の多くは、就業していますが就業と子育ての両立が困難で、仕事量を減らしたり転職を考えたりしています。収入が減り経済的にも厳しい状況になった場合の支援が必要です。

### (3) 養育費の取決め状況

離婚等により、ひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費について、取決めをしている母子家庭は37.7%、父子家庭は17.5%であり、そのうち現在も受けているのは、母子家庭で19.7%、父子家庭で4.1%となっており、養育費の確保については厳しい状況にあります。そのため、養育費についての認識を高めることや、養育費確保に向けた支援が必要です。

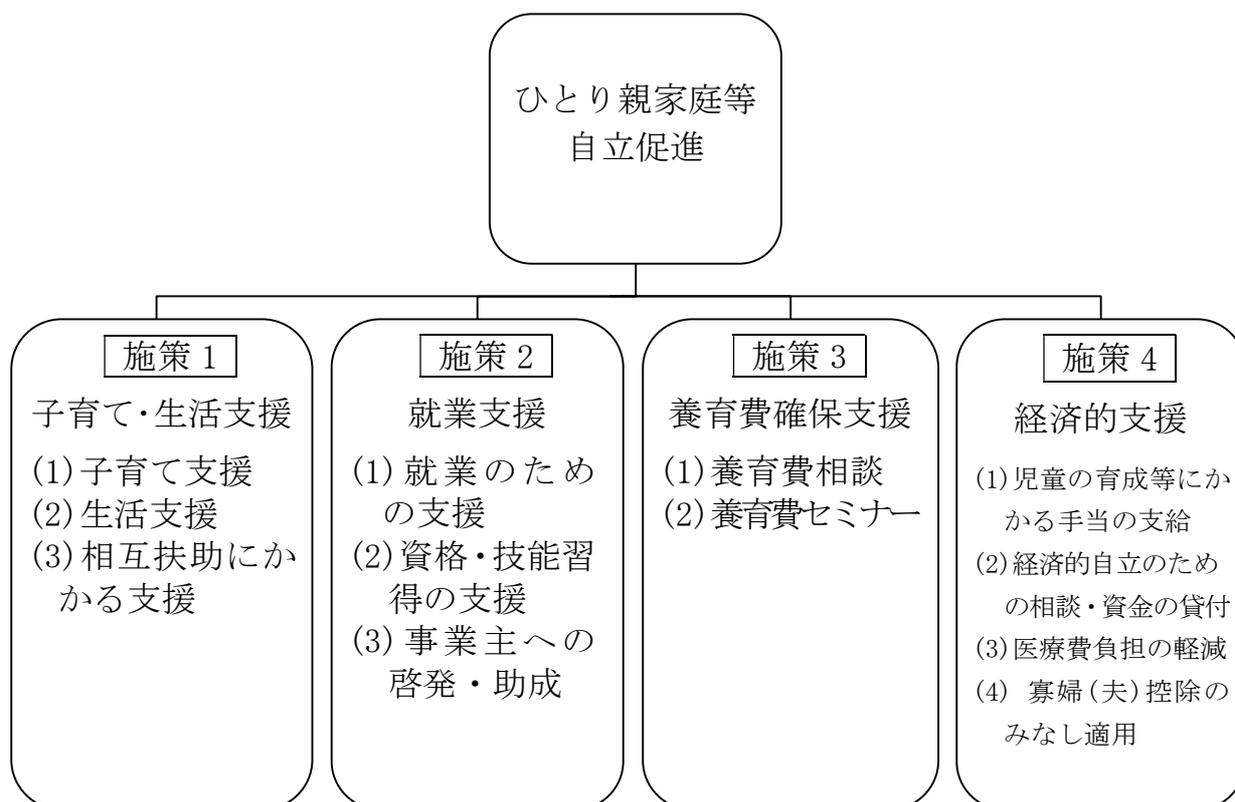
### (4) 制度の周知・情報提供

ア 支援を必要とする人に必要な情報を提供できるよう、福祉制度等について、更なる周知を図ることが必要です。

イ ひとり親家庭の悩みは多岐にわたっており、個別の状況に応じてきめ細かな対応ができる人材の育成が必要です。

## 3 施策体系

ひとり親家庭等が、子育てと仕事を両立し、また、自立した生活が送れるよう「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」の4つの施策を柱とした各種事業を展開していきます。



## 第3章 具体的な支援施策

---

### 1 子育て・生活支援

#### (1) 子育て支援

##### ア ひとり親家庭等日常生活支援事業

(ア) ひとり親家庭の親が、病気や就職活動等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要になった場合、家庭生活支援員を派遣します。

(イ) 必要なときに必要な人へ支援を提供できるよう、家庭生活支援員の確保を進めるとともに、対象者への更なる周知を図ります。

##### イ 認定こども園、保育所、放課後児童会

入所選考において、必要な配慮を行います。

##### ウ 子育てに関する相談

各区の社会福祉課の窓口において、子どもの養育や親子関係等の相談に応じます。また、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。

##### エ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

子どもの学習意欲や進学意欲に応えるため、大学生等のボランティアによる小・中学生の学習支援を行います。

#### (2) 生活支援

##### ア 市営住宅

入居選考において、必要な配慮を行います。

##### イ 母子生活支援施設

(ア) 母子家庭の母が子どもの養育を十分にできない場合は、必要に応じて母子生活支援施設への入所をすすめ、母子指導員等の支援のもと自立更生を図ります。

(イ) 児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)の被害者は、複雑な家庭環境にあるため、警察、児童相談所、民生・児童委員等、関係機関と連携を図り、多様なニーズに応じた支援を行います。

##### ウ ひとり親家庭等生活向上事業

支援を必要とするひとり親家庭等に対して、自立支援のために必要な助言・指導を行います。また、行政の行う各種事業の情報提供を行います。

#### (3) 相互扶助にかかる支援

##### ア 母子・父子福祉団体への協力

(ア) 母子・父子福祉団体が行う事業活動を周知し、ひとり親家庭等に対する情報の提供、自立支援の促進、孤立化の防止等を支援します。

(イ) 母子・父子福祉団体の事業実施を促進するため、各区社会福祉課の窓口等で団体の活動を周知し、加入者数の増加を図ります。

## イ ひとり親家庭の交流支援

子どもの養育や教育等、日常生活にさまざまな悩みを持つひとり親家庭同士の交流を支援し、ひとり親家庭の孤立化の防止を図ります。

## 2 就業支援

### (1) 就業のための支援

#### ア 母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化

(ア) 静岡県及び静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、ひとり親家庭等の就業に関する総合的な支援を実施します。

(イ) 母子家庭等就業・自立支援センターのホームページで最新の求人情報を提供します。

(ウ) 就業に関する相談や情報提供と併せ、生活相談等も実施することで、ひとり親家庭等の就業に対する意欲の向上と不安の軽減を図り、効果的な自立支援へつなげます。

#### イ 自立支援プログラム策定事業

(ア) 就業経験が無い、長期間仕事から離れていた等、就職にあたり支援を必要とするひとり親家庭等に対し個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を行います。

(イ) ハローワーク浜松との連携、母子家庭等就業・自立支援センターで実施する各種事業の活用を図り、一人一人に合った自立のためのプログラム策定と継続的な支援を行います。

#### ウ 各就業支援事業の活用促進

(ア) ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等が適切に制度を利用できるよう支援します。

(イ) 各区役所、母子家庭等就業・自立支援センター、母子・父子福祉団体等を通じて、各種就業支援事業の周知を図り活用を促進します。

### (2) 資格・技能習得の支援

#### ア 自立支援教育訓練給付金事業

(ア) 本市指定の講座を受講した場合、給付金を支給し、資格・技能の習得を支援していきます。

(イ) 資格・技能の習得によりひとり親家庭の親が適職につけるよう、更なる制度の周知を図ります。

#### イ 高等職業訓練促進給付金等事業

(ア) 看護師や介護福祉士等、本市指定の資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。

(イ) 受講期間が長期間となるため、母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等日常生活支援事業等、他制度の利用を促し、修業に専念できる環境づくりを図ります。

(ウ) 資格の取得により就職がしやすくなると見込まれる人に対して、更なる制度の周知を図ります。

## ウ 資格取得のための講習会

- (ア) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、介護職員初任者研修、医療事務講座等の技能・資格を取得するための講習会を実施します。
- (イ) ひとり親家庭等、企業、ハローワーク等からの情報収集により、就業に結びつく可能性の高い講座の把握及び開催に努めます。
- (ウ) 母子家庭等就業・自立支援センター等で技術的・精神的サポートを行い、資格・技能習得後速やかに就職ができるよう支援します。

## (3) 事業主への啓発・周知

### ア 事業主への啓発

事業主に対して、ひとり親家庭等を対象とする求人情報の提供についての協力依頼と、雇用、勤務条件の配慮を依頼していきます。

### イ 事業主に対する優遇制度の周知

特定求職困難者雇用開発助成金<sup>24</sup>等、事業主がひとり親家庭の親を一定の条件で雇用した場合に利用できる制度について、事業者への周知を図ります。

## 3 養育費確保支援

### (1) 養育費相談

養育費の確保を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費に関する相談を実施します。また、養育費相談支援センターと連携して困難な事例への対応を図り、必要に応じて無料の法律相談を紹介し課題解決に向けて支援します。

### (2) 養育費セミナー

養育費については、「相手と関わりたくない」、「相手に養育費を支払う能力が無いと思った」等の理由で請求しないケースが多くみられることから、養育費セミナーを実施し、養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるための支援をします。

## 4 経済的支援

### (1) 児童の育成等にかかる手当の支給

#### ア 児童扶養手当

- (ア) 父と生計を同じくしていない児童<sup>25</sup>を監護する母、及び母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ生計を同一にする父等で、所得額が一定未満の者に対して、国の制度に基づき手当を支給します。
- (イ) 支給開始から5年または支給要件に該当する日から7年経過後において、特別な事由が無いにも係わらず就業または求職活動をしていない母については、手当額が2

<sup>24</sup> 高齢者、障害者、ひとり親家庭の親等の就職が特に困難な人をハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度。

<sup>25</sup> 児童扶養手当上の児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者または20歳未満の政令で定める程度の障害の状態にある者を言います。

分の 1 に減額される措置があることから、このことを周知するとともに、就業支援を併せて実施します。

イ ひとり親家庭等自立支援手当

ひとり親家庭等になって間もない世帯の経済的負担を軽減し自立を図るため、2 人以上の児童を養育している児童扶養手当の受給者に対し、一定期間手当を支給します。

ウ 遺児等福祉手当

児童の父母等が病気・災害等により死亡したり、一定の障がいの状態になった場合、その遺児等が義務教育を修了するまでの期間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

エ 交通遺児等福祉手当

児童の父母等が交通事故により死亡したり、一定の障がいの状態になった場合、その遺児等が義務教育を修了するまでの期間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

**(2) 経済的自立のための相談・資金の貸付**

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(ア) ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図り、子どもの福祉を増進するため、その目的に応じ 12 種類の資金の貸付を行います。

(イ) 就学支度資金及び修学資金は、特にニーズが高いことから、適時適切に広報はままつ等による周知を図ります。

(ウ) 計画的な償還ができるよう、貸付時に償還計画を作成する等、適切な貸付に努めます。

イ 生活・生計の維持に関する相談

(ア) 母子寡婦福祉会の会員等が、自身の経験を生かし生活に関する相談に応じます。また、ファイナンシャルプランナーによる生計に関する相談にも応じます。

(イ) 生計に関する相談では、各種福祉制度等の利用も含めた長期的な生計の見込みを立てることで、計画的な自立を促します。

ウ 経済的支援にかかる各種支援制度の周知

経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助制度や、交通遺児に対する育成資金貸付制度等、ひとり親家庭等の経済的自立の一助となる各種制度について、適切な周知・案内に努めます。

**(3) 医療費負担の軽減**

所得税非課税世帯のひとり親家庭の親及び児童に対して、保険診療にかかる医療費を助成します。

**(4) 寡婦(夫)控除のみなし適用**

婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦(夫)控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べ保育料等の支援に差が生じないように、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。



## 第4部

# 若者支援



# 第1章 はじめに

---

## 1 趣旨

ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者(概ね 15 歳～40 歳未満)の自立に向け、相談体制の充実や支援機関との連携強化を図ることを目的とします。

## 2 経緯

近年、ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の問題が深刻化しています。内閣府の平成 21 年推計では全国で 60 万人を超える無職の若者の存在が明らかになりました。このような中、平成 22 年 4 月に子ども・若者施策を総合的に推進するための「子ども・若者育成支援推進法」(以下「法」という。)が施行され、平成 22 年 7 月には子ども・若者育成支援推進大綱である「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

本市では、平成 25 年 3 月に浜松市若者支援計画(平成 25 年度～平成 26 年度の 2 か年計画)を策定し、各施策に取り組んできました。平成 27 年度以降については、子ども・若者支援プランの中で、引き続き社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族を支援する施策を進めていきます。

## 3 用語の定義

### (1) ニート

総務省が行う労働力調査における、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

### (2) ひきこもり

6 か月以上続けて仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にひきこもっている状態や自分の趣味に関する用事の時だけ外出する状態

### (3) 不登校

児童生徒が、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、年間 30 日以上登校しないあるいはしたくともできない状態

### (4) 完全失業者

仕事に就いておらず、仕事があればすぐ就ける者で、仕事を探す活動をしている者

## 第2章 若者をめぐる現状と課題

### 1 若者の現状

#### (1) 進路別卒業生数

静岡県学校基本調査(平成25年5月1日付調査)によると、本市の中学校卒業生数7,678人のうち進学も就職もしていない者等は100人(1.3%)、高等学校卒業生数7,414人のうち進学も就職もしていない者等は266人(3.6%)となっています。

中学校・高等学校の進路別卒業生数 (単位：人)

学校	卒業生数	卒業生数の内訳			
		進学者数	教育訓練機関等 入学者数	就職者及び一時 的就労者数	進学も就職もして いない者数等
中学校	7,678	7,540	10	28	100
高等学校	7,414	3,843	1,701	1,604	266

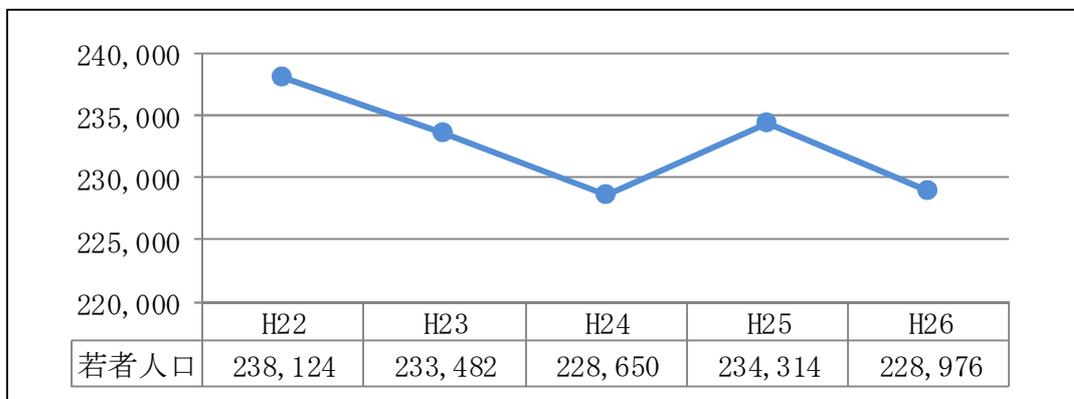
「平成26年度版子ども・若者白書」においても、平成25年3月の全国の高校卒業生数約1,090,000人のうち進学も就職もしていない者は約54,000人(5.0%)、大学卒業生数約560,000人のうち進学も就職もしていない者は約76,000人(13.6%)となっています。

なお、平成25年度の本市の中学校・公立高等学校で不登校児童生徒数は、県・市教育委員会等の調べによると、中学校在籍者数21,294人のうち674人(3.2%)、公立高校在籍者数17,630人のうち243人(1.4%)で、公立高校の中途退学者数は222人(1.3%)となっています。

#### (2) 若者人口(外国人を含む)

本市の若者の住民登録者数<sup>26</sup>は、平成26年4月1日現在約229,000人で減少傾向です。

若者人口の推移 (単位：人)



(住民登録)

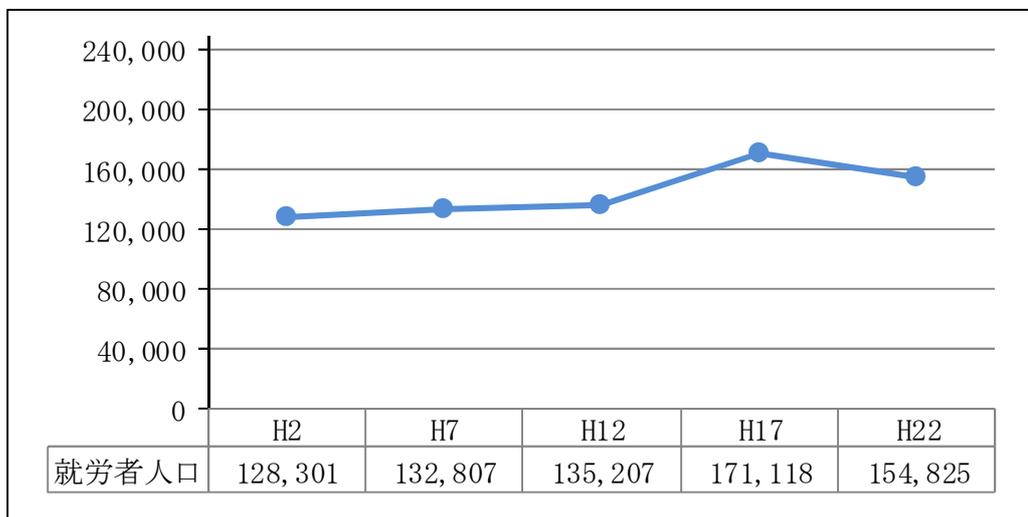
<sup>26</sup> 平成25年からのデータは、住民基本台帳法の改正により外国人を含んだ数値。

### (3) 若者の就労状況<sup>27</sup>

本市における若者の平成22年の就労者人口は約155,000人で、平成17年より約16,000人減少、平成22年の完全失業者は約11,000人で、平成17年より約1,600人増加しています。

就労者人口の推移(15歳～39歳)

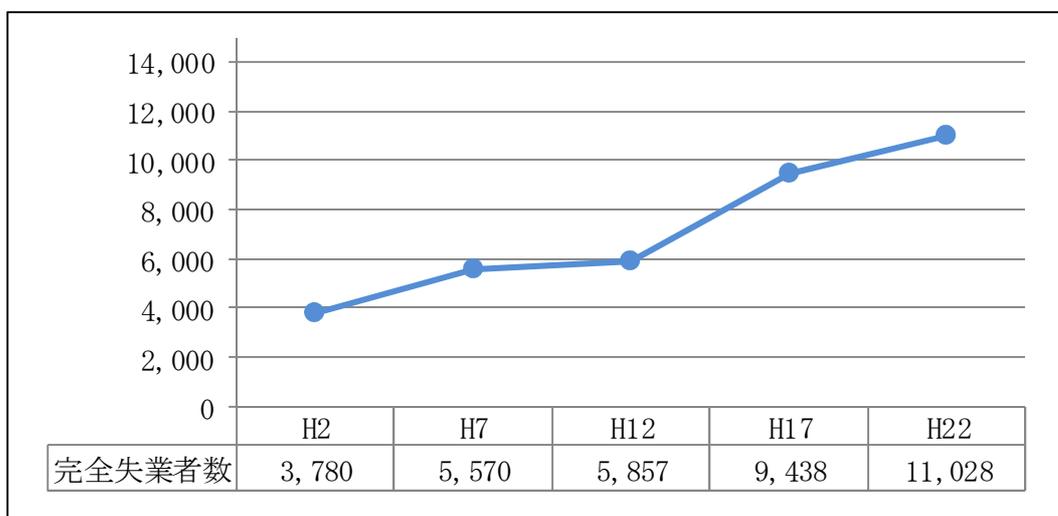
(単位：人)



(国勢調査)

完全失業者数の推移(15歳～39歳)

(単位：人)



(国勢調査)

### (4) ニートの状況<sup>28</sup>

本市のニート数は、平成12年をピークに減少していますが、平成22年でも約2,000人と多い状況です。

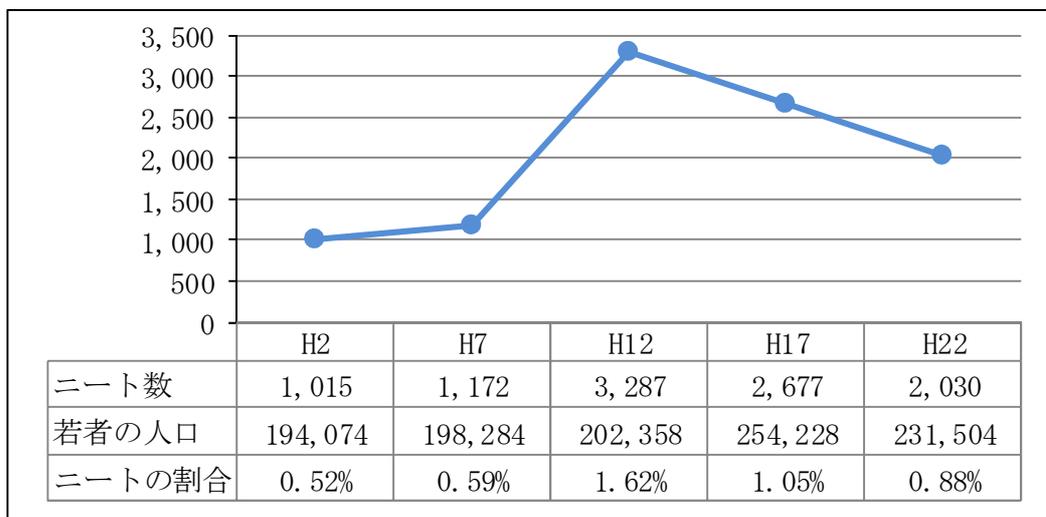
また、平成7年から平成12年にかけて急激にニート数が増えた要因として、バブル経済崩壊後の日本経済の悪化により、企業の経営悪化に伴う非正規雇用や失業者の急激な

<sup>27</sup> 平成12年以前は、合併前の旧浜松市の数値。平成17年以降は市町村合併後の数値。

<sup>28</sup> 平成12年以前は、合併前の旧浜松市の数値。平成17年以降は市町村合併後の数値。

増加、失業期間の長期化の影響等が第二次ベビーブーム世代の就職時期と重なったことが大きな要因と考えられます。

ニート数の推移<sup>29</sup>(15歳～39歳) (単位：人)



(国勢調査)

#### (5) 若者のひきこもり状況

「平成26年度版子ども・若者白書」では、内閣府が平成22年2月に実施した、「若者の意識に関する調査」において、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニ等には出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者(狭義のひきこもり)が236,000人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」(準ひきこもり)が460,000人、狭義のひきこもりと準ひきこもりを合わせた広義のひきこもりは、15歳～39歳で696,000人、15歳～39歳人口38,800,000人に対して1.8%と推計しています。

このことから、本市における若者のひきこもりは、平成26年4月1日現在約229,000人に対し4,000人程度と推計されます。

#### (6) 若者に関する意識調査結果からの考察(平成23年度実施の市民アンケート)

ア 若者が社会生活を送る上で感じている不安や悩みは、「求職について」、「就職後の状況について」等就労に関するものや、就労状態に関係が深い「経済的不安」が最も多くなっています。こうした就労に関する不安や悩みは、単に「就労」の問題だけではなく、背景に家庭環境や生活環境、発達の問題等の複数の要因が複雑に重なり合ったものも多くあり、複合的な背景をもつ悩みに対して、保健、医療、福祉や教育等関係する各分野がネットワークを構築し連携して、総合的な就労支援を充実させていくことが求められます。

イ 国・県・市では、こうした若者の不安や悩みに対して、就労支援を含む多様な相談窓口を開設していますが、認知度が低い機関も多く、相談や支援が届いていないと考えられます。そのため、支援を求める若者が適切な相談を受けられるように、周知を

<sup>29</sup> 平成12年以前は、合併前の旧浜松市の数値。平成17年以降は市町村合併後の数値。

行うとともに、分かりやすい相談窓口のあり方を考えながら相談体制の強化を図る必要があります。

ウ 支援に関する情報の入手手段は、インターネットが最も多く、浜松市ホームページを活用した情報提供について工夫していく必要があります。さらに広報紙や市役所等の窓口の活用も含め、多様な手段を通じて重層的に情報提供を行うことで、着実に相談窓口につなげていけるよう、周知方法や情報提供の体制を整備することが必要です。

## (7) 若者相談支援窓口「わかば」の状況

平成 25 年 10 月に開設した「わかば」の相談件数は、平成 25 年度 96 件、平成 26 年度 9 月末現在 220 件となっています。相談者が「わかば」を知ったきっかけは、広報はままつ、次いで他機関からの紹介でした。

相談者の年代は 20 歳～30 歳代が最も多く、主な相談内容は就労やひきこもりで、電話相談から面談を経て他機関につないだケースもありました。

また、若者の相談者は、生まれてから現在に至るまでの生育環境や成育歴における様々な問題が複合しており、非常に複雑で多様になっている状況が見られ、相談者の家族がひとりで悩みを抱え込んでいるケースも多くありました。

## 2 若者支援の課題

### (1) 就労支援の充実

若者が抱える問題を、経済的・社会的自立という点から考えると、就労に関するものが最も大きな問題といえます。若者が自立して生活していくためには、自分の力で仕事をして、収入を得ることが必要です。しかし、問題を抱え思うように就職できないことや就労後に離職する若者も多いため、多様な支援を総合的・継続的に実施していくことが必要です。

### (2) 相談窓口機能の強化

現在、問題を抱えた若者を支援するために多くの支援機関(相談窓口)があり、相談者それぞれの状況に応じた支援を実施しています。しかし、支援が必要な人に支援機関の情報が十分周知されているとは限らず、相談したい人が支援機関の存在を知らないことや支援内容が分からないこともあります。

こうした状況に対し、各支援機関の情報を整理し、支援を受けたい人に支援機関の情報を知らせるとともに、支援内容に応じ適切な支援機関にたどりつけるよう案内する仕組みをつくる必要があります。また、インターネットを活用した情報提供をさらに進めていく必要があります。

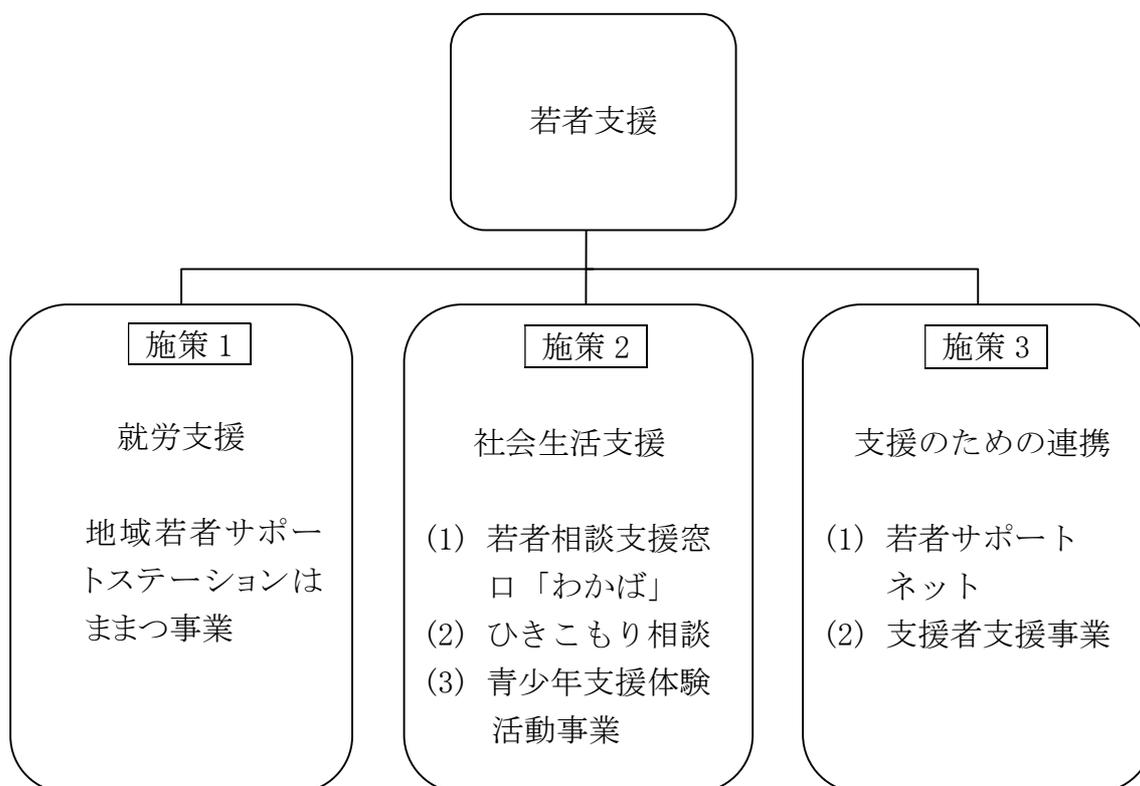
### (3) 支援機関の連携強化

若者が抱える問題は、多くの場合、就労関係、修学関係、健康上の問題、家族・友人等の人間関係、貧困、文化や言語のギャップ等多様な要因が複雑に絡みあって生みだされており、若者が直ちに深刻な状況に陥るような問題だけではなく、生活していく上でささいなことに悩む「生きづらさ」が様々な場面で見受けられます。

このように社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行いながら、関係する支援機関が相互連携して対応していくことが重要です。さらに各機関の連携を強化するには、支援に関する定期的な情報共有の場を設け、各機関が分野を超えて継続的な支援を行える体制づくりを進める必要があります。

### 3 施策体系

若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、「就労支援」「社会生活支援」「支援のための連携」の3つの施策を柱とした各種事業を実施します。



## 第3章 具体的な支援施策

---

### 1 就労支援

若者が経済的に自立して生きていくためには働かなければなりません。ところが、近年の経済不況に加え、様々な問題を抱え思うように仕事に就けない、就職後に仕事に定着できないといった若者も見られます。

こうした若者に対して、個々の状況に応じた就労支援や就労先が決まった後も職場に定着し、働き続けられるよう継続的な支援の充実を図ります。

#### 地域若者サポートステーションはままつ事業

働くことについて、様々な悩みを抱えている15歳～40歳未満の若者未就労者を対象に、社会参加・就労へと導くため、キャリアカウンセリング<sup>30</sup>、心理カウンセリング、就労支援プログラム(セミナー、職場体験等)により、個々の置かれた状況に応じて、個別的、継続的に支援を行います。

### 2 社会生活支援

ひきこもりの問題は、ニートや不登校の問題とも密接に関係しており、幅広い分野の機関が連携して支援をする必要があります。また反社会的行為の当事者となってしまう若者もあり、こうした若者に対しても幅広い支援が必要です。社会生活をうまく送ることができない原因が複数あることを踏まえ、関係する各支援分野を組み合わせながら支援を行います。

#### (1) 若者相談支援窓口「わかば」

青少年育成センター内の若者相談支援窓口「わかば」では、様々な若者の悩みについて、一次的に相談を受け面談や専門的な機関を案内する等、適切な支援につなげる相談体制を推進します。

また、若者相談支援窓口の機能を補完するため、若者や市民の方々に、相談者への支援情報を分かりやすく周知する取組みとして、支援機関マップや浜松市ホームページの充実を図ります。

#### (2) ひきこもり相談

ひきこもり当事者や家族との面談、訪問支援及び回復過程にあるひきこもり当事者に対する社会参加訓練等を行います。精神保健福祉センターの面談及び民間に委託し設置する「ひきこもりサポートセンター」の訪問支援、交流スペースにおける当事者のグループ活動等を行い、復学や就労等の社会参加を促します。

---

<sup>30</sup> 適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援のこと。

### (3) 青少年支援体験活動事業

学校や社会での生活に不適應を起こしている概ね 20 歳未満の青少年に対して、前向きに自立していけるよう、地域の事業所の協力を得て職業体験の機会を提供します。コーディネーターによるきめ細かなかわりと事業所との連携により、立ち直り支援の充実を図ります。

## 3 支援のための連携

若者はさまざまな形で「生きづらさ」に直面しており、個々の状況に対応した支援が必要となっています。また、これまで挙げてきた若者の状況は、どれも複数の問題が多様に重なり合っていて、ひとつの相談窓口では十分な支援ができません。こうした若者の抱える複雑な問題を解決するために、分野を越えた相談窓口のネットワークの強化及び各機関が情報を共有し、協力しながら支援を行います。

### (1) 若者サポートネット(若者支援地域協議会)

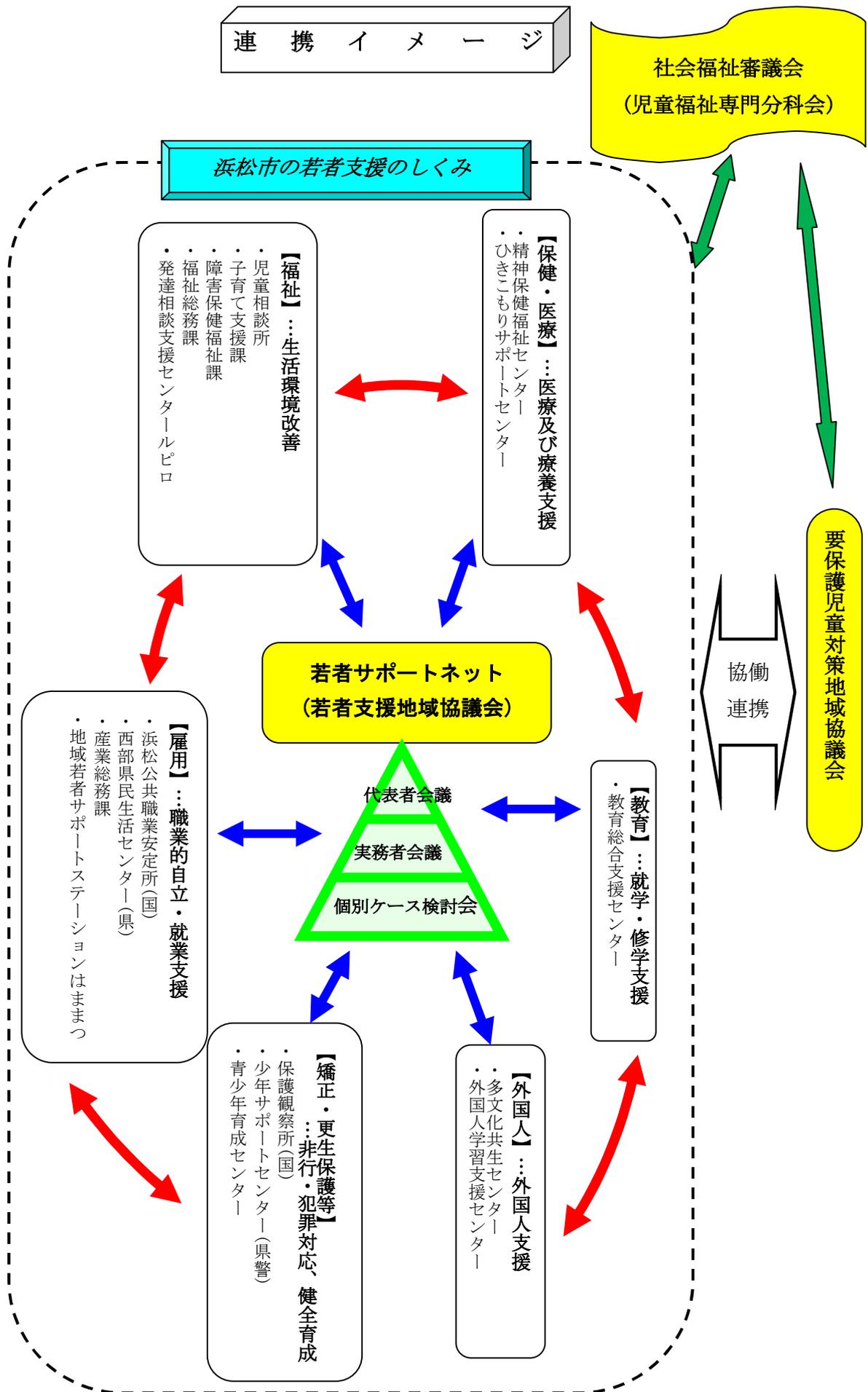
子ども・若者育成支援推進法の施行に伴い、福祉・教育・保健・雇用等の様々な分野の機関の代表者や実務者等で構成される若者サポートネット(若者支援地域協議会)を構築しています。若者サポートネットでの情報交換や支援施策を協議することにより関係機関同士の連携を深め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への総合的な支援の充実を図ります。

また、「要保護児童対策地域協議会」と「若者サポートネット」が有機的に連携することにより、幼児期から学童期、思春期を経て青年までのライフサイクルを見通した一貫した支援を推進します。

### (2) 支援者支援事業

スーパーバイザー<sup>31</sup>による事例検討会や個別ケース検討会を通じて、官民の相談員(支援員)の技能向上と相互連携を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族への支援の質を向上していきます。

<sup>31</sup> 本市から委嘱(依頼)され、相談員(支援員)に対して助言・指導を行う医師、有識者及び臨床心理等。



【参考1】策定経過等

年月日	内容等
平成 25 年 6 月 4 日	市議会厚生保健委員会 ・ 浜松版こども・子育て会議について
平成 25 年 7 月 5 日	第 1 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 子ども・子育て支援新制度の概要について
平成 25 年 8 月 19 日	第 2 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 新制度における保育所・幼稚園の施設類型 ・ ニーズ調査について(案)
平成 25 年 10 月 3 日 ～平成 25 年 10 月 16 日	子育て支援に関するニーズ調査 ・ 子育て世帯の現状や各種子育て支援サービスの利用意向
平成 25 年 11 月 22 日	第 3 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 基本指針(案)の概要と子ども・子育て支援事業計画(案)の作成について ・ 子育て支援に関するニーズ調査の結果概要 ・ 新制度における教育・保育施設等の利用手順 ・ 若者相談支援窓口「わかば」の開設について
平成 26 年 1 月 31 日	第 4 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 子ども・子育て支援事業計画(案)の作成について ・ 子育て支援に関するニーズ調査の結果 ・ 新制度移行に伴う、各基準等に関すること
平成 26 年 3 月 20 日	第 5 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う浜松市立幼稚園・保育所の移行方針 ・ 子ども・子育て支援事業計画(案)における量の見込みについて ・ 新制度移行に伴う各基準等に関すること ・ 新制度施行までのスケジュール
平成 26 年 4 月 25 日	第 1 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 子ども・子育て支援事業計画(案)における量の見込みについて ・ 新制度移行に伴う各基準等に関すること ・ (仮称)浜松市子ども・子育て支援事業計画(案)のイメージ ・ 公定価格の骨格案について ・ 認定こども園・保育所の整備について ・ 新制度施行に伴う市民向け広報について
平成 26 年 5 月 22 日	第 2 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 新制度移行に伴う各基準のパブリック・コメント(案)について ・ 浜松市子ども・子育て支援事業計画(案)について

年月日	内容等
平成 26 年 7 月 20 日、 7 月 27 日、8 月 3 日	市民説明会 ・ 子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 8 月 1 日	第 3 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 市立幼稚園の再編について ・ 保育の必要性の認定における就労時間の下限変更について ・ 利用者負担(案)について ・ 浜松市子ども・若者支援プラン(案)の骨子について ・ 私立幼稚園・私立保育所の新制度における意向調査について
平成 26 年 8 月 20 日 ～平成 26 年 8 月 29 日	区協議会(中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区) ・ 子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 8 月 28 日	市議会厚生保健委員会・市民文教委員会合同委員会 ・ 子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担(保育料)案について
平成 26 年 9 月 24 日	第 4 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 浜松市子ども・若者支援(案)プランについて ・ 子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担(案)の公表について ・ 利用開始までのスケジュールについて ・ 教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について
平成 26 年 11 月 12 日	市議会厚生保健委員会・市民文教委員会合同委員会 ・ 浜松市子ども・若者支援プラン(案)について
平成 26 年 11 月 14 日	第 5 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 浜松市子ども・若者支援プラン(案)について
平成 26 年 11 月 19 日 ～平成 26 年 12 月 19 日	パブリック・コメント実施
平成 26 年 11 月 25 日 ～平成 26 年 11 月 28 日	区協議会(中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区) ・ 浜松市子ども・若者支援プラン(案)について
平成 27 年 2 月 4 日	市議会厚生保健委員会・市民文教委員会合同委員会 ・ パブリック・コメント結果報告
平成 27 年 2 月 16 日	第 6 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ パブリック・コメント結果報告
平成 27 年 2 月 17 日	パブリック・コメント結果公表
平成 27 年 4 月	浜松市子ども・若者支援プラン施行

【参考 2】 浜松市次世代育成支援(後期) 行動計画事業一覧

浜松市次世代育成支援(後期)行動計画からの移行状況	
(重複事業除く)	
	子ども・若者支援プランの子ども・子育て支援 重点的に取り組む事業へ移行・・・◎
	子ども・若者支援プランの子ども・子育て支援 その他事業へ移行・・・・・・・・・・★
	子ども・若者支援プランのひとり親家庭等自立促進の事業へ移行・・・・・・・・・・□
	子ども・若者支援プランの若者支援の事業へ移行・・・・・・・・・・・・・○
	他計画に登載または廃止等される事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◆
No.	事業名
1	◎ 母子訪問指導事業 ⇒ 「乳児家庭全戸訪問事業」「妊産婦乳幼児訪問事業」に分割
2	◎ 養育支援訪問事業
3	★ 保育ママ事業
4	◎ ファミリー・サポート・センター事業 ⇒ 名称変更：子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
5	◎ 放課後児童健全育成事業
6	◎ 子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業) ⇒ 名称変更：子育て短期支援事業
7	◆ 子育て支援短期利用事業(トリライトステイ事業) ⇒ 「子育て短期支援事業」により実施
8	◎ 病児・病後児保育事業 ⇒ 名称変更：病児保育事業
9	◎ 一時預かり事業 ⇒ 「一般型一時預かり事業」、「幼稚園型一時預かり事業」に分割
10	◆ 特定保育事業 ⇒ 「一般型一時預かり事業」により実施
11	◎ 公立幼稚園における預り保育事業 ⇒ 「幼稚園型一時預かり事業」に統合
12	◎ 地域つどいの広場事業(「地域子育て支援拠点事業を含む」) ⇒ 「地域子育て支援拠点事業」、「地域子育て推進事業」に分割
13	★ 子育て情報センター運営事業 ⇒ 名称変更：子育て情報センター管理運営事業
14	◆ 子育て情報ネットワーク事業 ⇒ 子育て情報センター管理運営事業に統合
15	◆ しずおか子育て優待カード事業 ⇒ 静岡県事業のため除外
16	★ すこやかキッズフェスティバル
17	◎ 通常保育事業 ⇒ 「保育所、認定こども園」により実施
18	◎ 認定こども園事業 ⇒ 「認定こども園」により実施
19	◎ 延長保育事業 ⇒ 「時間外保育事業(延長保育事業等)」により実施
20	◎ 休日保育事業 ⇒ 「時間外保育事業(延長保育事業等)」により実施
21	◆ 夜間保育事業 ⇒ 認可保育所においては実施しない
22	◎ 障がい児保育事業 ⇒ 「認定こども園、幼稚園、保育所」により実施
23	◆ 幼児教育振興アクションプログラム事業 ⇒ 他計画へ
24	★ 認証保育所運営費助成事業 ⇒ 名称変更：認証保育所助成事業
25	◆ 市立保育園のサービス評価の実施 ⇒ 廃止
26	◆ 保健・福祉ガイドブックの作成 ⇒ 廃止
27	◎ 児童館運営事業 ⇒ 「No.12 地域子育て支援拠点事業」に統合
28	★ 移動児童館事業
29	◎ なかよし館運営事業 ⇒ 「No.12 地域子育て支援拠点事業」に統合

No.	事業名
30	★ 浜松こども館運営事業
31	★ 青少年の家運営事業 ⇒ 名称変更：青少年の家管理運営事業
32	★ 青少年団体等活動助成事業
33	★ 地域(中学校区)青少年健全育成会事業
34	○ 青少年支援体験活動事業
35	◎ 民間放課後児童クラブ運営費補助事業 ⇒ 「放課後児童健全育成事業」に統合
36	◆ 母親クラブ事業 ⇒ 廃止
37	★ 児童遊園地整備費補助金事業 ⇒ 名称変更：児童遊園等整備支援事業
38	◆ 産科医療の充実事業 ⇒ 他計画へ
39	◎ 妊婦健康診査事業
40	★ 妊娠期の健康講座事業 ⇒ 名称変更：妊娠期健康講座事業
41	★ 母子相談事業
42	◆ 母子歯科保健事業 ⇒ 他計画へ
43	◆ フッ素洗口事業 ⇒ 他計画へ
44	★ 乳幼児健康診査事業
45	★ 予防接種推進事業 ⇒ 名称変更：母子予防接種推進事業
46	★ 食育推進事業
47	◆ 学校給食地場産品導入の推進 ⇒ 他計画へ
48	★ 思春期の性教育事業 ⇒ 名称変更：思春期性教育事業
49	★ 思春期相談 ⇒ 名称変更：精神保健福祉相談
50	★ ひきこもり家族教室
51	○ ひきこもり相談
52	◆ 小児救急医療体制の強化事業 ⇒ 他計画へ
53	◆ 夜間救急小児科医師配置事業 ⇒ 他計画へ
54	◆ 障がい者(児)歯科保健医療事業 ⇒ 他計画へ
55	★ 乳幼児医療費助成事業
56	★ 母子医療費等支援事業
57	★ 小・中学生医療費助成事業
58	★ 特定不妊治療費助成事業 ⇒ 名称変更：不妊治療費支援事業
59	★ 赤ちゃんとのふれあい体験事業
60	◆ 夢をはぐくむ園・学校づくり推進事業 ⇒ 他計画へ
61	◆ はままつ人づくり教育推進事業 ⇒ 他計画へ
62	◆ 少人数学級編制事業 ⇒ 他計画へ
63	◆ 小学校1・2年生多人数学級支援員配置事業 ⇒ 他計画へ
64	◆ 小学校学習支援員配置事業 ⇒ 他計画へ
65	◆ 学校図書館補助員配置事業 ⇒ 他計画へ
66	◆ 複式学級での支援事業 ⇒ 他計画へ
67	◆ 理科支援員等配置事業 ⇒ 他計画へ
68	◆ 生きた英語力育成事業 ⇒ 他計画へ
69	★ 私立学校教育振興事業費補助事業 ⇒ 名称変更：私立学校教育振興助成事業
70	◆ 外国人子ども教育支援推進事業 ⇒ 他計画へ
71	◆ 教育相談事業 ⇒ 他計画へ

No.	事業名
72	◆ いじめホットライン事業 ⇒ 他計画へ
73	◆ 不登校児支援推進事業 ⇒ 他計画へ
74	◆ 小中学校指導支援員配置事業 ⇒ 他計画へ
75	◆ 養護教諭補助員配置事業 ⇒ 他計画へ
76	★ ジュニアスポーツ育成事業
77	◆ 学校評議員制度 ⇒ 他計画へ
78	◆ 民間人校長の起用 ⇒ 他計画へ
79	◆ 教職員研修事業 ⇒ 他計画へ
80	◆ 浜松教師塾 ⇒ 他計画へ
81	◆ 発達支援教育推進事業 ⇒ 他計画へ
82	◆ 発達支援学級・通級指導教室の適正配置事業 ⇒ 他計画へ
83	◆ 共生共育推進事業 ⇒ 他計画へ
84	★ 就学相談・就学指導業務
85	◆ 発達支援教育就学奨励事業 ⇒ 他計画へ
86	◆ 就学援助事業 ⇒ 他計画へ
87	◆ 幼児ことばの教室の運営事業 ⇒ 他計画へ
88	◆ スクールヘルパー配置事業 ⇒ 他計画へ
89	★ 子育て支援委託事業 ⇒ 名称変更：私立幼稚園子育て支援事業
90	◆ キッズサポーター配置事業 ⇒ 他計画へ
91	★ 私立幼稚園教育振興事業費補助事業 ⇒ 名称変更：私立幼稚園教育振興助成事業
92	★ 私立幼稚園就園奨励金交付事業 ⇒ 名称変更：私立幼稚園就園奨励助成事業
93	◆ 公共建築物緊急耐震化推進事業 ⇒ 廃止
94	★ 外国人学校等への支援
95	◆ 家族ふれあい事業 ⇒ 他計画へ
96	★ 子ども講座事業
97	★ 私立幼稚園家庭教育推進イベント委託事業 ⇒ 「私立幼稚園子育て支援事業」に統合
98	★ 子育て講座事業
99	★ 地区社会福祉協議会活動の推進 ⇒ 名称変更：地区社会福祉協議会活動支援事業
100	★ 地域ふれあい事業
101	◆ おはなし会 ⇒ 他計画へ
102	◆ ブックスタート事業 ⇒ 他計画へ
103	◆ 子どものための読書講座 ⇒ 他計画へ
104	★ 青少年育成センター事業(補導・環境浄化事業)
105	◆ 子育て環境に配慮した市営住宅整備事業 ⇒ 他計画へ
106	★ 安全で安心なまちづくり支援事業
107	◆ 公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業 ⇒ 他計画へ
108	◆ 交通バリアフリー基本構想 ⇒ 他計画へ
109	★ 事業所向け男女共同参画の視点からの意識啓発事業
110	★ 女性就労支援事業
111	◆ 浜松市交通事故防止対策会議事業 ⇒ 他計画へ

No.	事業名
112	◆ 交通安全の意識啓発事業 ⇒ 他計画へ
113	★ 通学路の安全対策
114	◆ 通学路の整備事業 ⇒ 他計画へ
115	★ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
116	★ 児童相談・児童保護事業
117	◎ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
118	★ 小規模グループケア事業 ⇒ 名称変更：社会的養護体制整備事業
119	□ 母子家庭自立支援給付金事業 ⇒ 「自立支援教育訓練給付金事業」、「高等職業訓練促進給付金等事業」に分割
120	□ ひとり親家庭等自立支援手当
121	★ 発達医療総合福祉センター運営事業
122	★ 障害児地域生活支援事業
123	★ 発達支援広場事業
124	★ 児童発達支援センター運営事業
125	★ 発達相談支援センター事業
126	★ 障害者相談支援事業
127	★ マザーズサロン連携事業
128	★ 児童福祉施設整備補助事業 ⇒ 名称変更：児童福祉施設整備助成事業
129	□ 母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実 ⇒ 名称変更：母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実・強化
130	□ ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発 ⇒ 名称変更：ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発・優遇制度の周知
131	★ 放課後の子どもたちの居場所づくり
132	★ 認証保育所利用者への助成制度 ⇒ 名称変更：認証保育所利用者助成事業
133	◆ 子どもが文化芸術に親しみ、体験する環境づくり ⇒ 他計画へ
134	◆ 高齢者介護施設と保育園の併設の促進 ⇒ 他計画へ
135	◆ 思春期の性感染症予防事業 ⇒ 他計画へ
136	◆ 性感染症血液検査 ⇒ 他計画へ
137	★ 市立幼稚園の通常学級における障がいのある園児への個別支援 ⇒ 名称変更：市立幼稚園の通常学級における特別な支援を要する園児への個別支援
138	◆ 小中一貫教育の推進 ⇒ 他計画へ
139	◆ 理数、外国語、音楽、美術等の課外特別講座の創設 ⇒ 他計画へ
140	★ 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業
141	◆ 音楽教育の環境整備⇒プランには掲載しない
142	◆ 「子ども図書館」整備充実事業 ⇒ 廃止
143	○ 子ども・若者サポートネットの設置 ⇒ 名称変更：若者サポートネット(若者支援地域協議会)
144	◆ 発達障がいの診療体制の整備 ⇒ 他計画へ
145	◆ 児童発達支援事業の整備 ⇒ 他計画へ
146	★ 発達障がいに関する相談支援体制の整備 ⇒ 名称変更：発達障害者支援体制整備事業

### 【参考3】児童人口推計

全域

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	平成27年	6,715	7,046	7,072	7,127	7,194	7,029	42,183人
	平成28年	6,533	6,856	7,033	7,041	7,085	7,179	41,727人
	平成29年	6,369	6,672	6,842	7,005	7,005	7,075	40,968人
	平成30年	6,216	6,509	6,666	6,821	6,972	7,004	40,188人
	平成31年	6,083	6,352	6,504	6,649	6,792	6,967	39,347人
	平成32年	5,950	6,214	6,347	6,485	6,621	6,789	38,406人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推計人口	平成27年	7,382	7,464	7,401	7,126	7,378	7,515	44,266人
	平成28年	6,979	7,362	7,451	7,391	7,110	7,375	43,668人
	平成29年	7,134	6,967	7,356	7,443	7,372	7,112	43,384人
	平成30年	7,034	7,124	6,965	7,353	7,425	7,379	43,280人
	平成31年	6,964	7,028	7,119	6,963	7,338	7,434	42,846人
	平成32年	6,927	6,960	7,027	7,121	6,952	7,347	42,334人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推計人口	平成27年	7,669	7,700	7,667	7,681	7,921	7,609	46,247人
	平成28年	7,511	7,675	7,707	7,649	7,687	7,937	46,166人
	平成29年	7,372	7,522	7,683	7,692	7,658	7,707	45,634人
	平成30年	7,114	7,387	7,538	7,675	7,704	7,681	45,099人
	平成31年	7,382	7,128	7,403	7,531	7,695	7,732	44,871人
	平成32年	7,440	7,399	7,145	7,398	7,550	7,723	44,655人

中区

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	平成27年	1,947	2,032	1,966	1,950	1,942	1,870	11,707人
	平成28年	1,891	1,971	1,985	1,912	1,927	1,915	11,601人
	平成29年	1,841	1,916	1,925	1,932	1,891	1,901	11,406人
	平成30年	1,790	1,866	1,873	1,874	1,911	1,866	11,180人
	平成31年	1,746	1,814	1,824	1,824	1,854	1,885	10,947人
	平成32年	1,701	1,770	1,774	1,776	1,804	1,830	10,655人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推計人口	平成27年	2,016	1,946	1,970	1,923	1,989	1,958	11,802人
	平成28年	1,825	2,001	1,930	1,954	1,912	1,988	11,610人
	平成29年	1,869	1,812	1,986	1,915	1,942	1,911	11,435人
	平成30年	1,856	1,855	1,800	1,970	1,903	1,942	11,326人
	平成31年	1,822	1,845	1,842	1,786	1,958	1,903	11,156人
	平成32年	1,841	1,811	1,832	1,828	1,776	1,958	11,046人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推計人口	平成27年	2,150	2,138	2,168	2,160	2,254	2,169	13,039人
	平成28年	1,948	2,140	2,132	2,163	2,154	2,257	12,794人
	平成29年	1,976	1,938	2,135	2,128	2,157	2,157	12,491人
	平成30年	1,901	1,968	1,935	2,131	2,121	2,161	12,217人
	平成31年	1,931	1,893	1,965	1,932	2,125	2,127	11,973人
	平成32年	1,893	1,922	1,890	1,962	1,926	2,130	11,723人

東区

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推 計 人 口	平成27年	1,246	1,275	1,253	1,238	1,213	1,189	7,414人
	平成28年	1,216	1,242	1,250	1,224	1,218	1,207	7,357人
	平成29年	1,191	1,212	1,218	1,221	1,206	1,211	7,259人
	平成30年	1,176	1,189	1,191	1,192	1,204	1,202	7,154人
	平成31年	1,155	1,172	1,166	1,164	1,175	1,199	7,031人
	平成32年	1,136	1,153	1,152	1,141	1,149	1,171	6,902人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推 計 人 口	平成27年	1,223	1,266	1,302	1,174	1,256	1,299	7,520人
	平成28年	1,172	1,214	1,259	1,304	1,166	1,257	7,372人
	平成29年	1,190	1,163	1,208	1,261	1,295	1,167	7,284人
	平成30年	1,196	1,183	1,159	1,212	1,254	1,298	7,302人
	平成31年	1,187	1,188	1,177	1,161	1,205	1,257	7,175人
	平成32年	1,184	1,179	1,184	1,181	1,155	1,208	7,091人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推 計 人 口	平成27年	1,287	1,337	1,298	1,296	1,208	1,190	7,616人
	平成28年	1,302	1,291	1,352	1,287	1,280	1,210	7,722人
	平成29年	1,260	1,306	1,305	1,339	1,271	1,282	7,763人
	平成30年	1,172	1,266	1,323	1,295	1,325	1,275	7,656人
	平成31年	1,303	1,176	1,282	1,314	1,282	1,329	7,686人
	平成32年	1,262	1,309	1,191	1,273	1,300	1,286	7,621人

西区

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推 計 人 口	平成27年	1,008	1,053	1,090	1,097	1,063	1,127	6,438人
	平成28年	976	1,022	1,055	1,093	1,092	1,066	6,304人
	平成29年	947	992	1,025	1,060	1,089	1,096	6,209人
	平成30年	922	962	995	1,030	1,057	1,096	6,062人
	平成31年	902	937	966	1,002	1,028	1,063	5,898人
	平成32年	885	917	941	973	1,001	1,035	5,752人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推 計 人 口	平成27年	1,127	1,233	1,207	1,203	1,155	1,280	7,205人
	平成28年	1,122	1,127	1,239	1,207	1,211	1,163	7,069人
	平成29年	1,062	1,126	1,135	1,239	1,216	1,221	6,999人
	平成30年	1,093	1,065	1,134	1,137	1,248	1,227	6,904人
	平成31年	1,092	1,096	1,073	1,136	1,147	1,260	6,804人
	平成32年	1,063	1,098	1,105	1,076	1,147	1,158	6,647人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推 計 人 口	平成27年	1,252	1,213	1,179	1,215	1,297	1,226	7,382人
	平成28年	1,282	1,260	1,216	1,180	1,255	1,308	7,501人
	平成29年	1,166	1,292	1,265	1,219	1,221	1,268	7,431人
	平成30年	1,223	1,176	1,298	1,269	1,262	1,233	7,461人
	平成31年	1,232	1,234	1,182	1,303	1,316	1,276	7,543人
	平成32年	1,265	1,244	1,243	1,188	1,351	1,332	7,623人

南区

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	841	882	883	872	961	889	5,328人
	平成28年	816	855	879	877	858	958	5,243人
	平成29年	793	829	853	873	864	857	5,069人
	平成30年	771	807	828	848	861	863	4,978人
	平成31年	753	785	807	823	837	860	4,865人
	平成32年	736	765	783	800	810	834	4,728人

児童年齢	6歳児(小1)	7歳児(小2)	8歳児(小3)	9歳児(小4)	10歳児(小5)	11歳児(小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	937	965	931	859	965	991	5,648人
	平成28年	880	927	961	926	851	956	5,501人
	平成29年	949	871	923	956	917	844	5,460人
	平成30年	849	940	868	919	945	909	5,430人
	平成31年	855	842	937	865	910	938	5,347人
	平成32年	850	847	838	934	856	903	5,228人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	920	972	1,039	1,015	1,074	1,024	6,044人
	平成28年	986	925	970	1,034	1,011	1,073	5,999人
	平成29年	951	992	923	963	1,030	1,010	5,869人
	平成30年	841	958	990	919	959	1,029	5,696人
	平成31年	905	848	956	985	915	958	5,567人
	平成32年	936	913	846	952	983	914	5,544人

北区

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	708	763	791	794	839	854	4,749人
	平成28年	689	744	778	808	802	848	4,669人
	平成29年	673	722	756	794	816	811	4,572人
	平成30年	658	707	736	774	803	827	4,505人
	平成31年	644	692	721	754	783	813	4,407人
	平成32年	629	677	703	738	763	793	4,303人

児童年齢	6歳児(小1)	7歳児(小2)	8歳児(小3)	9歳児(小4)	10歳児(小5)	11歳児(小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	860	863	864	809	849	842	5,087人
	平成28年	861	865	863	870	806	847	5,112人
	平成29年	856	867	867	869	867	804	5,130人
	平成30年	819	863	868	874	867	866	5,157人
	平成31年	835	827	864	875	872	866	5,139人
	平成32年	821	841	828	871	873	871	5,105人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	896	883	890	901	951	927	5,448人
	平成28年	843	895	884	890	901	951	5,364人
	平成29年	849	842	896	886	892	903	5,268人
	平成30年	806	849	844	899	889	894	5,181人
	平成31年	868	806	851	846	902	891	5,164人
	平成32年	868	868	808	853	848	904	5,149人

浜北区

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	平成27年	833	899	939	1,037	1,017	934	5,659人
	平成28年	818	882	938	977	1,048	1,026	5,689人
	平成29年	803	866	919	977	988	1,059	5,612人
	平成30年	784	850	902	957	987	999	5,479人
	平成31年	767	831	886	940	968	998	5,390人
	平成32年	752	812	867	922	951	979	5,283人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推計人口	平成27年	1,077	1,022	971	996	1,001	949	6,016人
	平成28年	955	1,086	1,032	973	1,002	999	6,047人
	平成29年	1,050	964	1,097	1,034	979	1,001	6,125人
	平成30年	1,083	1,060	973	1,100	1,040	979	6,235人
	平成31年	1,023	1,092	1,070	976	1,106	1,040	6,307人
	平成32年	1,021	1,034	1,104	1,073	982	1,107	6,321人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推計人口	平成27年	970	956	869	896	899	858	5,448人
	平成28年	954	971	953	873	890	901	5,542人
	平成29年	1,004	955	967	957	867	893	5,643人
	平成30年	1,006	1,005	952	971	951	870	5,755人
	平成31年	984	1,007	1,002	956	966	954	5,869人
	平成32年	1,045	985	1,004	1,006	950	969	5,959人

天竜区

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	平成27年	132	142	150	139	159	166	888人
	平成28年	127	140	148	150	140	159	864人
	平成29年	121	135	146	148	151	140	841人
	平成30年	115	128	141	146	149	151	830人
	平成31年	116	121	134	142	147	149	809人
	平成32年	111	120	127	135	143	147	783人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推計人口	平成27年	142	169	156	162	163	196	988人
	平成28年	164	142	167	157	162	165	957人
	平成29年	158	164	140	169	156	164	951人
	平成30年	138	158	163	141	168	158	926人
	平成31年	150	138	156	164	140	170	918人
	平成32年	147	150	136	158	163	142	896人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推計人口	平成27年	194	201	224	198	238	215	1,270人
	平成28年	196	193	200	222	196	237	1,244人
	平成29年	166	197	192	200	220	194	1,169人
	平成30年	165	165	196	191	197	219	1,133人
	平成31年	159	164	165	195	189	197	1,069人
	平成32年	171	158	163	164	192	188	1,036人

【参考4】パブリック・コメント実施結果

	項目	概要
1	案の公表及び意見募集期間	平成26年11月19日(水)から平成26年12月19日(金)まで
2	案の公表先	広報はままつ、市ホームページ、次世代育成課、子育て支援課、保育課、児童相談所、青少年育成センター、教育総務課、健康増進課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)で配布
3	意見提出者数	410人・6団体、意見数611件
4	提出方法の内訳	持参(405)、郵送(1)、電子メール(6)、ファックス(4)
5	意見の内訳	提案9件、要望575件、質問27件
6	案に対する反映度	案の修正6件、今後の参考意見16件、盛り込み済420件、その他169件
7	市の考え方の公表時期	平成27年2月17日(火)
8	主な意見	<p>第1部 総論</p> <p>1 策定にあたって(意見数1件)</p> <p>2 基本理念(意見数0件)</p> <p>3 根拠法令(意見数0件)</p> <p>4 策定の時期と計画期間(意見数0件)</p> <p>5 策定の方法(意見数0件)</p> <p>6 位置づけ(意見数0件)</p> <p>7 前計画の取組み状況と成果(意見数2件)</p> <p>8 施策体系(意見数4件)</p> <p>9 推進体制(意見数5件)</p> <p>10 点検及び評価(意見数1件)</p> <p>第2部 子ども・子育て支援 (浜松市子ども・子育て支援事業計画)</p> <p>第1章 はじめに</p> <p>1 趣旨(意見数0件)</p> <p>2 経緯(意見数0件)</p> <p>3 用語の定義(意見数3件)</p> <p>第2章 子ども・子育てをめぐる現状と課題</p> <p>1 人口に関すること(意見数1件)</p> <p>2 少子化に関すること(意見数0件)</p>

項目	概要
	<p>3 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用に関すること(意見数 4 件)</p> <p>4 産業構造や女性労働力に関すること(意見数 0 件)</p> <p>5 子育て支援に関するニーズ調査結果(意見数 4 件)</p> <p>6 施策体系(意見数 1 件)</p> <p>第3章 事業計画</p> <p>1 就学前における質の高い教育・保育の提供(意見数 6 件)</p> <p>2 提供区域の設定(意見数 7 件)</p> <p>3 各年度の就学前における教育・保育の量の見込み、実施しようとする就学前における教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(意見数 11 件)</p> <p>4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(意見数 414 件)</p> <p>5 保育利用率の目標数値(意見数 1 件)</p> <p>6 認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保(意見数 0 件)</p> <p>7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保(意見数 1 件)</p> <p>8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な静岡県との連携に関する事項(意見数 0 件)</p> <p>9 子どもの貧困対策の充実に関する事項(意見数 0 件)</p> <p>10 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(意見数 3 件)</p> <p>11 子ども・子育て支援の成果(アウトカム)(意見数 0 件)</p> <p>第3部 ひとり親家庭等自立促進</p> <p>第1章 はじめに</p> <p>1 趣旨(意見数 1 件)</p> <p>2 経緯(意見数 1 件)</p> <p>3 用語の定義(意見数 0 件)</p> <p>第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題</p> <p>1 ひとり親家庭等の現状(意見数 0 件)</p> <p>2 ひとり親家庭等自立促進の課題(意見数 0 件)</p>

	項 目	概 要
		<p>3 施策体系(意見数 0 件)</p> <p>第 3 章 具体的な支援施策</p> <p>1 子育て・生活支援(意見数 2 件)</p> <p>2 就業支援(意見数 0 件)</p> <p>3 養育費確保支援(意見数 0 件)</p> <p>4 経済的支援(意見数 0 件)</p> <p>第 4 部 若者支援</p> <p>第 1 章 はじめに</p> <p>1 趣旨(意見数 0 件)</p> <p>2 経緯(意見数 0 件)</p> <p>3 用語の定義(意見数 1 件)</p> <p>第 2 章 若者をめぐる現状と課題</p> <p>1 若者の現状(意見数 1 件)</p> <p>2 若者支援の課題(意見数 0 件)</p> <p>3 施策体系(意見数 0 件)</p> <p>第 3 章 具体的な支援施策</p> <p>1 就労支援(意見数 0 件)</p> <p>2 社会生活支援(意見数 0 件)</p> <p>3 支援のための連携(意見数 0 件)</p> <p>その他(意見数 136 件)</p>





浜松市子ども・若者支援プラン

発行／浜松市 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

編集／浜松市こども家庭部 次世代育成課 TEL(053)457-2795

発行日／平成 27 年 3 月

改訂日／平成 28 年 3 月

改訂日／平成 29 年 3 月

改定日／平成 30 年 3 月

改定日／平成 31 年 3 月